

2020 年度

点検・評価報告書

新潟薬科大学

目 次

序 章	1
第1章 理念・目的	5
第2章 内部質保証	12
第3章 教育研究組織	23
第4章 教育課程・学習成果	28
第5章 学生の受け入れ	51
第6章 教員・教員組織	62
第7章 学生支援	72
第8章 教育研究等環境	87
第9章 社会連携・社会貢献	98
第10章 大学運営・財務	
第1節 大学運営	108
第2節 財務	119
終 章	124

序 章

1. 新潟薬科大学の沿革と概要

本学は、母体である学校法人新潟科学技術学園によって、1977年4月に新潟県で唯一の薬学系単科大学として新潟市上新栄町に創立された。その後、1991年に大学院薬学研究科修士課程を、1995年に大学院薬学研究科博士課程を開設するとともに、2002年4月には、食品・バイオ・環境分野における専門人材の育成を目指し、新しいキャンパス（新津キャンパス）に応用生命科学部を開設した。2006年には、薬剤師養成のための薬学教育が6年に延長されたことに伴い、薬剤師養成教育に傾注するべく薬学部の教育課程を6年制とし、同時に薬学部及び新潟科学技術学園法人本部の新津キャンパスへの移転も完了させ、新津キャンパスにおいて名実ともに総合大学として活動する環境を整備した。その後、2006年に大学院応用生命科学研究科修士課程を、2009年に大学院応用生命科学研究科博士後期課程を開設するとともに、2012年には新たに大学院薬学研究科博士課程（4年制）を開設し、薬学及び生命科学における高度な教育研究を進める体制を整えた。また、応用生命科学部では、2012年に、教職課程の開設とともに生命科学分野を取り巻く環境の変化に応じた改組を行い、食品科学コース、バイオ工学コース、環境科学コース及び理科教職コース（2021年4月からは、食品科学コース、バイオテクノロジーコース、生命環境化学コース及び理科教職コースに改名）の4コースを設置した。さらに2015年には、経済学・経営学に精通した食品・バイオ・環境分野におけるビジネス領域の専門人材の育成を目指し、応用生命科学部生命産業創造学科を開設するとともに、2016年に新津駅前に新たなキャンパス（新津駅東キャンパス）を開設した。以後本学は2学部3学科並びに2研究科を擁する総合大学となり、現在に至っている。

上記の経過を辿るなか、時代と社会の要請に応えるべく、薬学部の入学定員を2000年に100名から120名に、2004年に120名から180名に増加させ、加えて薬用植物園、実験動物施設、放射線同位元素利用施設、組換えDNA実験施設、共同利用機器施設、情報処理教育研究施設及び薬草・薬樹交流園を設置し、教育研究施設の整備、拡充に努めてきた。また大学の果たすべき使命の一つである社会貢献を推進するため、全学的な組織として「高度薬剤師教育研究推進センター」、「産官学連携推進センター」、「教育連携推進センター」、「健康推進連携センター」及び「健康・自立総合研究機構」を設置している。このような体制の下、中学校、高等学校などの中等教育機関や一般社会人を対象とした教育連携、地域の薬剤師の生涯教育の支援及び連携ネットワークの構築、地域社会の企業や研究機関との連携、健康寿命の延伸に向けた創造的研究の実践を目指している。

2. 本学の自己点検・自己評価

1991年に大学設置基準が改正され、大学の自己点検・評価が努力義務化された後、1999年の大学設置基準の再改正により、自己点検・評価の実施及び結果の公表が義務化された。さらに2002年の学校教育法の改正に伴い、自己点検・評価の実施と結果の公表に係る規定が法律化され、2004年から認証評価機関による認証評価制度が導入された。このような動向を踏まえ、本学では、2007年に学部、研究科単位による自己点検・評価を開始し、学部、研究科の自己点検・評価委員会が中心となり、委員会活動及び教員個人の教育研究活動に関

する自己点検・評価を行うとともに、同じく学部、研究科単位での外部評価委員による外部評価を適宜実施してきた。これらの結果は、学部、研究科ごとに取りまとめ、公表してきた。加えて2010年及び2013年には、全学的な中期目標・中期計画を策定し、それらに関する自己点検・評価を実施し、結果を公表してきた。2007年には、公益財団法人大学基準協会による第1期認証評価を受審し、大学基準に適合しているとの認定を受けたが、その際に特に改善を要するとして提言された事項については、計画的な改善に努めてきた。2012年にはPDCA推進室（現 大学評価室）を設置し、改善への取組みを管理しながら、PDCAサイクルの継続的な実践に努めてきた。2014年には、大学基準協会による第2期認証評価を受審し、大学基準への適合認定を受けた。過去2回の認証評価の結果は、本学ホームページに掲載し、公表している。

3. 前回の認証評価結果を踏まえた改善、改革の取組み

2014年の認証評価結果では、全学的に導入しているICTを活用した修学支援システムの整備、活用や本学と地域をつなぐ拠点である3つのセンター（「教育連携推進センター」、
「高度薬剤師教育研究センター」及び「産官学連携推進センター」）の活動が長所として特記された一方で、「努力課題」4項目の指摘を受け、以下のとおり改善に取り組み、2018年7月に改善報告書にまとめ、大学基準協会に提出した。

No.	「努力課題」指摘事項	改善対応
1	薬学研究科の学位授与方針において、課程修了にあたって修得しておくべき学習成果が明確にされていないので、改善が望まれる。	教育委員会での協議の上、薬学研究科教務委員会における学位授与方針に関する検討を経て、薬学研究科の学位授与方針を、課程修了時に身につけておくべき具体的な能力2つを明示する内容に改めた。
2	応用生命科学部において、1年間に履修登録できる単位数の上限が設定されていないので、単位制度の趣旨に照らして、改善が望まれる。	応用生命科学部教務委員会における検討を経て、各年度の履修登録単位数の上限は、応用生命科学部の応用生命科学科では49単位、生命産業創造学科では48単位（ただし、前年度のGPAにより学生は上限を超えた単位数（最大で+10単位）の科目を履修することができる。）とすることに改めた。
3	薬学研究科および応用生命科学研究科において、教育内容・方法等の改善を図ることを目的とした、研究科独自の組織的なFD活動が実施されていないため、改善が望まれる。	教育委員会にて全学的な研究科FD研修の企画について検討し、「研究倫理に関するFD研修」及び「視覚的に分かり易くプレゼンする技法に関するFD研修」を両研究科共通のFD研修として実施した。
4	薬学研究科博士課程および応用生命科学研究科博士後期課程において、修業年限内に学位を取得	教育委員長の下での両研究科教務委員会の合同委員会における検討を経て、「標準修業年限以上在学し、所定の単位を取得して退学した者の学位取得に

<p>できず、課程の修了に必要な単位を取得して退学した後、在籍関係のない状態で学位論文を提出した者に対し「課程博士」として学位を授与することを規定していることは適切ではない。課程博士の取り扱いを見直すとともに、課程制大学院制度の趣旨に留意して修業年限内の学位授与を促進するよう、改善が望まれる。</p>	<p>対して、「課程博士」とせず「論文博士」として取り扱うもの」と改正した。また、教育委員会及び両研究科教務委員会での検討を経て、主指導教員の他に、研究テーマや研究方法について客観的な立場から、学生に助言、調整する役割を担う「副指導教員」の導入を盛り込んだ「新潟薬科大学大学院学則第10条第2項に規定する指導教員の決定及び任務等に関する申合せ」を制定し、修業年限内の学位取得を促すサポート体制を強化した。</p>
---	--

これらの努力課題に対する本学の改善取組みに対して、大学基準協会より2019年5月に改善報告書の検討結果の通知を受け、「今回提出された改善報告書からは、大学評価結果における努力課題を真摯に受け止め、意欲的に改善に取り組んできたことが確認できた。」という評価を受け、「今後の改善経過について再度報告を求める事項はなし」とされた。しかしながら、努力課題No.2についてはGPA1.5以上の学生が50単位以上の履修が可能となっている点、努力課題No.3については本学の改善策で示したFD研修が各研究科独自のFD活動ではなく、両研究科の共催である点については引き続きの改善を求められた。その後、これら2つの課題についても改善対応を進め、努力課題No.2については、2019年には応用生命科学部教務委員会における検討を経て、「新潟薬科大学応用生命科学部 GPA 制度及びCAP制に関する取扱い要項」を改正し、2020年度以降の入学生については履修登録単位数の上限を49単位とした。また努力課題No.3についても、2019年の改善報告書の検討結果の通知受領後、各研究科独自のFD活動を推進し、複数回の各研究科独自FD講演を実施している。

4. 第3期認証評価に向けて

第2期認証評価の受審後、本学では、学部、研究科単位で行われていた自己点検・評価を見直し、2018年度には「新潟薬科大学自己点検・評価規程」を制定し、2019年以降、統一された評価項目を用いた全学的な自己点検・評価を実施する体制を構築した。同規程に基づいた自己点検・評価では、自己点検・評価活動の客観性及び妥当性を担保するべく、自己点検・評価結果を定期的に外部評価に付すものとしている。2019年度の自己点検・評価では、外部評価に付した上で得られた自己点検・評価結果を基に、運営会議が本学の取組み状況を把握した上で改善方針を検討し、運営会議の議長であり、かつ自己点検・評価活動の総括責任者である学長は、点検・評価結果を尊重しつつ、そこで指摘された問題点に関する改善方針を全学に公表提示し、次いで改善方針に対応する組織や部局に具体的な改善の指示を出した。2020年度は前年度の改善指示への対応も確認しながら自己点検・評価を行い、これらの自己点検・評価結果を改善に結び付ける活動を継続的に実践している。本学の内部質保証システムは、このように自主的な点検・評価と外部評価を組み合わせながら、点検・評価結果から改善に結び付けるというPDCAサイクルを確立することにより、教育の質保証体制を整備し、本学の理念・目的の実現を目指すものである。2020年度には本学が2019年度

から取り組んできた内部質保証の取組みを「新潟薬科大学内部質保証に関する方針」として明文化し、本学の内部質保証システムの更なる機能向上を図っている。第3期認証評価では、内部質保証の実質化が一層重視され、内部質保証システムを有効に機能させることが求められている。第3期認証評価は、本学の教育研究水準の向上に向けた改革への動機づけになると同時に、内部質保証に係る取組みを改善し、内部質保証システムを一層機能化させる重要な機会と捉え、真摯な態度で受審に臨む所存である。

第1章 理念・目的

(1) 現状説明

点検・評価項目① 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：学部においては、学部、学科ごとに、研究科においては、研究科ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容
評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

新潟薬科大学（以下「本学」という。）は、1967年創立の学校法人新潟技術学園（現新潟科学技術学園。以下「学園」という。）に設置する大学として1977年に開学した。学園は、現在本学のほかに新潟工業短期大学自動車工業科及び新潟医療技術専門学校医療専門課程を設置している（資料1-1[第4条]）。「実学一体・心技一体・家族一体・人間一体・理現一体」を学園の建学の精神として掲げ、社会の進展と人類の福祉に貢献すべく教育実践を通してこの具現に努めてきた（資料1-2web）。本学は、このうち特に「実学一体」の精神を重んじ、「学問探求とそれを実行実践していく実用は一体である」という考えの下、この両者の両立、調和を図り、学問の教授を通して実践力を有する人材育成を行っている。この建学の精神に基づき、大学の理念・目的及び大学院の目的を定め、以下のとおり新潟薬科大学学則（2021年4月1日改正、以下「学則」という。）及び新潟薬科大学大学院学則（2021年4月1日改正、以下「大学院学則」という。）に規定している（資料1-3、1-4[第1条]、1-5[第2条]）。

・大学の理念（学則第1条）

生命の尊厳に基づき、薬学及び生命科学両分野を連携させた教育と研究を通して、人々の健康の増進、環境の保全、国際交流や地域社会の発展に貢献する高い専門性と豊かな人間性を有する有為な人材の育成とともに、社会の進歩と文化の高揚に有益な研究成果の創出を本学の理念とする。

・大学の目的（学則第1条）

教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）の精神にのっとり、前項の理念に沿った教育と研究を行うことを目的とする。

・大学院の目的（大学院学則第2条）

薬学と生命科学の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて人類の福祉と文化の創造発展に寄与することを目的とする。

これらの大学の理念・目的及び大学院の目的を踏まえて、以下のとおり、薬学部及び薬学研究科並びに応用生命科学部及び応用生命科学研究科における教育研究上の目的をそれぞれに設定し、学則及び大学院学則に規定している（資料1-4[第5条]、資料1-5[第8条]）。

・薬学部の教育研究上の目的（学則第5条）

「実学一体」の精神のもと、薬学に係る専門知識を修得し、医療人に適う倫理観と豊かな人間性をもち、問題解決能力と実践力を身に付け、医療の進展に資する研究心を有し、地域における人々の健康増進や公衆衛生の向上に貢献する薬剤師を育成することを目的とする。

・薬学研究科の教育研究上の目的（大学院学則第8条）

創薬、医療、保健衛生の分野における高度な研究能力を有し、信頼されるプロフェッショナルとして社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。

・応用生命科学部の教育研究上の目的（学則第5条）

「実学一体」の精神のもと、生命科学を応用して社会の課題解決に貢献する人材を育成することを目的とする。

- 1) 応用生命科学科は、食品、農業、環境及び健康等の生命に関わる産業において、科学及び技術を中心とした専門知識を理解し応用できる能力を備えた人材並びに中等教育において理科教育に造詣が深い教員を育成する。
- 2) 生命産業創造学科は、食品、農業、環境及び健康等の生命に関わる産業において、経済学及び経営学を中心とした専門知識を理解し応用できる能力を備えた人材を育成する。

・応用生命科学研究科の教育研究上の目的（大学院学則第8条）

食品、農業、環境、創薬、医療及び保健衛生等の生命に関わる分野並びに理科教育の各分野における高度な研究能力を有し、信頼されるプロフェッショナルとして社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。

大学及び大学院の目的は、大学の理念に沿った教育と研究を行うことにあり、それによって、健康増進、環境保全、国際交流、地域社会の発展に貢献する専門性と人間性を兼ね備えた人材の育成と、社会の進歩と文化の高揚に有益な成果の創出を目指すものである。これらは、教育研究による社会貢献を使命とする高等教育機関として相応しい内容であり、学問と実践との調和を目指す「実学一体」の建学の精神にも合致したものである。2018年に中央教育審議会から示された「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」では、専攻分野についての専門性に加えて幅広い教養と思考力、判断力等を身に付け、高い公共性、倫理性を保持しつつ、時代の変化に合わせて積極的に社会を支え、課題解決に貢献できる人材の育成が、予測不可能な時代の到来を見据えての高等教育が目指すべき姿とされている。この点に鑑みても本学の大学及び大学院の目的は適切なものである。本学は2学部及びその学部教育を基礎に置く大学院2研究科で構成しているが、各学部、各研究科ともに生命の尊厳を遵守し、各学部、各研究科が有する多様な分野を連携させて設定した理念・目的を具現化しようとしているところが本学の個性であり特徴でもある。薬学部においては地域の人々の健康増進に貢献できる薬剤師の育成を通して、薬学研究科においては創薬、医療、保健衛生の分野における高度な研究能力を有する人材の育成を通して、地域社会の要請に適う人材の輩出をもって社会に貢献することを目的としている。また、応用生命科学部においては学科ごとに特徴づけられた分野で提起される課題解決に貢献する人材の育成を通して、応用

生命科学研究科においては生命科学分野及び理科教育分野における高度な研究能力もしくは中等教育に適切な能力を有する人材の育成を通して、社会貢献を果たすことを目的としている。以上の目的は、各学部、各研究科の専門性の追求の上に敷衍した社会貢献を謳ったものであり、各々の個性を反映した高等教育機関として相応しい内容であるとともに、大学の理念・目的と強く関連した内容となっている。

点検・評価項目② 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点1：学部においては、学部、学科ごとに、研究科においては、研究科ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示
評価の視点2：教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

大学の理念・目的は学則第1条に、大学院の目的は大学院学則第2条にそれぞれ規定している（資料1-4[第1条]、1-5[第2条]）。さらに、本学ホームページに大学の理念・目的並びに各学部、各研究科の目的を掲載し広く社会に公表するとともに、大学生活に必要な情報や諸規程を収載し、毎年度4月に全学生及び全教職員に配布する学生便覧に同内容を掲載し、周知している（資料1-6web、1-7）。2020年度には、2018～2020年の3年間に採用された教職員を対象とした新任教員研修を行い、その中で、大学の理念・目的がどのように教育課程に反映されているのかを教示し、教職員への浸透を図っており、以後もこの新任教員研修は継続していく（資料1-8）。

各学部、各研究科の目的については、2学部の目的は学則第5条に、2研究科の目的は大学院学則第8条にそれぞれ規定している（資料1-4[第5条]、1-5[第8条]）。また各学部、各研究科の目的は、本学ホームページに掲載し広く社会に公表するとともに、学生募集要項（学部のみ。研究科については2022年度学生募集要項から掲載予定。）、学生便覧、各学部の履修ガイド又は各研究科の履修要覧（2021年度より「履修ガイド」）に掲載し周知している（資料1-7、1-9web～1-12web、1-13～1-16）。さらに新年度のオリエンテーション時に、これらの資料を用いて、大学の理念・目的並びに各学部、各研究科の目的がどのように教育課程に反映されているかを説明している（資料1-17）。大学案内、学生募集要項、履修ガイド及び履修要覧は電子版で本学ホームページにも掲載し、情報を容易に入手できるよう配慮している（資料1-18web～1-20web）。

点検・評価項目③ 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点1：将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定
・ 認証評価の結果等を踏まえた中・長期の計画等の策定

本学では、2007年度に受審した大学基準協会による第1期認証評価の結果と、2008年度に実施した学部別の外部評価委員による点検・評価結果を踏まえ、2009年度に、以後3年間の予算編成の指針とすべく「新潟薬科大学第1次中期目標（2010（平成22）年度～2012（平成24）年度）（以下「第1次中期目標」という。）」を策定した（資料1-21）。第1期認証評価では、「応用生命科学部の理念・目標を一般の受験生にもわかりやすく明示し、学生の教育に対して一層の改善に努めることが望まれる。また、薬学部における過去5年の入学定員に対する入学者数比率の平均と収容定員に対する在籍学生数比率の平均が非常に高いので、早急な対応が必要である。」等の助言や勧告を受けたことから、第1次中期目標には、大学の理念、教育理念の周知徹底や中長期的視野に立脚した学生募集、選抜試験戦略の構築等を盛り込み、社会に選ばれる大学を目指し、大学教育改革の推進を図った。この第1次中期目標の達成度の点検・評価に際し、2012年9月に「PDCA推進室」（2018年度から「大学評価室」）を新設し、同推進室が中心となり第1次中期目標の自己点検・評価を取りまとめ、その結果を自己点検・評価書として上梓し公表した（資料1-22、1-23）。第1次中期目標の達成度の自己点検・評価の結果を踏まえ、1.教育の質向上、2.学生支援の充実、3.教育力の向上、4.研究力の向上、5.社会貢献・地域貢献、6.運営基盤の整備、7.教育研究環境の整備、という7分野に大別し、2013年度からの次なる5年間に亘る指針として「新潟薬科大学第2次中期目標・計画（平成25年度～平成29年度）（以下「第2次中期目標・計画」）」を策定した（資料1-24）。

第2次中期目標・計画に関して、PDCA推進室により実施期間の中間年度の3年目にあたる2015年度末に、中期目標・計画の進捗状況を点検・評価し、学長、副学長、学部長、事務部長で構成し、学長を補佐する組織として、本学の教育研究に係る企画や戦略の立案を行う「運営検討会議」（2018年から「運営会議」）に提出し、学外評価委員の参加のもとに大学評価会議を開催した（資料1-25、1-26）。最終年度の2017年度には、PDCA推進室において第2次中期目標・計画に対する自己点検・評価報告書を取りまとめるとともに、外部有識者及び本学のステークホルダーの代表に外部評価委員を委嘱して新たに外部評価委員会を設置し、同委員会で取りまとめられた評価結果は外部評価報告書として大学に提出された（資料1-27、1-28）。これらの評価結果を受けて、本学の課題や進むべき方向性をより明確にし、「新潟薬科大学第3次中期目標・中期計画（2018（平成30）年度～2020（令和2）年度）（以下「第3次中期目標・計画」という。）」の策定に繋げた（資料1-29）。

第2次中期目標・計画の実施期間中の2年目にあたる2014年度には、大学基準協会による第2期認証評価を受審し、評価結果を得ている。努力課題として、薬学研究科の学位授与方針において課程修了にあたって修得しておくべき学習成果が明確でない点、応用生命科学部において1年間に履修登録できる単位数の上限が設定されていない点、薬学研究科及び応用生命科学部において研究科独自の組織的なファカルティ・ディベロップメント（FD）活動が実施されていない点等が指摘された。第2次中期目標・計画の実行にあたっては、策定した目標・計画を期間の途中で修正することはしないシステムで運用していたため、この中期目標・計画に直接反映させることはしなかった。しかし、これらの課題に対応すべく、学長の下、教育委員会や関連部局が改善に取り組み、2018年7月に大学基準協会に改善結果を報告し、2019年3月に改善結果報告書についての大学基準協会における検討の結果を受理している（資料1-30、1-31）。また、努力課題として指摘された事項以外に、

全学的な検証システムに基づく内部質保証体制や教育方法・教育内容、学習成果等の教育の質保証に関することを中心とした課題について言及されていた。これらの指摘や第3期認証評価への対応として、第3次中期目標・計画では、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針及び入学者受入れの方針を点検・評価するための仕組みの構築、教育の内部質保証システムの構築、FD活動を通じた教育力の向上等を盛り込み、活力ある教育研究機関としての存在感の向上を図った。

また、2017年に「ブランディング推進委員会」を設置し、本学の建学の精神や理念を基とした本学のビジョンの策定に向けての検討を行った（資料1-32）。学長がビジョン案を含む本学の将来構想について、教職員向けに学内説明会を開催した後、学長の諮問機関として、本学の教育研究に関する重要事項を審議する「教育研究評議会」の議を経て、「健康・自立社会の実現を目指し『ひと』と『地域』に貢献する」を本学のビジョンとすることとした（資料1-33、1-34、1-35）。加えてこのビジョンの精神を宣言するステートメント及び本学の指針を端的に表現するタグラインを決定した（資料1-36、1-37）。ここでは、ビジョンの実現化において基盤となる能力を「貢献力」とし、この貢献力は、専門性の探求の上に他者とともに働く協働力や先行き不透明な時代を生き抜くための課題解決力によって構成するものとしている（資料1-3）。この本学のビジョン実現を念頭に置き、「将来計画委員会」（構成員は運営検討会議と同一。2018年度から運営会議に任務を一本化し、本組織は廃止された。）の下に設置された作業部会において、第2次中期目標・計画に関する評価結果等を踏まえて第3次中期目標・計画案の検討を行い、将来計画委員会及び教育研究評議会の議を経て、決定した（資料1-29、1-36、1-38）。2018年5月に改めて、第3次中期目標・計画を含む本学の将来構想について、学長による教職員対象の説明会を実施し、同目標・計画の実現に向けて協力を要請した（資料1-39）。

第3次中期目標・計画では、1. 教育、2. 研究、3. 社会貢献、4. 大学運営の主たる4項目に関する17目標とそれを実現するための41計画が立案されている。これらの目標及び計画は、理念・目的の達成に向けた具体的な内容を含んでおり、財務状況の点検・評価も行いながら実現を目指すものになっている。対応が急がれる事項が多かったことから、第2次中期目標・計画の5年よりも短い3年の実施期間を設定し、集中的に改善すべき課題の解決を目標に掲げた。また、各計画の実施担当組織や管掌副学長等を決め、目標・計画の達成の責任体制を明確にするとともに、各実施担当組織は、達成に向けた具体的な計画を1年ごとの年次計画として策定した（資料1-40）。この年次計画に対する進捗状況の点検は、学長の下、本学の内部質保証や評価活動のマネジメントを行う「大学評価室」が中心となって行い、計画の実行監理を行う運営会議に報告している（資料1-41、1-42、1-43）。

さらに学園においても、2020年度から5年間の中期計画として、「学校法人新潟科学技術学園事業に関する中期的な計画（2020（令和2）年度～2024（令和6）年度）（以下「学園中期計画」という。）」を2020年3月の理事会で決定した（資料1-44、1-45）。この中には学園に設置する3校の具体的な計画が盛り込まれている。学園が示す5つの重点施策のうち本学は、Ⅱ. 教育の質向上、Ⅲ. 入学定員の確保、Ⅳ. 財務基盤の強化、及びⅤ. 地域貢献力の強化について、それぞれに具体的な目標と計画を定め学園へ提案した。これらの案は、学長が副学長とともに外部評価及び自己点検・評価の結果等を踏まえた諸施策の案を取りまとめ、学内の意見を聴取した上で策定したものである。同中期計画を基に、大学の検討を経て

理事会により事業計画が毎年度策定され、当該年度の予算編成と連動させている（資料 1-46）。なお、この学園中期計画の開始年度である 2020 年度は、前述の大学の第 3 次中期目標・計画の実行期間最終年度と重なった。第 3 次中期目標・計画の実行期間終了後は、学園中期計画における大学の中期計画へと一本化して取組みを進めていく。また、先述のとおり第 2 次中期目標・計画に関しては、認証評価による指摘を受けた際も実行期間の途中で同計画を変更する運用をしていなかったが、今後は認証評価機関や行政機関からの指摘があった際には、期間中であっても指摘事項の改善対応を着実に実行するために臨機に計画の修正を行うこととする。

（2）長所・特色

本学を設置する大学の建学の精神の一部をなす「実学一体」の精神に則り大学の理念・目的、大学院の目的及び各学部、各研究科の目的を策定し、学則等に明示している（資料 1-4[第 1 条]、1-5[第 2 条]）。また、大学の将来を見据えて、理念に即したビジョン、タグライン及びステートメントを策定し、学内説明会等により教職員及び学生への周知を図るとともに、印刷配布物や大学ホームページを通して広く社会に公表している（資料 1-3、1-32、1-47web）。ビジョン実現に向けた基盤となる能力として「貢献力」を掲げるとともに、そこに至るまでの道筋として第 3 次中期目標・計画を策定し、年次ごとに進捗状況の点検を行い取り組んできた（資料 1-29、1-40、1-42、1-43、1-48web）。さらに、学園としても 2020 年度を初年度とする 5 年間の学園中期計画を定め、その中で大学の中期目標・計画を策定し、具体的な各年度の事業計画を設定しながら計画の着実な遂行に努めている（資料 1-46）。このように建学の精神を軸に、理念、ビジョン、タグラインを明確でわかりやすい言葉で発信するとともに、認証評価及び自己点検評価の結果を基に中期目標・計画を策定してビジョン実現に向けた取組みを行っている。

（3）問題点

特になし。

（4）全体のまとめ

本学は、学校法人新潟科学技術学園に設置する大学として、大学の建学の精神の一部をなす「実学一体」の精神に則りその実現を目指し、健康・自立を基軸とした教育研究の推進により、人材育成に教育研究資源を傾注している。建学の精神及び理念の下に、大学及び大学院の目的を設定し、学部、学科及び大学院研究科ごとに、それぞれの特色を表した教育研究上の目的を明示している。薬学部のみ単科大学として設立されて以降 40 年余に亘り、社会に貢献する有為な人材を輩出してきた実績を基に、大学の将来を見据えて「健康・自立社会の実現を目指し『ひと』と『地域』に貢献する」というビジョンを明示し、3 又は 5 年間の中期目標・計画を設定し、ビジョン実現に向けて組織的に取り組んできた。建学の精神、理念、ビジョン、学園中期計画の関連性については、イメージ図を用いてホームページに公表するなど理解のしやすさに配慮した周知に努めており、大学における中期目標・計画及びその自己点検・評価結果についてもホームページを通して広く社会に公表している。

以上のことから、大学の理念・目的と各学部、各研究科の教育研究上の目的は適切に設定

され、またそれを実現するための中期目標・計画を設定、公表しており、大学基準に照らして良好な状態にあるといえる。

第2章 内部質保証

(1) 現状説明

点検・評価項目① 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点1：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCA サイクルの運用プロセスなど）

【内部質保証に関する方針策定までの経緯】

本学は、「本学の教育研究水準の向上を図り、前条の理念及び目的並びに社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」と学則第2条第1項に明示している（資料1-4[第2条第1項]）。また、学則第2条第2項に、「前項の措置に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第40条に規定する期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。」と明示している（資料1-4[第2条第2項]）。これらの学則の規定に則り、第1章の点検・評価項目③に記載した3又は5ヵ年の中期目標・計画の達成状況についての点検・評価のほか、各学部及び各研究科（本章において、以下「各部局」という。）が自律的に行う委員会活動や教員の活動実績に関する自己点検・評価及び外部評価を実施し、結果を公表してきた（資料2-1web）。また、全学に設置する健康・自立総合研究機構や健康推進連携センター等の各センター、教育委員会等の各全学委員会、地域連携推進室等の各室も各部局に設置する委員会と同様に、各年度の活動を省察し翌年度の活動に反映させてきた（資料2-2）。このような活動経過を辿るなか、これらの点検・評価活動の根幹をなす自己点検・評価について、2018年度に「新潟薬科大学自己点検・評価規程（以下「点検・評価規程」という。）」を制定し、学長を総括責任者とした自己点検・評価体制を構築し、2019年度及び2020年度には全学をあげての組織的な自己点検・評価を行った（資料2-3）。初年度の点検・評価を終えた段階で問題点を洗い出し、2020年3月に点検・評価規程を改正するとともに、「新潟薬科大学全学自己点検・評価委員会規程」及び「新潟薬科大学自己点検・評価実施要項（以下「点検・評価実施要項」という。）」を新たに定め、体制をさらに整備した（資料2-4～2-6）。これらの諸規程の下、各年度に「新潟薬科大学自己点検・評価実施要領（以下「点検・評価実施要領」という。）」を定め、自己点検・評価を行っている（資料2-7、2-8）。

点検・評価規程に、大学評価室、各部局の自己点検・評価委員会、全学自己点検・評価委員会等の役割及び自己点検・評価体制を明示し、あわせて自己点検・評価の結果を改善に結び付けるプロセスを定めている（資料2-4）。このプロセスにおいて、各部局の自己点検・評価委員会及び全学自己点検・評価委員会（本章において、以下「各自己点検・評価委員会」

という。)は、各部局もしくは全学に関わる諸活動の自己点検・評価を行う。結果は大学評価室に報告され、大学評価室は各自己点検・評価委員会の自己点検・評価結果に対する検証の上評価を行い、全学の自己点検・評価報告書として結果を取りまとめるとともに、提言を添えて運営会議に報告することとしている(資料2-4[第3条])。また、自己点検・評価報告書は外部評価に付すこととしている(資料2-4[第4条])。外部有識者や本学のステークホルダーの代表で構成される外部評価委員会は、自己点検・評価報告書を基に大学活動の評価を行い、その結果と提言を盛り込んだ外部評価報告書を取りまとめ、大学評価室を介して運営会議に報告書を提出することとしている(資料2-6 [第5条])。大学評価室及び外部評価委員会からの報告を受けた運営会議は、改善の方向性等について検討を行うこととしており、その検討結果を踏まえて、運営会議の議長と本学の自己点検・評価活動の総括責任者を兼任する学長は、当該事項を所掌する副学長及び学部長(兼研究科長)に対し改善方針を指示し、指示を受けた副学長及び学部長は、速やかに改善に努めるものとしている(資料2-6 [第6条])。このような体制及びプロセスの下で実施された2019年度の自己点検・評価活動において、学長は、「2019年度自己点検・評価結果及び外部評価結果を受けた改善方針」を示し、関係組織が改善に向けた取組みを行った(資料2-9)。その結果も含めて、2020年度において前年度に引き続き自己点検・評価を行った。このような自己点検・評価活動の継続的な実施により、自己点検・評価結果から改善に至るPDCAサイクルを適切に機能させている。これらの取組みの帰結の一つとして2021年1月には、本学の教育研究の質保証を念頭に置いた「新潟薬科大学内部質保証に関する方針」の策定に至った(資料2-10)。

【内部質保証に関する方針】

以上のような背景から、2020年度に策定された内部質保証に関する方針では、建学の精神、理念・目的及び各種方針に基づき、教育研究活動等の状況について定期的に自己点検・評価し、その結果を改善に結び付けることにより、教育の質の保証及び向上に恒常的、継続的に取り組むとともに、教育、学修等が適切な水準にあることを、本学自らの責任において社会に対し説明、証明することを本学の内部質保証に関する基本的な考えとしている(資料2-10)。ここでいう「各種方針」とは、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針及び入学生受入れの方針(以下「3つの方針」という。)のほか、教育研究及び大学運営に関わる種々の全学的な方針のことであり、これらをPDCAの起点としている(資料2-11web)。また、運営会議を責任組織と位置付けた内部質保証の推進体制を明示し、運営会議と内部質保証の推進に係る他の組織(大学評価室、各自己点検・評価委員会、IR室、外部評価委員会)との役割分担も明確にしている。本学の内部質保証の推進においては、自己点検・評価結果を基にした改善活動を軸としつつ、行政機関、認証評価機関等からの示唆及び指摘事項についても改善方針を定めて対応し、対応の帰結するところを積極的に社会に公表することとしている。この内部質保証に関する方針は、教育研究評議会の議を経て学長が決定し、メールにより全教員への周知を図るとともに、本学ホームページに掲載し公表している(資料2-12、2-13web)。

点検・評価項目② 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点 1 : 全学内部質保証推進組織・学内体制の整備

評価の視点 2 : 全学内部質保証推進組織のメンバー構成

本学では、運営会議を全学内部質保証の推進に責任を負う組織として位置づけるとともに、運営会議の内部質保証推進の要となる実務組織として大学評価室を置いている。それぞれの組織の内部質保証に関する業務は諸規程に定めており、「新潟薬科大学運営会議規則」では、自己点検・評価、外部評価及び第三者評価に関する事項、行政機関、認証評価機関等からの指摘事項への対応に関する事項並びに内部質保証及びその推進に関する事項を運営会議の所掌業務の一部として規定している（資料 2-14）。また、「新潟薬科大学大学評価室規則」では、大学評価室は本学の教育研究の質保証及び向上を図るための恒常的・継続的マネジメントに資するため、学長の下に置く組織であり、本学の各種方針に基づく諸活動の評価並びに本学の内部質保証の推進に関する企画及び実施に関する業務を行うものと規定している（資料 1-41）。さらに、点検・評価規程に則り、各部局の諸活動について自己点検・評価を行う各部局の自己点検・評価委員会並びに部局以外の全学的な取組みについて自己点検・評価を行う全学自己点検・評価委員会を設置しており、いずれの委員会も、大学評価室からの指示に応じて所轄業務の自己点検・評価を行うこととしている（資料 2-4、2-5）。

点検・評価規程では、大学評価室、各自己点検・評価委員会それぞれの役割を規定しており、点検・評価実施要項には、評価の流れと実施における各組織の連携のあり方を規定している。またこれらの組織が協働で取り組む改善活動に関しても併せて規定している（資料 2-4、資料 2-6）。各自己点検・評価委員会による自己点検・評価結果は大学評価室に提出され、同室により個別事項の検証を経て整理統合され、自己点検・評価報告書として取りまとめられる。自己点検・評価報告書は向後の改善の方向性等についての審議事項として運営会議に供される。運営会議の審議結果を踏まえ、学長は、当該事項を所掌する副学長及び各部局の長に対し改善もしくは改善方策の策定を指示し、副学長及び各部局の長は、速やかに改善に努めるものと規定している（資料 2-4）。本学の内部質保証推進の責任組織である運営会議は、学長、副学長、学部長（兼研究科長）及び事務部長により構成されている（資料 2-14）。学則第 12 条に規定する各職の職務は、学長は直接、副学長は学長の命を受けて全学的校務を司り、学部長は各学部の校務を司る。また事務部長は、「学校法人新潟科学技術学園事務組織規程」により、学校事務部を掌理し、事務組織を指揮監督する立場にある。以上の各職の職務から、全学内部質保証推進組織としての運営会議のメンバー構成は適切なものといえる（資料 1-4[第 12 条]、2-15）。

点検・評価項目③ 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点 1 : 学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定

評価の視点 2 : 方針及び手続に従った内部質保証活動の実施

評価の視点 3 : 全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育の PDCA サイクルを機能させる取組み

<p>評価の視点4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施</p> <p>評価の視点5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施</p> <p>評価の視点6：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応</p> <p>評価の視点7：点検・評価における客観性、妥当性の確保</p>

【3つの方針策定のための全学的な基本的な考え方と各部局の3つの方針の整合】

本学は、2019年度から2020年度にかけ、各部局に定められた従来の3つの方針を見直し、大学の理念・目的に照らして組織全体としての整合性及び一貫性を確保するという視点に立っての改正を行った。これら3つの方針の改正にあたり、全学の教育の基本方針に関する事項や教育の点検・評価及び改善に関する重要事項を審議する教育委員会において、全学的な指針として「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）および入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）策定指針（以下「3つの方針策定指針」という。）」及び全学を包括した3つの方針「新潟薬科大学のポリシー」について検討に当たり、2020年3月の教育研究評議会の議を経て決定した（資料2-16）。2019年度に策定した3つの方針策定指針及び全学の3つの方針には大学院課程に関する記述がなかったことから、これを追加し、2021年2月の教育研究評議会を経て決定し、全学教職員にメールにて周知した（資料2-17～2-19）。3つの方針の策定指針及び全学の3つの方針は以下のとおりである。

＜学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）および入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）策定指針＞

本学の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）および入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、学部においては学科ごと、大学院においては、研究科・課程ごとに以下の指針に則り策定するものとする。

・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）策定指針

本学の建学の精神と理念、ビジョン、タグライン「信頼されるプロ（プロフェッショナル）になる」を参考に、輩出する職業人が備えるべき能力を具体的に記述した『学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）』を策定する。『教育研究上の目的』と『学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）』に記述された学修成果や能力を見ると、輩出する職業人像が見えるような記述とする。

・教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）策定指針

学部・学科に関しては、文部科学省による「薬学教育モデル・コアカリキュラム」や日本学術会議による「教育課程編成上の参照基準」等を網羅し、『学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）』に記載された能力を修得する上で必要な、順次性のある体系的な教育課程を編

成・実施するための方針を策定する。修業年限を複数の期に分け、期ごとに到達目標を設定するとともに、社会資源を活用した教育を組み込み、修得する能力に応じた適切な教育方法と評価計画をあわせて記述する。

大学院に関しては、大学院教育の実質化の流れを踏まえ、『学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）』に記載された能力を修得する上で必要な、順次性のある体系的な教育課程を編成・実施するための方針を策定する。次世代のリーダーとなる人材を養成する教育課程であることから、主体的な学びに基づく教育方法を積極的に取り入れ、評価計画とあわせて記述する。

・入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）策定指針

学部・学科に関しては、学力の3要素（①基礎的な知識・技能、②思考力・判断力・表現力などの能力、③主体性・多様性・協働性）を踏まえ、本学の学部・学科の教育課程の履修に意欲をもって臨む人材を受け入れるための方針を策定する。輩出する職業人が備えるべき能力の修得につながる素養を、受け入れる人材に期待する能力として明示する。

大学院に関しては、学士課程又は博士前期課程並びにこれらと同等の教育課程を通して身に付けた資質・能力をもとに、本学の大学院の教育課程の履修に意欲をもって臨む人材を受け入れるための方針を策定する。輩出するプロフェッショナルが備えるべき能力の修得につながる素養を、受け入れる人材に期待する能力として明示する。

<新潟薬科大学のポリシー>

・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

本学の建学の精神と理念に則り、学部・学科・研究科が定める教育課程を修め、卒業・修了に必要な単位を修得し、学部・学科・研究科が育成を目指す人材が有する資質・能力を備えた者に学位を授与する。

・教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

本学の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げる能力を修得するための教育課程として、学部・学科・研究科において必要とされる科目を体系的に編成し、講義、演習、実験、実習等を適切に組み合わせた授業を実施する。なお、この方針に基づく学部・学科・研究科における教育内容、教育方法、評価計画についてはそれぞれ別に定める。

・入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

本学の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）や教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を理解し、学部・学科・研究科が掲げる能力や資質、意欲をもつ者を受け入れる。そのために、多様な選抜方法を実施する。

3つの方針策定指針の検討の経過を踏まえつつ、各部局において3つの方針の改正案の議論を進めていたが、2020年2月に各部局から運営会議に出された改正案は表現や構成の統一感に欠け大学としての一体感が見えないため、教育委員会の統括の下改めて調整作業を

行うこととなった。入学者の受入れ方針の調整が先に完了し、2021 年度学生募集にあわせて2020 年 6 月に決定した（資料 2-20）。続いて2021 年 2 月の教育研究評議会の議を経て、学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針が決定した（資料 2-21、2-22）。

改正された各部局の学位授与の方針では、同方針の策定指針に従い、建学の精神と理念、ビジョン及びタグラインを踏まえて、輩出する職業人が備えるべき能力として、プロフェッショナルリズム、コミュニケーション力及び地域貢献力を挙げるとともに、各々の専攻分野における知識・技能及び問題解決力を明示している。また、改正された各学部の教育課程編成・実施の方針では、同方針の策定指針に従い、社会資源を活用した教育を組み込みながら、修業年限を複数の期に分けて期ごとに到達目標を設定する形式で、学位授与の方針に記載された能力を修得する上で必要な、順次性のある体系的な教育課程を編成・実施するための方針を示すとともに、修得する能力に応じた適切な教育方法と評価計画を併せて記述している。改正された各研究科の教育課程編成・実施の方針でも同様に、同方針の策定指針に従い、主体的な学びに基づく教育方法を積極的に取り入れながら、学位授与の方針に記載された能力を修得する上で必要な、順次性のある体系的な教育課程を編成・実施するための方針を示すとともに、評価計画を併せて記述している。さらに、改正された各学部の入学者受入れの方針では、同方針の策定指針に従い、輩出する職業人が備えるべき能力の修得につながる素養を、学力の 3 要素を踏まえた上で、受け入れる人材に期待する能力として明示している。改正された各研究科の入学者受入れの方針でも同様に、同方針の策定指針に従い、輩出するプロフェッショナルが備えるべき能力の修得につながる素養を、受け入れる人材に期待する能力として明示している。以上から、各部局の 3 つの方針と全学的な 3 つの方針の策定指針との整合性は確認できる。また、これら 3 つの方針の適切性については、「教育研究上の目的並びに学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）の定期的な検証に関する申し合わせ」を2020 年 12 月に策定し、今後はこの申し合わせに基づき、定期的に 3 つの方針を検証し改善につなげる取組みを実施していく予定である（資料 2-23）。

【方針及び手続に則った内部質保証活動の実施】

本章（1）点検・評価項目②の記載のとおり、2019 年度及び2020 年度の自己点検・評価活動を通して、自己点検・評価及び外部評価を受けて改善を進めていく体制を整えた上で、2021 年 1 月に内部質保証に関する方針を定めた。同方針の下、自己点検・評価に関する規程や要項に従い、自己点検・評価を基盤とした内部質保証の推進に向けた取組みを行っている。

2019 年度の自己点検・評価活動では、大学評価室が2018 年度に定めた点検・評価実施要領に基づき、各部局自己点検・評価委員会が、それぞれの諸活動に関する各点検・評価項目について一次担当組織を割り当て、一次担当組織から根拠資料とともに報告された内容の検証作業を通して自己点検・評価を実施し、全学自己点検・評価委員会に結果を提出した。全学自己点検・評価委員会は、部局の自己点検・評価結果を検証した上で、全学に跨る事項の自己点検・評価結果とあわせて全学の自己点検・評価表としてまとめ、大学評価室に提出した。大学評価室は、自己点検・評価表の記載内容の検証を行い、その結果を「2018 年度新潟薬科大学自己点検・評価報告書」として提言を添えて運営会議に上程した（資料 2-24）。

あわせて、自己点検・評価報告書を外部評価に付し、外部評価委員会から大学評価室を介して「2019年度新潟薬科大学外部評価報告書」が運営会議に提出された（資料 2-25）。それらの結果及び提言を受けて、運営会議において改善方針を検討し、2019年3月の教育研究評議会の議を経て、学長は決定した改善方針を全学教職員に示し、対応組織や部局の長に具体的な改善の指示を出した（資料 2-26～2-30）。あわせて自己点検・評価結果及び外部評価結果は、運営会議で立案する2020年度からの5年間の学園中期計画の2020年度の本学年次計画にも反映させている（資料 1-46）。これらの改善方針や学園中期計画の本学年次計画の実施組織として対応する各部局や委員会等は、2020年度のそれぞれの活動計画にそれらの内容を落とし込み、具体的な改善活動に取り組んでいる。各実施組織の活動を支援するため、学長は管掌副学長を決め、当該副学長は助言や進捗管理を行い、改善活動を推進しており、内部質保証推進の責任組織である運営会議は、改善・向上の一連のプロセスに関与している。

各部局の自己点検・評価結果の客観性、妥当性に関して、2019年度は全学自己点検・評価委員会による評価を行い、これらの評価結果に関して、大学評価室が第三者的立場で評価を行い、客観性を担保していた（資料 2-7）。しかし、大学評価室と全学自己点検・評価委員会の役割が重複する次第となったため、体制の見直しを行い、2020年度の実施からは、全学自己点検・評価委員会の役割を全学に跨る評価項目の点検・評価とし、各部局の自己点検・評価結果の検証は、大学評価室が直接行うこととした（資料 2-8）。2020年度はこのように一部の体制を改正し、ほぼ同様のプロセスにより点検・評価及びその後の改善活動に取り組んだ（資料 2-31～2-34）

【行政機関、認証評価機関等からの指摘事項への対応】

2014年度に受審した大学基準協会による認証評価において指摘を受けた事項については、運営会議の議長である学長から教育研究評議会に提出された後、各部局へ課題を持ち帰り、改善に向けて取り組んだ。指摘事項の多くが、教育課程に関することであったため、運営会議構成員である教育担当副学長（兼教育委員長）の指示の下、教育委員会を中心に全学的な体制で改善に向けて取り組み、その結果を2018年度にPDCA推進室が点検・評価し、報告書としてまとめ、提言を付して運営会議に提出した（資料 1-22、2-35、2-36）。運営会議で改善状況を確認した上で、改善報告書を大学基準協会に提出した（資料 1-30）。その後、大学基準協会より「努力課題を真摯に受け止め、意欲的に改善に取り組んできた」との検討結果を受けた（資料 1-31）。しかしながら、各研究科独自の組織的なFD活動が実施されていない点等、一部の努力課題については引き続き改善の検討が求められ、更なる改善に向けた取り組みを行った。具体的には、薬学研究科においては臨床研究推進のための基本的事項や教育改革に関するFD講演を実施、応用生命科学系研究科においては大学院生教育をめぐる発表と意見交換等を実施し、従前の課題であった各研究科独自のFD活動を推進している（資料 2-37～2-39）。改善報告書は、「改善報告書検討結果（新潟薬科大学）」と合わせて本学ホームページにおいて公表している（資料 2-40web）。

薬学部では、2016年度に一般社団法人薬学教育評価機構による第三者評価を受審し、「適合」と認定された（資料 2-41）。同評価の結果、改善すべき点として11事項が付され、これらの指摘事項について2019年度末までの改善報告が求められ、薬学部自己点検・評価委

員会が進捗状況を管理しつつ、薬学部の関係委員会が対応にあたった（資料 2-42）。薬学部自己点検・評価委員長（薬学部長）は、教育担当副学長に改善状況を適時報告し、助言や指示を受けつつ、薬学部関係委員会の改善活動を促した。同自己点検・評価委員会が報告書案をまとめ、学長が決した「提言に対する改善報告書」を 2020 年 3 月に薬学教育評価機構へ提出した（資料 2-43）。その後、薬学教育評価機構から改善報告についての審議結果を受け、改善すべき点 11 事項のうち 8 事項については改善と判断された（資料 2-44）。残りの 3 事項については改善が認められるものの、今後の成果や更なる工夫が期待されるとの評価であったことから、引き続き改善に向けて取り組んでいる。

薬学研究科においては、文部科学省から指示された「新制度の『大学院 4 年制博士課程』における研究・教育などの状況に関する自己点検・評価」について、2012 年度（開設初年度）、2014 年度（中間時期）及び 2017 年度の 3 度に亘り自己点検・評価を行い、結果を本学ホームページに公表している（資料 2-1web）。

また、2015 年度に应用生命科学部生命産業創造学科を設置したことに伴い、文部科学省による設置計画履行状況等調査を受けた。この調査において、同学科の定員充足率に関し、2015 年度及び 2016 年度に「改善意見」が付されたが、2017 年度に定員充足率が 0.7 倍を超え改善を果たしている（資料 2-45[p. 20]）。

以上のとおり、認証評価機関、行政機関等からの指摘事項への対応体制を適切に構築している。

【新型コロナウイルス感染症への対応及び対策】

内部質保証推進の責任組織である運営会議が、2020 年度の新型コロナウイルス感染防止対策においても主導的な役割を果たした。刻々と変化する感染症蔓延状況に鑑み、文部科学省の通知、県の要請を踏まえ適時運営会議が新型コロナウイルス感染症対策本部として協議を重ね、対応方針を決定してきた（資料 2-46）。

2020 年 2 月 27 日、内閣総理大臣からの小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における全国一斉の臨時休業の要請がなされ、2 月 28 日の時点で、3 月 7 日から 3 月 31 日まで学生の入構を原則禁止とする措置を決定したが、翌日、本学が位置する新潟市秋葉区内で新潟県内初となる新型コロナウイルス感染者が確認されたことを受け、上記の入構禁止措置の開始時期を 3 月 3 日に前倒しした（資料 2-47、2-48）。3 月 24 日に 4 月 1 日から入構禁止を解除することを決定、公表したが、4 月 7 日政府からの緊急事態宣言の発出を受け、4 月 9 日から再び入構禁止措置を行うとともに、授業開始日を 5 月 7 日以降に変更することを決定した（資料 2-49）。これに伴い、授業形態も遠隔授業を取り入れることとし、遠隔授業実施委員会を新規に設置し、遠隔授業の実施に向けた準備を入念に行い、実施に至った。

（資料 2-50、2-51）。講義については、配当単位数に合わせて授業回数を縮小しながらも教育効果を考慮して全授業回数の後半 4 分の 1 は対面授業で行った。実験・実習については、5 月 7 日に休校措置が解除された後であっても、6 月 1 日を開始日として 3 密を回避する工夫をしながら全て対面式で実施した。さらに定期試験については原則大学で実施することとし、成績評価の客観性、公平性の担保に努め、実際に殆どの科目で例年と変わらず大学で実施した（資料 2-52）。5 月 7 日以降の遠隔授業開始に向けた措置として、遠隔授業に必要な通信環境の整備費及び通信費等の補助に充てるための臨時奨学金を、学生 1 人当たり 5 万

円給付するとともに、自宅での通信環境の整備が困難な学生には、学内での遠隔授業の受講も認めることとした（資料 2-53、2-50[p. 3]）。5 月 7 日の前期授業開始後、緊急事態宣言の解除を受け、徐々に入構禁止措置を緩和していき、授業のための入構のほか、自習室、図書館などの利用を目的とした入構も認めることとした。2020 年度後期授業は電車等の公共交通手段を利用した通学時における混雑を避けるための措置として、授業開始時刻を全学で 30 分遅らせるとともに、前期授業と同様に配当単位数に合わせて授業回数を減じる措置を取りながら、対面授業の比率を前期の 4 分の 1 から 2 分の 1 程度まで高めて授業を行った（資料 2-54、2-55）。

以上のように新型コロナウイルス感染症への対応として、大学内でのクラスター発生防止に重点を置きながらも、教育の質や学生のストレス等も考慮した上で、全面的な遠隔授業への切り替えではなく、実験・実習のような対面授業の形態が相応しい科目は対面授業での実施で対応した。定期試験も例年どおり大学で実施し成績評価の客観性の担保に努めた。また、全ての学生が遠隔授業を受けられるように配慮して行った臨時奨学金の給付も教育の質を確保するための措置である。以上の措置は運営会議の協議を経て、学長が決定したものであり、運営会議は内部質保証推進の責任組織として、有事の際においても教育の質の維持の観点から適切に機能を果たした。なお、2020 年 12 月の「新潟薬科大学危機管理規則」の制定に伴い、運営会議は「新型コロナウイルス感染症対策本部」として、引き続き役割を担い対応に当たっている（資料 2-56）。

点検・評価項目④ 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

<p>評価の視点 1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表</p> <p>評価の視点 2：公表する情報の正確性、信頼性</p> <p>評価の視点 3：公表する情報の適切な更新</p>

学校教育法施行規則第 172 条の 2 に掲げる教育研究活動等の状況、学校教育法 109 条に定める自己点検・評価結果、私立学校法第 63 条の 2 に定める寄附行為、財務情報、監事監査報告書、役員報酬等の支給基準等の情報公表について、本学及び学園のホームページへの掲載により、適切に対応している（資料 2-57web、2-58Web）。法令の定めはないものの、積極的な公開が求められている大学の設置等に係る提出書類についても公表している（資料 2-59web）。加えて、教育上の基礎的な情報、自己点検・評価結果のほか、研究管理体制の整備状況、人を対象とする医学系研究実施についての情報、動物実験にかかる現況等も関係官庁等の定めるところにより適切に公表している（資料 2-60web、2-1web、2-57web、2-61web）。

これらの情報の公表に関しては、本学及び学園ホームページにそれぞれ「情報の公表」、「情報公開」のサイトを設け、公表すべき情報を一元的に集約し情報の得やすさに配慮している（資料 1-47web、2-58web）。また、2016 年度から毎年度刊行し、印刷配布している「数字でわかる新潟薬科大学 NUPALS FACTBOOK」は、容易に閲覧できるよう電子ブックとして公開している（資料 2-62web）。

以上のとおり、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適

切に公表している。

点検・評価項目⑤ 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：全学的なPDCAサイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価
評価の視点2：点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用
評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

内部質保証システムの適切性については、先述の2019年度からの全学的な自己点検・評価において、点検・評価項目に内部質保証に関する項目及び評価の観点を定め、大学評価室において毎年度点検・評価を実施している。また、その結果は、他の項目の評価結果とともに自己点検・評価報告書としてまとめられ、毎年度外部評価に付し、客観性の担保に努めている（資料2-24、2-25、2-31、2-32）。この新体制での点検・評価は緒に就いたところであるが、より良い体制の確立を目指し、大学評価室では、点検・評価実施要領を軽微な改訂を含め、年度ごとに定めている（資料2-7、2-8）。その際に、体制やプロセスの見直しの検討も行っている。2020年度の自己点検・評価に際しては、全学自己点検・評価委員会と大学評価室の役割分担を見直し、役割の重複する部分を修正し、明確化した（資料2-7、2-8）。また、2018年度までの体制においては、自己点検・評価結果は、各部局や委員会の自律的な改善活動につながっていたが、本学の内部質保証推進の責任組織である運営会議が改善活動の更なる改善・向上のプロセスに中心的に関与しているとは言い難い状況であった。このため、内部質保証システムに改善の余地があることを大学評価室会議において認識し、大学評価室は同室からの提言と外部評価における指摘事項をまとめて運営会議に改めて示した上で、運営会議の協議による改善方針の策定を強く求めた（資料2-26）。これを受けた学長は、運営会議での協議を踏まえ全学に改善方針を示し、その方針に則り各対応組織において改善に向けて取り組む体制が構築された（資料2-27、2-28、2-63）。さらに、大学評価室会議における議論を踏まえ、運営会議を内部質保証推進の責任組織と位置付ける規程の整備がやや不十分という懸念事項について大学評価室から学長へ報告し、運営会議での協議を経て、2021年2月の教育研究評議会において運営会議規則の改正が承認され、内部質保証の推進を含む運営会議の業務及び権限がより明確に規定された（資料2-64～2-66）。

以上のとおり、大学評価室による点検・評価結果を内部質保証システムの適切な稼働とその改善・向上につなげる取り組みを行っている。

（2）長所・特色

本学では、3つの方針のほか、3つの方針策定指針や、教育研究及び大学運営に関わる種々の全学的な方針を整備し、自己点検・評価を軸としてPDCAを稼働させる内部質保証システムを確立し、大学の理念・目的に沿った教育研究活動の推進に努めている（資料2-4、2-6、2-11web）。2020年度には、2019年度から取り組んできた本学の内部質保証の取り組みを、内部質保証に関する方針として明文化し、内部質保証システムの更なる機能向上を図っている（資料2-10）。内部質保証システムの稼働の下、自己点検・評価体制の見直しや運営会議

規則の改正など、内部質保証体制自体についての点検・評価による適切な改善がなされている。

(3) 問題点

特になし。

(4) 全体のまとめ

本学では、3又は5ヵ年の中期目標・計画の達成状況についての点検・評価のほか各部局において委員会活動や教員の活動実績に関する自己点検・評価を独自に実施し、その結果を基に各部局は自律的に改善活動を行っていた。また、全学に設置する学部及び研究科以外の室、センター等も、各年度の活動を省察し翌年度の活動に反映させてきた。しかし、2014年度の認証評価で指摘があった大学全体としての教育の質保証の観点からの点検・評価が依然不十分との認識から、2018年度に点検・評価規程を定め、2019年度から統一された評価項目を用いた全学的な自己点検・評価を実施する体制を構築した。2019年度の自己点検・評価結果並びに同結果を基にした外部評価の結果は、それぞれ報告書として運営会議に提出された。これらを基に、運営会議は本学の取組み状況を把握した上で改善方針を検討した。さらに、運営会議の議長であり、かつ自己点検・評価活動の総括責任者である学長は、点検・評価結果を尊重しつつ、そこで指摘された問題点についての改善方針を全学に提示し、次いで改善方針に対応する組織や部局に具体的な改善の指示を出した。2020年度は前年度の改善指示への対応も確認しながら自己点検・評価を行い、その結果を改善に結び付ける活動を継続的に実践している。

上記の自己点検・評価結果を活用し、自律的な自己改善の継続的な取組みにより、教育の質を保証し、本学の理念・目的の実現を目指すという姿勢をとり続けることが、本学の内部質保証に関する基本的な考えである。このように本学の内部質保証システムは、自己点検・評価を軸としたPDCAの確立を目指すものである。これに重ねて2020年度には2019年度から取り組んできた本学の内部質保証の取組みを、内部質保証に関する方針として明文化し、内部質保証システムの更なる機能向上を図っている。本学の内部質保証システムの構築により、未策定だった教育研究及び大学運営に関わる種々の全学的な方針の策定等の進展が見られたことに加え、内部質保証システムの適切性についても定期的に点検・評価し、改善につなげている。

以上のとおり、本学の内部質保証を推進する取組みは改善しており、今後もこの内部質保証システムの機能向上を目指していく。

第3章 教育研究組織

(1) 現状説明

点検・評価項目① 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：大学の理念・目的と学部構成及び研究科構成との適合性

評価の視点2：大学の理念・目的と附置研究機構、センター等の組織の適合性

評価の視点3：教育研究組織と学問の動向、社会的要請等への配慮

【学部及び研究科の構成】

本学は、第1章で示した大学の理念・目的並びに大学院の目的に基づき、その実現に必要な教育研究上の組織として、薬学部、応用生命科学部の2学部3学科並びに大学院に薬学研究科及び応用生命科学研究科の2研究科を設置している。それぞれの組織の概要は以下のとおりである。

<薬学部>

本学は、1977年に新潟県内唯一の薬学部を設置する大学として開学し、薬学部においては2019年度までの42年間で5,232名の卒業生を、新潟県を中心に全国各地の医療機関、公的機関、民間企業等に送り出し、地域社会の発展に大きく貢献してきた。薬学科と衛生薬学科の4年制2学科で開学したが、医療の専門化と医療技術の高度化、医薬分業の進展、薬剤師が担うべき業務の拡充等、薬剤師を取り巻く社会的環境の変化に対応すべく2006年に6年制薬学教育がスタートしたと同時に、本学薬学部も6年制の薬学科1学科へと移行した。現在に至るまで、地域における人々の健康増進や公衆衛生の向上に貢献する薬剤師を育成することを目的に掲げ、教育研究を行っている（資料3-1web）。

<応用生命科学部>

応用生命科学部設置当時、新潟県の基幹産業である食品産業と農業の分野において重要性の高い、バイオテクノロジーや食品科学に習熟した人材の供給に加え、研究拠点としての期待が本学に寄せられていた。地元企業及び地方自治体からのこのような要請と支援に後押しされ、2002年に応用生命科学科、食品科学科の2学科からなる応用生命科学部を開設し、健康、食品、環境に関連した生命科学分野の教育研究を総合的に進めてきた。2012年には、この2学科を応用生命科学科1学科に統合拡充し、バイオ工学コース、食品科学コース及び環境科学コースの3コースに加え、新たな分野として理科教職コースを開設した（資料3-2web）。本学科の理科教職コースは、他の3コースと併設することによりカリキュラムの多くを共通化しており、一般的な教育学部における理科教員養成課程に比べ、多様な専門科目と高度な実験施設、設備が整う研究環境下で、より高い専門知識の修得と研究の実践を実現している。あわせて初年次からの小学校、中学校等での実地研修により高い教育能力を培っている。このような特長をもつ同コースにおいて、「理科の楽しさを伝えられる教員」として養成された卒業生は、若者の理科離れを食い止め、我が国の産業の次世代を担う理科系人材を育成するために県内外で活躍している（資料3-3web）。さらに2015年には、応用

生命科学科における「ものづくり」をビジネス分野での「ことづくり」に結びつける学問領域を学ぶ学科として、生命産業創造学科を設置した（資料 3-4web）。

<薬学研究科>

薬学分野における研究能力を培い、研究者及び医療薬学・臨床薬学分野における指導者を育成することを目的として、1991年に薬学研究科修士課程を開設、1995年には同研究科博士課程を開設した（資料 3-5web）。2012年に薬学6年制課程の完成年度を迎えたことに伴い、上記の課程を廃止し、新たに薬学6年制課程を基礎とする薬学研究科4年制博士課程を開設し、薬学及び医療・臨床薬学分野での研究拠点として、企業、医療機関、行政機関及び教育機関などにおいて指導的立場で活躍する高度専門職業人を養成している。

<応用生命科学研究科>

応用生命科学部を基礎に置き、バイオテクノロジー、食品科学、環境科学領域において高度専門職業人を養成するため、また産官学の共同研究体制を一層発展させるため2006年に応用生命科学研究科修士課程（現博士前期課程）を開設した。2009年には研究拠点としての更なる体制強化と企業内における指導的研究者となりうるより高度な専門人材養成を目指し、博士後期課程を開設した（資料 3-6web）。2010年には博士前期課程の教育課程を応用生命科学コースと薬科学コースの2コース制とし、両学問分野の連携体制をより強固なものとしている。加えて2018年には、同課程に新たに理科の中学校、高等学校の専修免許状が取得できる理科教職専修コースを開設した。同コースでは、進化し続ける生命科学の高度な専門知識及び研究経験と、それらを織り交ぜて生徒に伝えられる高い教育能力を有する理科教員を養成している（資料 3-7web）。

【学部及び研究科のほかに置くセンター等の構成】

本学は、教育研究活動を通して社会に貢献するための組織として、各種センター及び研究を専らに行う機構（本章において、以下「各センター等」という。）を設置している。各センター等の概要は以下のとおりである。なお、各センター等の活動内容や活動実績は第9章に詳述する。

<高度薬剤師教育研究センター>

医療現場における薬剤師の教育研究活動の支援を行い、薬剤師の自己研鑽に寄与し、生涯にわたる薬剤師の学習及び研究活動の推進を支援することを目的として、2006年4月に「高度薬剤師教育研究センター」を設置した（資料 3-8）。同センターは、薬剤師の生涯学習に専ら取り組む組織であり、公益社団法人薬剤師認定制度認証機構による6年ごとの外部評価を受け、適合の認証を取得し、薬剤師生涯教育プログラムを提供している（資料 3-9）。本学卒業生だけでなく地域で活躍する薬剤師を対象として年間30～40講座からなる研修プログラムを開講している（資料 3-10）。同機構の適合認証を受け、このような取組みを実施しているのは、全国の薬系大学75校のうち11校のみであり、新潟県や近隣県の保健医療の質の向上の観点からも社会的意義が極めて大きいといえる。（資料 3-11web）

<産官学連携推進センター>

本学における研究に関わる社会の期待に応えるべく、産業界、官公庁及び地域社会等と本学の連携を促進し、教育研究の進展及び社会貢献に寄与することを目的として、2007年4月に「産官学連携推進センター」を設置した（資料 3-12、資料 3-13web）。同センターは、産業界等の相談、技術ニーズ等に対応するワンストップ窓口としての役割や本学が有する知的財産権の一元的マネジメントを行っている。産官学連携による研究開発の支援や地域貢献活動を多岐に亘って行い、新潟県産農産物の付加価値向上や県の主要産業の一つである農林水産業の発展に寄与すべく取り組んでいる。

<教育連携推進センター>

本学における教育に関する社会連携及び教育機関間での連携を統括し、その連携教育活動を推進し、本学の教育を社会への貢献に繋げることを目的として、2010年4月に「教育連携推進センター」を設置した（資料 3-14、3-15web）。同センターが関わる主要な活動は以下の3点である。次世代を担う若者の学習意欲の向上や進路選択に資する機会を中等教育機関と連携して提供する「中高大連携教育」、他大学と連携し先導的人材の育成を目指す「大学間連携教育」、地域社会との連携の下、本学の知的財産を生涯学習等に活用することにより、本学及び地域の活性化へとつなげる「社会連携教育」、これらの連携教育を柱とした取組みを同センターは推進している。

<健康・自立総合研究機構>

本学の研究水準の向上を図ることを目的として、本学における薬学及び応用生命科学両分野の知的財産を継承しつつ、本学の特性を生かした分野横断的研究及び創造的研究の推進を主眼とした独自の研究組織として、2014年4月に「健康・自立総合研究機構」を設置した。（資料 3-16、3-17web）同機構は、本学の理念に基づき人類の「健康寿命」の延伸に資する研究を中心に、分野横断的、創造的研究に取り組んでいる。

<健康推進連携センター>

県民等地域住民の健康生活に寄与するため、本学を核として病院薬剤師及び保険薬局薬剤師とのネットワーク（三薬ネット）を構築し活動することを目的として、2014年4月に「健康推進連携センター」を設置した（資料 3-18、3-19web）。同センターは、本学のビジョンとして掲げる「健康・自立社会の実現を目指し『ひと』と『地域』に貢献する」を具現化するため、地域における他の医療、保健、介護などの専門職や行政との連携を推進すべく調査、研究活動に取り組んでいる。

以上のように、本学の理念、目的、ビジョンの体現を目指して、学部及び研究科並びに各センター等を設置しており、それぞれの役割を担い活動を推進している。

【今後の展望】

学園中期計画において本学の取り組む中期計画に「学部の改組や学科等の名称変更、収容定員及び教員数の適正化、系列校との連携、並びに既存の人的資源及びキャンパスを活用し

た新学部の設置」の検討を掲げ、これを進めてきた（資料1-45）。その結果、2020年11月の理事会において、2023年度に系列の新潟医療技術専門学校の一部学科を発展させ、本学に「医療技術学部臨床検査学科」及び「看護学部看護学科」（いずれも仮称）を設置することを柱とした事業の骨格事項が決定した。さらに新学部設置と同時に、同専門学校を「新潟薬科大学附属専門学校」（仮称）に名称変更の上、本学と専門学校を一体的に運営することを予定している。これらの計画により、本学を現在の「2学部3学科+大学院2研究科」から「4学部5学科+大学院2研究科+附属専門学校」へと改組し、既存学部の収容定員見直しを含め、大学単体として収容定員2,000人を超える規模を目指している（資料3-20web）。

点検・評価項目② 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学に置く各センター等は、年度当初に活動計画を学長に申告し、学長の承認を受けた計画に基づき活動し、年度末にその遂行状況について自己点検・評価を行っている。この自己点検・評価の結果を踏まえて学長が最終評価を下し、未達成事項については翌年度の活動計画に反映させる等により当初計画の完遂を目指すようにしている（資料3-21）。また、組織によってはその自己点検・評価結果を外部評価に付している。高度薬剤師教育研究センターは、薬剤師認定制度認証機構により6年ごとに外部評価を受け、適合の認証を受けてきた。加えて本学独自の取組みとして「新潟薬科大学生涯研修認定制度外部評価委員会規程」を定め、隔年で学外の学識経験者2名（新潟県薬剤師会及び新潟県病院薬剤師会から各1名）による外部評価に付し、外部評価結果を活動の改善につなげている（資料3-22）。直近の改善取組みの一例としては、薬剤師生涯教育講座はインターネット配信での開催が望ましいとの外部評価委員の意見を踏まえ、コロナ禍も考慮し、2021年度講座の全9回について、リモート受講と会場受講を選択できるハイブリット開催とすることで感染予防に尽くし、加えて受講者の移動時間及び交通費の節約などにつなげ、受講者の利便を図ることとした（資料3-23、資料3-10）。

加えて、2018年度に学長を総括責任者、運営会議を内部質保証の推進に責任を負う組織、大学評価室を自己点検・評価の実施を総括する組織とした自己点検・評価体制を構築し、2019年度から全学的な自己点検・評価を実施している（資料2-4）。この新たな自己点検・評価の体制は、前述の各組織の活動計画の達成度を評価する点検・評価とは性質を異にしており、本学の教育研究活動全般について予め定められた点検・評価基準ごとに、それぞれの点検・評価項目で期待される水準に到達しているかを評価するものである。これらの点検・評価項目に教育研究組織の適切性に関する項目を設け、点検・評価を行っている（資料2-6）。自己点検・評価結果は、本学外部評価委員会による外部評価に付している。大学評価室又は外部評価委員会からの指摘及び提言を受け、運営会議における検討を踏まえ学長が改善方針又は改善計画を策定し、これに基づき関係部署が改善に当たっている（資料2-9、2-33）。

2020年度に実施した自己点検・評価において、学部及び研究科のほかに設置するセンター等の適切性についての評価では、点検・評価項目の数が十分ではなく、評価基準も明確でないことから、十分な点検・評価に至っていないことが大学評価室から問題点としてあげられた（資料2-31[p.13]）。この指摘に基づき、運営会議はセンター等の適切性の点検・評価について、2020年度中に実施体制及びプロセスを明文化することとした。（資料2-33[3-2]）。この計画の下で、運営会議において協議を重ね「教育研究組織の適切性の点検・評価に関する申し合わせ」を策定した。点検・評価の対象を学則第7条第2項に定める組織「健康・自立総合研究機構」、「高度薬剤師教育研究センター」、「産官学連携推進センター」、「教育連携推進センター」、「健康推進連携センター」とし、各センター等による自己点検・評価に基づき運営会議が評価を行うというプロセスを定めた（資料3-24～3-27）。今後の予定として、大学評価室が点検・評価の実施要領案を策定、運営会議において決定し、2021年度から実施することとし、準備を進めている（資料3-28）。

以上のとおり、点検・評価結果を教育研究組織の改善・向上に向けた取組みにつなげている。

（2）長所・特色

本学の理念の下、薬学部及び薬学研究科並びに応用生命科学部及び応用生命科学研究科における教育と研究を基盤とし、その教育研究の成果を人々の健康の増進、環境の保全、地域社会の発展に繋ぎうる多様なセンター及び機構を設置している。それぞれの組織が多面的な社会的要請を踏まえた活動を展開し、設置の目的を果たすべく機能し成果を創出している（資料3-11web、3-13web、3-15web、3-17web、3-19web）。

（3）問題点

特になし。

（4）全体のまとめ

本学は、その理念・目的の達成及び社会的要請に応えるため、2学部3学科及び大学院2研究科並びに各種センター等を設置し、多種多様な活動を通して社会貢献に努めている。これまで、本学を取り巻く社会環境の変化に応じて、学部及び研究科の改組や改編を行い、組織を適切に整備してきた。さらに、2020年度から2024年度を実行期間とする学園中期計画に基づき、既存学部の収容定員見直しを含めた2023年の新学部設置構想も動き出している。

学部及び研究科以外に置く教育研究組織であるセンター等の適切性に関する点検・評価については、その適切性の点検・評価に関する申し合わせを策定し、プロセス及び体制を定めた。今後は、この体制による点検・評価の仕組みも活用し、より適切に教育研究組織を整備していく。

第4章 教育課程・学習成果

(1) 現状説明

点検・評価項目① 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

本学は、2014年度の認証評価において、薬学研究科の学位授与方針について「課程修了にあたって修得しておくべき学習成果が明確にされていない」との指摘を受け、これを明確にすべく改正した（資料4-1）。また、その後も、学科やコース編制等の改組の際に、学部ごとに3つの方針の改正の検討に当たり、適時改正してきた。2017年4月の学校教育法施行規則の改正により、3つの方針の一貫性、整合性に配慮して策定の上公表することが義務付けられ、本学でも各学部・研究科において検証に当たり、改正の必要を認めた応用生命科学部及び大学院両研究科の学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針を改正した。各学部・研究科の3つの方針は薬学部の方針を参考に見直しており大学としての統一感をもってこれまで以上に各方針相互の一貫性と大学としての一体感が感じられるものとなった（資料4-2）。しかし2017年度に、翌2018年度から3年間の本学の第3次中期目標・計画の策定の際に、未だ本学の各学部・研究科の3つの方針は各学位プログラムにおける教育の質保証の起点とするには、不十分な内容であると認識し、その計画に「アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーを見直し、一貫性と整合性について点検・評価するための仕組みを構築する。」を掲げ、2018年度から両学部3学科の教育研究上の目的と3つの方針の改正に着手することとした（資料1-40）。また、2020年4月1日施行の学校教育法施行規則の改正による大学院の3つの方針の策定及び公表の義務化に鑑み、本学では既にこれらを公表していたが、改めて学部の3つの方針の見直しと併せてより適切なものとなるよう見直すこととした。以前は3つの方針の改正は各学部、各研究科の審議を経て学長が決定していたが、2021年4月改正の3つの方針の検討については、教育委員会が各学部、各研究科から提出される案に対し修正指示や助言等を与え、全学的な調整の上策定している。また、この過程の中で、3つの方針の策定指針を明文化している（資料2-18）。同策定指針を踏まえ各教授会、各研究科委員会の議を経て運営会議に提出された案は、改善の余地を指摘され、引き続き教育担当副学長（教育委員長）の指揮下で、再調整することとなった（資料4-3、4-4）。その後2020年6月に、2021年度学生募集スケジュールにあわせて、入学生受入れの方針を運営会議及び教育評議会の議を経て決定した（資料2-2）。続いて2021年2月に学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針を同様の手続きを経て、決定した（資料2-22）。このように2021年4月1日改正の3つの方針は、全学的な3つの方針策定指針に基づき、運営会議及び教育研究評議会における審議を経て学長が決定しており、全学的な教学マネジメント体制の下で策定している。以上が本学の2020年度までの3つの方針改正の経過である。以下は、本学の学位授与の方針に関して述べる。

本学の学位授与の方針は、全学並びに学部においては学科ごと、大学院においては研究科、

課程ごとに定めている。一例として、学士の学位については薬学部薬学科、修士の学位については応用生命科学研究科博士前期課程、博士の学位については応用生命科学研究科博士後期課程の学位授与の方針を以下に示す（資料4-5）。

<2020年度以前の入学生に対する学位授与の方針（以下「旧方針」）>

・新潟薬科大学

本学は、所定の教育課程を修め、人々の健康の増進や環境の保全に寄与する専門的知識を修得し、課題を発見し解決する能力を持ち、社会に貢献できる者に学士の学位を授与する。

・薬学部薬学科

次のような能力を身に付け、所定の単位を修得した者に対して卒業を認定し、学位を授与する。

1. 医療人たる崇高な倫理観と豊かな人間性をもち、医療に携わる使命感を有していること
2. 医薬品を理解し、適正使用の礎となる科学力を有していること
3. 医療福祉連携を推し進め、地域における人々の健康自立を支援する全人的能力（科学力・臨床力・対人力）を有していること
4. 医療や福祉を取り巻く様々な課題に気付き、解決に導く論理的・科学的能力を有していること
5. 最新の医療情報の収集等、自己研鑽に努め、生涯にわたって学修する態度・習慣を身に付けていること

・大学院応用生命科学研究科博士前期課程

本研究科は、所定の年限を在学し、所定の単位数を修得し、かつ修士学位論文の審査及び最終試験に合格した者に修士の学位を授与する。

前期課程修了にあたっては、学生が次の基準に達していることをもって学位を授与する。

- (1) 生命科学、食品科学、環境科学、薬科学、理科教育学に関する高度な専門的な知識と技術を持っている。
- (2) 外国語文献も対象とする情報収集力を持ち、情報の重要度を評価できる。
- (3) 獲得した知識、技術、情報を活用する論理的思考力を持っている。
- (4) 各自の研究課題に対する研究遂行能力だけでなく、他者と協調・協働的に研究を遂行して課題を解決する能力と継続力を持っている。
- (5) 討議及び研究成果の発信に必要な表現能力、文章作成能力及びコミュニケーション力に優れている。

・大学院応用生命科学研究科博士後期課程

本研究科は、所定の年限を在学し、所定の単位数を修得し、かつ博士学位論文の審査及び最終試験に合格した者に博士の学位を授与する。後期課程修了にあたっては、研究内容が外国語の論文として学術雑誌に受理されること、及び学生が次の基準に達していることをもって学位を授与する。

- (1) 生命科学、食品科学、環境科学に関する極めて高度に専門的な知識と技術を持っている。
- (2) 課題を自ら発見し、研究戦略を立案し、柔軟な思考と深い洞察に基づいて研究を遂行することができる。
- (3) 他者と協調・協働的に研究を遂行して課題を解決する能力と継続力を持っている。
- (4) 研究者としての倫理観を持ち、研究成果を学術論文としてまとめる能力を持っている。
- (5) 研究者としての幅広い素養と世界に向けて研究成果を発信する語学力を持っている。

<2021 年度以降の入学生に対する学位授与の方針（以下「新方針」）>

・新潟薬科大学

本学の建学の精神と理念に則り、学部・学科・研究科が定める教育課程を修め、卒業・修了に必要な単位を修得し、学部・学科・研究科が育成を目指す人材が有する資質・能力を備えた者に学位を授与する。

・薬学部薬学科

人々の健康で自立した生活を支援し、地域社会に貢献できる薬剤師を育成する本学の課程を修め、卒業要件として定めた単位を修得し、以下の資質・能力を備えた者に「学士（薬学）」の学位を授与する。

1. プロフェッショナルリズム

- ・患者とその関係者、医療チームのメンバーを尊重し、薬剤師として医療を担うための責任感と倫理観をもって行動できる。
- ・自らの能力を評価・検証し、生涯学習により常に自己研鑽を図ることができる。
- ・後進指導の重要性を理解し、次世代を担う人材を育成する意欲を示すことができる。

2. コミュニケーション力

- ・他者との間で適切に情報の収集・伝達を行うとともに、互いの立場を尊重し、理解し合える人間関係を構築できる。

3. 薬学関連領域の知識・技能・態度

- ・普遍的な教養を身に付けるとともに、薬学の専門的知識・技能・態度を修得する。

4. 薬物療法における実践力

- ・患者の病態を理解し、科学的な根拠に基づき、患者個人を尊重した適切で効果的な薬物療法を選択・計画し、安全かつ適確に遂行できる。

5. 問題発見・解決力

- ・科学的探究心を備え、基礎、衛生、医療薬学に関わる諸問題を発見し、必要な情報を収集・評価して論理的思考をもとに解決策を提示できる。

6. 地域の保健・医療における貢献力

- ・医療福祉連携の重要性を理解し、プライマリケアやセルフメディケーションの支援、在宅医療への参画等を通じ、地域における人々の疾病予防、健康・自立に貢献できる。

・ 大学院応用生命科学研究科博士前期課程

食品、農業、環境、創薬、医療及び保健衛生に関わる科学、並びに生命科学を中心とした理科中等教育において、信頼されるプロフェッショナルとして社会に貢献できる人材を育成する本研究科の課程を修め、修了要件として定めた単位を修得し、以下の資質・能力を備え、かつ、修士学位論文の審査及び最終試験に合格した者に「修士（応用生命科学）」の学位を授与する。

◇応用生命科学コース

1. プロフェッショナルリズム

- ・信頼されるプロフェッショナルとして社会に貢献する使命感をもち、法令を遵守し、応用生命科学に携わる研究者を目指す者としての倫理観をもって行動できる。
- ・前例のない課題に対しても積極的に取り組み、解決に向けた方策を考えることができる。
- ・常に自己を評価・省察し、自己研鑽を図ることができる。
- ・後進指導の重要性を理解し、次世代を担う人材を育成することができる。

2. コミュニケーション力

- ・他者を尊重し、協調・協働的に課題を解決することができる良好な人間関係を構築できる。
- ・外国語文献から情報を収集し、さらに研究内容について討議し、研究成果を発信できる。

3. 応用生命科学関連領域の高度な専門知識・技能

- ・食品科学、バイオテクノロジー、生命化学及び環境化学に関する高度な専門知識・技能を修得する。

4. 問題発見・解決力

- ・食品科学、バイオテクノロジー、生命化学及び環境化学関連領域における諸問題を発見し、必要な情報を収集・評価して論理的思考をもとに研究計画を立て、柔軟な思考と深い洞察に基づいて研究を遂行できる。

5. 社会貢献力

- ・社会が抱える諸問題を客観的・数量的に分析し、その本質を捉え、科学的・論理的な思考に基づく解決策の提案を通して、信頼されるプロフェッショナルとして社会の発展に貢献できる。

(薬科学コース及び理科教職コースは省略)

・ 大学院応用生命科学研究科博士後期課程

食品、農業、環境及び健康に関わる科学及びその関連領域において信頼されるプロフェッショナルとして社会に貢献できる人材を育成する本研究科の課程を修め、修了要件として定めた単位を修得し、以下の資質・能力を備え、かつ、博士学位論文の審査及び最終試験に合格した者に「博士（応用生命科学）」の学位を授与する。

1. プロフェッショナルリズム

- ・信頼されるプロフェッショナルとして社会に貢献する使命感をもち、法令を遵守し、応用生命科学に携わる研究者としての倫理観をもって行動できる。

- ・前例のない課題に対しても積極的に取り組み、解決に向けた方策を考え実行することができる。
 - ・常に自己を評価・省察し、自己研鑽を図ることができる。
 - ・後進指導の重要性を理解し、次世代を担う研究者を育成することができる。
2. コミュニケーション力
- ・他者を尊重し、協調・協働的に課題を解決することができる良好な人間関係を構築できる。
 - ・外国語文献から情報を収集し、さらに研究内容について討議し、研究成果を発信できる。
3. 応用生命科学関連領域の先進的専門知識・技能
- ・食品科学、バイオテクノロジー、生命化学及び環境化学に関する極めて高度で先進的な専門知識・技能を修得する。
4. 問題発見・解決力
- ・食品科学、バイオテクノロジー、生命化学及び環境化学関連領域における諸問題を発見し、それらの解決に必要な情報を収集・評価して論理的思考をもとに研究計画を立て、柔軟な思考と深い洞察に基づいて研究を遂行し、諸問題を解決することができる。
5. 社会貢献力
- ・社会が抱える諸問題を客観的・数量的に分析し、その本質を捉え、科学的・論理的な思考に基づく解決策の提案及び研究成果を通して、信頼されるプロフェッショナルとして社会の発展に貢献できる。

なお、新方針は以下の学位授与の方針の策定指針に基づき、策定している。

＜学位授与の方針策定指針＞

本学の建学の精神と理念、ビジョン、タグライン「信頼されるプロ（プロフェッショナル）になる」を参考に、輩出する職業人が備えるべき能力を具体的に記述した『学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）』を策定する。『教育研究上の目的』と『学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）』に記述された学修成果や能力を見ると、輩出する職業人像が見えるような記述とする。

新方針、旧方針のいずれも卒業時、修了時に備えるべき資質・能力が明示され、学生の学習成果の目標として理解しやすさに配慮している。新方針では、本学の理念、ビジョン、タグライン、ステートメント等を踏まえ、身に付ける資質・能力をプロフェッショナリズム、コミュニケーション力、貢献力等全学共通の項目立てを行い、その中でそれぞれの学科、研究科の特色や、学位課程ごとに達成すべき水準を示している。また、薬学部については2013年に文部科学省が示した10項目の「薬剤師として求められる基本的な資質」を、応用生命科学部については、2015年に日本学術会議が示した「大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準：農学分野」に記載されている「農学を学ぶ全ての学生が身に付けることを目指すべき基本定な素養」を包含する内容としており、授与する学位に相応しい内容である（資料4-6、4-7）。旧方針では、全学の3つの方針は学士課程を念頭にしていたが、新方針では大学院も包含した方針に改正した。

学位授与の方針の公表については、毎年度全ての学生及び教職員に配布する学生便覧の冒頭に建学の精神及び理念等続くページに掲載し、その重要度を認識させるよう工夫している（資料4-5）。加えて各学部の履修ガイド、各研究科の履修要覧にも掲載している（資料4-8-1～4-8-3）。また、4月の新年度オリエンテーションにおいて、これらの媒体を用い、各学部・研究科の教務委員会から教育課程編成・実施の方針とともに取り上げて学生に説明をしている（資料1-17）。あわせて本学ホームページにも掲載し、学内外に公表している。なお学生便覧やホームページに掲載の際は、教育研究上の目的と併記することで両者のつながりが見えやすいよう配慮している。2021年度からは、新方針、旧方針ともに周知、公表していく。

点検・評価項目② 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

<p>評価の視点1：下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育課程の体系、教育内容 ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等 <p>評価の視点2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性</p>

本章(1)点検・評価項目①に記載したとおり、本学では、2014年度の認証評価受審以降、自律的な改善活動に取り組み、全学的な3つの方針策定指針に基づき、学長が統括する全学的な教学マネジメント体制のもとで、2021年4月1日改正の新たな教育課程編成・実施の方針を2021年2月に策定した。以下は、本学の現行の教育課程編成・実施の方針及び2021年4月1日改正の教育課程編成・実施の方針の両者に関して述べる。

本学の教育課程編成・実施の方針は、全学並びに学部においては学科ごと、大学院においては研究科、課程ごとに定めている。以下に一例を示す。（資料4-5）。

<2020年度以前の入学生に対する教育課程編成・実施の方針（以下「旧方針」）>

・新潟薬科大学

学位授与に要求される能力獲得のために、次の方針でカリキュラムを編成する。

1. 豊かな人間性を涵養する科目を配置する。
2. 専攻する学問分野における専門的知識を修得する科目を配置する。
3. 課題を発見し解決する能力を培う科目を配置する。
4. 社会に貢献するための実践力を培う科目を配置する。

・薬学部薬学科

学位授与に要求される能力獲得のために、次のような方針でカリキュラムを編成する。

1. 「薬学教育モデル・コアカリキュラム」を基盤とし、基礎薬学から衛生薬学、医療薬学、臨床薬学に至るまで、学年進行とともに深化するような学習到達目標を設定する。
2. 医療人たる倫理観と豊かな人間性の涵養を促す科目を配置する。

3. 医薬品を理解し、適正使用の礎となるような科学を学修する薬学専門科目を配置する。
4. 人々の健康自立を支援する上で必要な応用科学力や臨床力を修得する総合型授業科目を配置する。
5. 問題発見・問題解決能力を修得する科目を配置する。
6. 医療福祉連携を推し進め、地域における人々の健康自立を支援するための対人力を涵養する実践的科目を配置する。
7. 対人力涵養の要となる幅広い視野を育成するための教養系科目を配置する。

・ 大学院応用生命科学研究科博士前期課程

学生は体系化された授業を受講するとともに、研究科のいずれかの研究室に所属し、指導教員の指導のもとに研究を行う。本研究科では、次の教育課程を編成・実施することで学生の能力の向上を支援する。

1. 座学、ディスカッション及び教育臨床実習などを主体とした授業を受講することで、応用生命科学に関する専門的な知識を修得し、討議能力、学修指導力及びコミュニケーション力を養成する。
2. 最新の論文の解説や外国語論文の輪読により、先端的な知識を修得すると同時に、研究に必要となる語学力を養成する。
3. 学生が自ら発表するセミナー形式の授業を受講し、加えて研究成果を学会で発表することで、討議能力、プレゼンテーション力を養成する。
4. 学生が各自の研究課題に取り組み、修士論文を作成することで、論理的思考力を身に付け、科学論文の作成法を修得させる。
5. 各自の研究課題に取り組む過程で、研究計画の立案、研究遂行に必要な情報の収集と分析、研究手法の選択とその技術の修得、実験結果の分析と評価などを通じて、研究能力と論理的思考力を養成する。
6. 産学連携プロジェクト、地域連携活動などへ参加し、多様な専門家との協調・協働を通して活動することの大切さを修得させる。

・ 大学院応用生命科学研究科博士後期課程

学生は体系化された授業を受講するとともに、研究科のいずれかの研究室に所属し、指導教員の指導のもとに研究を行う。本研究科では、次の教育課程を編成・実施することで学生の能力の向上を支援する。

1. 体系化された授業を受講することで、高度な専門的な知識を修得し、討議能力、コミュニケーション力、語学力を向上させる。
2. 学生が各自の研究課題に取り組み、博士論文及び外国語の論文を作成することで、科学論文の作成力を強化する。
3. 各自の研究課題に取り組む過程で、研究遂行能力と論理的思考力を強化し、独力で課題の発見から論文発表まで行える研究遂行能力と成果を発信する能力を養成する。
4. 産学連携プロジェクト、地域連携活動などへ参加し、異なる分野の専門家との協調・協働を通して活動することの大切さを修得させる。

<2021年度以降の入学生に対する教育課程編成・実施の方針（以下「新方針」）>

・新潟薬科大学

本学の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げる能力を修得するための教育課程として、学部・学科・研究科において必要とされる科目を体系的に編成し、講義、演習、実験、実習等を適切に組み合わせた授業を実施する。なお、この方針に基づく学部・学科・研究科における教育内容、教育方法、評価計画についてはそれぞれ別に定める。

・薬学部薬学科

薬学部では、学修内容をもとに、修学期間を1学年、2学年、3学年から4学年、5学年から6学年の4期に分け、各期において重視する目標を設定し、それらの段階的な達成により本学が目指す薬剤師への成長を促すカリキュラムを編成する。

第1期で重視する目標：「能動的学習による汎用的能力の涵養」

人文・社会・自然科学及び外国語に関する知識を習得し、主体的学習方法を用いて、倫理観及び本学薬学教育カリキュラムを履修していく上で基本的に必要な汎用的能力（コミュニケーション力、問題発見力及び論理的思考力）を培う。また、地域住民の健康・自立に貢献する社会連携教育等を通して、地域貢献に必要な基礎的知識の習得及び情報収集力の向上を図る。

第2期で重視する目標：「基礎薬学の学習及び医療人としての心構え」

基礎薬学の授業科目を講義形式で開講するのと並行に、演習・実習を実施し、知識の定着を図る。さらに、患者や他職種との交流を通して、自らが一医療人となることを意識させ、そのために求められる態度及び問題解決力を涵養する。また、地域住民の健康・自立に貢献する社会連携教育等を通して、第1期で培った知識及び情報収集力を結集させるとともに地域貢献に必要な人間性を育成する。

第3期で重視する目標：「臨床薬学の学習及び知識・技能・態度の統合」

臨床薬学の授業科目を講義・実習形式で開講するのと並行に、主体的学習方法による演習を実施し、基礎薬学の領域を含めた知識・技能・態度を統合させ、薬物療法に必要な人間性及びより専門的な問題解決力を育成する。また、これまでに培った知識・技能・態度と社会連携教育等を通して得た経験を統合させ、他学年の学生との協同により地域貢献・後進指導に必要な人間性を深化させる。

第4期で重視する目標：「臨床実務の実践及び課題研究による自己研鑽意識の醸成」

薬学共用試験（CBT・OSCE）において知識・技能・態度の評価を受けた後、患者・来局者への応対及び薬剤師に関わる医療業務を経験する臨床実務実習により、臨床における総合的実践力を涵養する。さらに、実務実習での経験をより深化させるために主体的学習方法による演習を実施するのと並行に、薬学の進歩に寄与すべく自ら情報収集、問題発見及び問題解決を行う卒業研究により、これまでに培った知識・技能・態度の総合的な実践力を育成する。また、これまでの社会連携教育等を通して培った人間性を基盤にして、地域の保健・医療における課題の検証を行い、地域住民に還元することで地域貢献に資する実践力を育成する。これらの総合的実践力育成過程において、自らの能力を評価検証し、自己研鑽する意

志を醸成する。

本学薬学教育課程において、根幹をなす学修成果であるプロフェッショナルリズムとは、薬剤師が備えるべき行動規範であり、その行動規範に則り様々な局面に応じて問題を解決しようとする意志である。低学年から高学年に向けて、汎用的問題解決力からより高い専門性が求められる臨床的実践力へと発展させるとともに、倫理観と後進指導等を通して自己成長する力を醸成する。それらの学修成果をポートフォリオとして積み重ねながら、各期におけるパフォーマンス評価を用いた形成的評価により学位授与の方針への達成度を判定し、学位授与の質を保証する。

【各期の評価】

第1期

人文・社会・自然科学及び外国語に関する知識並びに地域貢献に必要な基礎的知識については、客観試験や論述試験等を用いる。基本的なコミュニケーション力、情報収集・問題発見力、倫理観については、関連する領域科目のパフォーマンス評価、ポートフォリオ評価等を用いる。それぞれの学修成果を学位授与の方針に示す資質・能力と照合し、達成度を判断する。

第2期

基礎薬学に関する知識の定着については、客観試験や論述試験等を用いる。相手を尊重するコミュニケーション力、問題発見・解決力、倫理観及び人間性の会得については、関連する領域科目のパフォーマンス評価、ポートフォリオ評価等を用いる。それぞれの学修成果を学位授与の方針に示す資質・能力と照合し、達成度を判断する。

第3期

基礎薬学を含めた臨床薬学に関する知識については、客観試験や論述試験等を用いる。臨床薬学並びに地域への貢献にかかわる問題発見・解決力、倫理観及び人間性の会得については、関連する領域科目のパフォーマンス評価、ポートフォリオ評価等を用いる。それぞれの学修成果を学位授与の方針に示す資質・能力と照合し、達成度を判断する。

第4期

薬物療法及び地域貢献の実践力については、臨床実務実習のパフォーマンス評価を用いる。臨床薬学における総合的な実践力については、それを涵養するための科目のパフォーマンス評価等を用いる。問題発見・解決力については、研究課題に取り組む卒業研究のパフォーマンス評価を用いる。それぞれの学修成果を学位授与の方針に示す資質・能力と照合し、達成度を判断する。

なお、新方針は以下の教育課程編成・実施の方針の策定指針に基づき、策定している。

<教育課程編成・実施の方針策定指針>

学部・学科に関しては、文部科学省による「薬学教育モデル・コアカリキュラム」や日本学術会議による「教育課程編成上の参照基準」等を網羅し、『学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）』に記載された能力を修得する上で必要な、順次性のある体系的な教育課程を編成・実施するための方針を策定する。修業年限を複数の期に分け、期ごとに到達目標を設定

するとともに、社会資源を活用した教育を組み込み、修得する能力に応じた適切な教育方法と評価計画をあわせて記述する。

大学院に関しては、大学院教育の実質化の流れを踏まえ、『学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）』に記載された能力を修得する上で必要な、順次性のある体系的な教育課程を編成・実施するための方針を策定する。次世代のリーダーとなる人材を養成する教育課程であることから、主体的な学びに基づく教育方法を積極的に取り入れ、評価計画とあわせて記述する。

新方針、旧方針のいずれにおいても、全学の方針に則し、各学部・学科・研究科における学位授与の方針に明示された卒業時、修了時に備えるべき資質・能力を修得できるように教育課程の編成・実施方針を策定しており、教育課程の体系や教育内容をはじめ、構成する授業科目の区分や授業形態など、当該課程の教育についての基本的な考え方を明示している（資料 4-5）。薬学部薬学科の旧方針を例にとると、1. で本学薬学教育課程の順次性について、2. 以降では、学位授与の方針に掲げた資質を涵養する科目群の体系性についてそれぞれ規定している。薬学部のカリキュラムはこの方針に従い、学位授与の方針に掲げた資質・能力を効果的に修得できるよう設計している。

新方針においては、教育課程編成・実施の方針策定指針に則り、修学期間を複数の期に分け、期ごとに重視する到達目標を設定している。修得する能力に応じた適切な教育方法に加え、旧方針では明示されていなかった「評価計画」もあわせて記述しており、期ごとに学位授与の方針に示す資質・能力への達成度を評価し、学生に形成的なフィードバックを行うとしている。この構成は、3つの方針策定指針に則り、応用生命科学部及び研究科も同様である。

教育課程編成・実施の方針は、前述の学位授与の方針と同様に、毎年度学生便覧の冒頭に建学の精神及び理念等に続くページに掲載し、その重要度を認識させるよう工夫している（資料 4-5）。加えて各学部の履修ガイド、各研究科の履修要覧にも掲載している（資料 4-8-1～4-8-3）。また、新年度オリエンテーションにおいて、これらの媒体を用い、各学部・研究科教務委員会から学位授与の方針とともに取り上げて学生に説明をしている（資料 1-17）。あわせて本学ホームページにも掲載し、学内外に公表している。2021年度からは新方針、旧方針をともに周知、公表していく。

点検・評価項目③ 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点 1：各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

- ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
- ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定
- ・個々の授業科目の内容及び方法
- ・授業科目の位置づけ（必修、選択等）
- ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定
- ・初年次教育、高大接続への配慮（【学士】【学専】）

- ・教養教育と専門教育の適切な配置（【学士】）
 - ・コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等（【修士】【博士】）
 - ・教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり
- 評価の視点2：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

本学の教育課程は、各学部・学科・研究科の教育課程編成・実施の方針に則し、それぞれの課程の学位授与の方針に掲げた学習成果を効果的に修得できるよう、体系的や順次性に配慮して編成している。教育課程の適切性や各教育課程編成・実施の方針との整合性については、毎年度実施する全学的な自己点検・評価において教育課程の適切性に関する項目を設け、各学部・研究科の自己点検・評価並びに大学評価室による全学的な点検・評価を実施しており、その結果を踏まえ、学長が改善の必要を認めた場合には、当該学部・研究科に改善指示を行うこととしている。

【学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置】

学士課程においては、各学部・学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育課程を編成している。いずれのカリキュラムも、各分野の学習内容が学年進行に伴い深化するよう、科目の順次性に配慮し、初年次では、専門分野での学習に対する動機づけや、大学で必要となる一般的な学習スキルや教養を身につけるための科目（「フレッシューズセミナー」、「初年次セミナー」など）、次いで高大接続科目や各分野での学習の基盤となるような導入科目（「化学演習」、「生物学Ⅰ」など）を配置し、学年が進むにつれてより専門性の高い科目の比率が増加するよう設計している（資料4-9、4-10、4-11web）。また、両学部とも、入学時に行うプレイスメントテスト（初年次）や各科目授業科目の成績（1年次後期以降）を参考としたクラス分けを一部採用しており、個に応じた細やかな指導により学力の定着を図っている。具体的には、薬学部では低学年次において習熟度別の演習を、応用生命科学部では、習熟度や適性に応じた「シームレス教育プログラム」を展開している（資料4-12）。また、高大接続の円滑化のための方策として、推薦入試合格者などを対象に、「化学」及び「生物」を中心とした自己学習課題を提供するとともに、大学の入門的な内容に関する講義・実習並びにグループディスカッションを交えたスクーリングも実施している（資料4-13、4-14）。これらの方策を通して、高等学校での履修状況に配慮した入学前教育と入学後共に学ぶ者との意見交換の機会を提供し、大学入学までの不安解消と円滑な高等教育への移行を図っている。なお、2021年度薬学部入学予定者の入学前教育は、新型コロナウイルス感染症防止対策のため、登校を要せず動画の配信とZoomを用いたオンラインの討論学習の形式で実施した。

各授業科目は、学部・学科ごとに、それぞれの教育課程編成・実施の方針に即して体系的に配置している。薬剤師養成を目的とする薬学部では、文部科学省が策定した「薬学教育モデル・コアカリキュラム」に則り、基礎薬学をはじめ、衛生薬学、医療薬学及び臨床薬学の薬学専門科目、倫理観や人間性の涵養を促す科目、問題発見・解決能力を涵養する科目、並びに応用科学力・臨床力・対人力・実践力等を養う総合型授業科目などを、教育課程編成・

実施の方針に基づき整理、体系化し、学年進行とともに内容が深化するよう順次的に配置している（資料 4-9）。応用生命科学部応用生命科学科では、バイオ工学、環境工学及び食品科学の3分野の専門家、並びに理科教員を育成するコースを、同学部生命産業創造学科では農業や食品・環境科学とビジネス・政策を結ぶ専門人材を育成する課程を設けており、日本学術会議が示す大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準も参考にしながら、それぞれの専門分野に関する科目を教育課程編成・実施の方針に基づき整理、体系化し、順次的に配置している（資料 4-10）。いずれの学部・学科においても、基本的に教育研究上の目的の達成に必須の科目は必修科目もしくは選択必修科目（薬学部のみ）とし、その他の科目については、卒業要件に含む選択科目（卒業時の資質レベルをより高めるために一定の範囲の科目から選択する科目）もしくは卒業要件に含まない自由科目（現在、応用生命科学部の教員免許取得に必要な科目のみ。）として設定している（資料 4-15）。なお、科目間の関係や体系性及び順次性については、科・コースごとに「カリキュラム・ツリー」と「カリキュラム・マップ」で明示しており、本学ホームページで学内外に公開するとともに、毎年度初頭に配布する各学部の履修ガイドに記載して学生及び教職員に周知している（資料 4-8-1、4-8-2、4-11web）。これらの資料では、各学部・学科の学位授与の方針で定めた学位取得時までには修得すべき能力と各科目群の関連も明示しており、薬学部では先述の薬剤師に求められる基本的な資質 10 項目並びに学位授与の方針に掲げた 5 項目との繋がりが、応用生命科学部では学位授与の方針に掲げた 5 項目と、これを細分化した 13 項目、加えてどの授業科目でこれらがどの程度身につくのかについて示されている。

本学は、前期（4月～9月）及び後期（10月～3月）の2学期制をとっており、1学期当たりの授業期間を15週と学則に定めている（資料 1-4[第34条]）

単位の計算方法については、単位制度の趣旨に則り、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、講義及び演習については15～30時間、実験・実習・実技科目については30～45時間の授業をもって1単位とすることを学則第33条で定めている（資料 1-4[第33条]）。また同条では、科目の目的により、講義と実習を組み合わせた場合など、複数の授業形態を併用する場合や、卒業研究の単位計算についても規定されている（資料 1-4[第33条]）。各授業科目は、その内容に応じて講義や演習形式、あるいはスモール・グループ・ディスカッション（SGD）やフィールド・ワークなどを取り入れて実施しており、それぞれ上述の定めに基づいて科目の単位を設定している（資料 4-11web）。

大学院課程については、4年制の博士課程である薬学研究科と、2年制の博士前期課程及び3年制の博士後期課程からなる応用生命科学研究科を設置し、このうち応用生命科学研究科の博士前期課程では応用生命科学、薬科学、理科教職専修の3コースを設けている（資料 1-5[第5条]）。いずれの研究科においても、それぞれの研究科・コースの教育研究上の目的に応じ、各課程の教育課程編成・実施の方針に則して教育課程を編成している（資料 4-8-3、4-11web）。理科教職専修コース以外の各研究科では研究活動を基本とした教育に主眼をおいており、必修科目として、学生自身の研究分野に関する最新文献の調査報告や研究進捗報告を通じた指導を行う「演習」科目及び研究指導を主体とした「実験」科目を設定し、さらに選択必修科目として、専攻分野の目的に併せた専門性の高い講義・演習科目を設けている。理科教職専修コースでは、上述と同様の「実験」並びに「演習」科目（各5単位）、

及び応用生命科学分野の教科に関する科目（7科目7単位を）選択必修とするほか、教職に関わる科目（5科目18単位）を必修としており、修了要件を満たすことにより専修免許状を取得することができる形としている。

なお、本学では、上述した学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針の改正を見据え、2020年度にカリキュラムの見直しと改正作業を行った。この際には、当時策定に向けて検討中であった学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針を念頭に、両学部では授業評価アンケート、学生生活実態調査等の分析結果などを参考にしつつ、また応用生命科学部ではコース編成の見直しも視野に入れ、カリキュラムの総点検を行った（資料4-16～4-19）。一方、大学院では、2018年度自己点検・評価及び2019年度外部評価において指摘されていた科目の体系的、順次性の改善、並びに職業的自立を促す教育の充実を念頭に検討を行った（資料2-25、2-26、4-20、4-21）。これらの検討を踏まえ、2021年度3月に次年度より運用する新カリキュラムを策定した（資料4-22～4-25）。

【学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施】

薬学部及び応用生命科学部では、各学部の教育研究上の目的にあわせ、必修もしくは選択科目として、学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力の育成を目的とする科目を組み込んだ教育課程を編成している。特に薬学部及び応用生命科学部の理科教職コースは、それぞれ薬剤師及び理科教員の養成課程であることから、文部科学省等の指針に準じ、それぞれの資格に必要な基礎力、応用力を涵養する科目、さらに医療現場や教育現場での実習等を含めた実践力を養成する科目を設けている（資料4-8-1、4-8-2、4-11web）。加えて、両学部とも実地での対人力等の涵養を念頭に、地域でのボランティアを取り入れた科目を必修科目（「地域におけるボランティア活動」、「キャリア形成実践演習」等）として設けている。また、応用生命科学部では、インターンシップへの参加促進や社会人としての素養を育成する「職業とキャリア形成Ⅰ」、「職業とキャリア形成Ⅱ」を設け、インターンシップなどを通じた学生の社会的・職業的自立を促す取組みを行っている。さらに、学部ごとに専門分野にあわせた「キャリアガイダンス」を実施し、社会人としての心構えや一般的なマナー講座などの様々な講習会や、社会で活躍する卒業生との対話などを通じ、社会的・職業的自立に必要なスキルを学ぶ機会を提供している（資料4-26）。さらに、2021年度改正カリキュラム（2021年度入学生から適用）では、内閣府が掲げる「AI戦略2019」に基づいた人材育成に向け、数理・データサイエンスに係る科目（「データサイエンスⅠ」、「データサイエンスⅡ」、「データサイエンス入門」）を新設し、社会環境の変化に対応した教育の実践を進めている。大学院においては、各課程の教育研究上の目的に掲げた育成する人材像に即し、主に実地での教育を通じて職業的自立に必要な資質・能力の涵養に努めている。応用生命科学部前期課程理科教職専修コースでは、大学院レベルの科学知識を講義科目で、また高度な教育実践力を長期の臨地実習や理科教育法の演習等により、専修免許状を持つ理科教員としてふさわしい資質・能力を涵養する。専門分野における研究者や指導者の養成を目的とした他の大学院教育課程においては、日常的な研究活動や修士・博士論文の作成指導を通じ、また研究室での後輩への指導や学生実習のティーチング・アシスタント（TA）としての指導機会を通じて、自立した研究者あるいは当該分野の指導者として必要な資質・能力の育成に努めている。なお、2021年度改正カリキュラムにおいては、上記に加え、研究倫理

教育をはじめ、論文作成のスキルや指導法の学習及びキャリア形成教育等を盛り込んだ必修科目（「基礎科学特別授業」、「研究リテラシーⅠ」、「研究リテラシーⅡ」）を、大学院の全課程で実施予定である（資料4-20、4-21）。

点検・評価項目④ 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

<p>評価の視点1：各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置</p> <ul style="list-style-type: none">・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法・適切な履修指導の実施・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数（【学士】【学専】）・研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施（【修士】【博士】）・各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり
--

本学の各学部・研究科は、それぞれの教育・研究上の目的を達成するため、学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置を講じている。取組みの状況については、毎年度行う全学的な自己点検・評価の過程で当該項目を設けて点検・評価を行うとともに、外部評価も受審しており、改善の必要が認められた場合には、学長が改善指示を行うこととしている。

単位の実質化を図る措置として、応用生命科学部ではCAP制を導入しており、1年間に履修できる単位数を前年度のグレード・ポイント・アベレージ（GPA）に応じて最大49単位までに制限し、授業以外の学習時間の確保に努めている（資料4-27）。これは、2014年度の大学基準協会による認証評価における指摘事項に対し、学長の指示の下、応用生命科学部教務委員会にて対応を協議した上で、「新潟薬科大学応用生命科学部GPA制度及びCAP制に関する取扱い要項」に規定される内容として、応用生命科学部教授会にて承認されたものである。薬学部では、2020年度までは履修単位数の上限は定めていなかったが、薬剤師養成課程の性質上、開講科目の大半が必修科目であることから、各学年で履修可能な科目数を実質的に制限しており、後述する履修指導と併せて学生の学習時間の確保に努めてきた（資料4-28）。しかしながら、全学の自己点検・評価及び外部評価において、薬学部でも履修科目上限の設定の必要性が指摘されたことを受け、2021年度から年間履修上限単位数を49単位とするCAP制を導入することとしている（資料4-29）。

科目の履修にあたっては、各学部で年度初頭にオリエンテーションを実施し、各教務委員会の主導の下、履修ガイドやカリキュラム・マップ等の資料を用いて、教育研究上の目的を

はじめ、学位授与や教育課程の編成・実施の方針、カリキュラムの全体像、進級・卒業要件、試験制度等と併せて、授業の履修方法や注意点について解説し、履修指導を行っている（資料 1-17）。また、留年生については、単位取得状況に応じて不規則な時間割編成となることも考えられることから、教務委員会と事務部教務課が個別に履修指導を行っている（資料 4-30、4-31）。一方、大学院においては、選択必修科目を課程ごとに 5～6 単位を修得することとしており、研究活動時間とのバランスに配慮している。また、選択必修科目の履修にあたっては、学部と同様に新年度オリエンテーションにおいて、履修指導を行っているほか、学生自身の専門分野や将来展望などに応じて、指導教員と相談の上決定している（資料 4-8-3）。

シラバスには、授業概要、到達目標、授業計画、授業内容及び方式、授業外学習の指示、成績評価の方法と基準等を全学共通で明示している。また、学部、大学院ともに、「授業外学習（予習・復習）」の項目に予習、復習の内容や学習所要時間等を明記し、授業時間外の学習に着手しやすいよう配慮している（資料 4-11web、4-32）。シラバス作成時には、各学部・研究科の教務委員会（応用生命科学研究科では学務委員会がその役割を務める。）が、当該科目のカリキュラムにおける位置づけに留意しつつ、授業の目的や内容及び成績評価の方法、基準等との整合性を含めてチェックを行っており、不備や改善の必要がある場合には適切な形となるよう改善指導を行っている（資料 4-33）。なお、2019 年度の大学評価室による点検・評価において、薬学部及び薬学研究科の成績評価方法の適切性に関する共通のチェック基準の必要性が指摘されたこと、また 2020 年度改善計画の策定の過程で、成績評価方法のチェックが不十分なケースが認められたこと、研究科の「演習」、「実験」科目の成績評価方法とその割合に不明瞭な点が認められたことを受け、2020 年度にシラバスチェック体制の見直しと改善を行った（資料 2-34[4-5-③]）。その結果、薬学部及び応用生命科学研究科ではシラバスチェックリストの改訂を行い、成績評価基準の適切性のチェックを強化することとともに、薬学部及び応用生命科学研究科では、授業の種類に応じた成績評価方法とその割合の指針も策定し、2021 年度のシラバス作成時から運用している（資料 4-34～4-36）。シラバスは、本学ホームページを通じて公開しているほか、ICT 修学支援システム「Cyber-NUPALS」でも公開している（資料 4-11web、4-37）。なお、Cyber-NUPALS は、授業資料の保存、公開や授業実施記録の記載が可能であり、これにより各回の授業内容とシラバスとの整合を確認できるようにしている。

各学部・研究科の授業は、それぞれの目的に応じて様々な形態で実施しており、講義や実習以外にも、SGD やプロブレム・ベースド・ラーニング（PBL）等、学生の主体的な学びを促進するような授業手法を多くの科目で取り入れている（資料 4-11web）。基本的に、知識の習得を中心とした科目は主に講義・演習形式で、技能や態度の習得を目的とする科目では実習形式や SGD、PBL 等を取り入れた形で授業を構成しているが、科目の目的に応じこれらを組み合わせた授業も行っている。薬学部では概ね 3 割程度、応用生命科学研究科では 6～7 割程度、大学院では 6 割以上の授業で実習形式や SGD、PBL 等の手法を取り入れている（資料 4-38）。教育課程編成・実施の方針策定指針にあるように、本学では、社会資源を活用した教育の導入に注力しており、中でも薬学部における双方向型社会連携教育（ISCE）では、授業の中で「学生が地域住民の健康・自立を支えるまちづくり」をテーマに掲げ、近隣住民を対象とした「健康・自立セミナー」を実施している（「地域におけるボランティア活動」、「地

域住民の健康状態を知る」)。これらの授業では、セミナーを通して、プレゼンテーションの技能や傾聴の態度だけでなく、住民からの質問に対応するべく自主的に深い学習に向かう姿勢を醸成することが期待できる。また、研究科のみならず、学部においても両学部で卒業研究を必修科目として設置しており、自主的に問題解決に取り組む力を育成している（資料 4-85）。

1 授業あたりの学生数は、必要に応じて1学年を複数のクラスに分割するなど、授業形態や目的に配慮して調整している。薬学部及び応用生命科学部応用生命科学科の実習科目は概ね2クラス編成（1クラスあたり50～80名程度）としており、外国語科目では3～4クラス編成（30～40名程度）で編成している。また、演習科目の大半は2クラス編成としており、応用生命科学科の習熟度別演習の一部では30人程度の編成も取り入れている。卒業研究については、研究室の所属教員数に応じて、1学年の指導学生数は1教員あたり薬学部では4～8名程度、応用生命科学科では5名程度、生命産業創造学科では5～10名程度とし、個別に近い形での指導に努めている。なお、大学院での研究指導は、入学年度の初頭に指導教員が学生と相談の上、研究内容や指導方法、スケジュール等を明記した「研究指導計画書」を作成し、これに基づいて研究指導を行っている（資料 4-8-3[p. 9, 23, 32]、4-39）。また、薬学研究科及び応用生命科学研究科博士後期課程では副指導教員制度を採用しており、学生が所属する研究室の主任指導教員のほかに、主任指導教員を補佐する副指導教員が置かれている。研究遂行にあたっては、主任指導教員による研究指導に加え、副指導教員も多角的な視点から研究進展に向けた助言等を行っている（資料 4-8-3[p. 9, 23, 32]）。

2020年度においては、全国的な新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、本学でも種々の対策を講じた。国内での感染拡大、新潟市内での感染者の発生等が報告される中、本学でも2019年度末より次年度における遠隔授業導入の検討を始め、運営会議の下部組織として設置した遠隔授業実施準備委員会の主導により、Microsoft Teamsをプラットフォームとしたリモート講義等の実施準備を進めていた。その過程で、政府の緊急事態宣言発令及び新潟県の外出自粛要請等を受け、学長が2020年4月6日付で前期授業開始を5月7日まで延期すること、並びに5月6日までの入構禁止を全構成員に通知するとともに、2020年度の授業実施に関する基本方針を運営会議、教育研究評議会の議を経て策定した（資料 2-52、2-53、4-40）。この方針には、前期授業開始及び終了時期の変更（5月7日～8月下旬）、前期における遠隔授業の導入と一定数の面接授業の実施、科目の到達目標及び配当単位との整合性を担保した上での実施コマ数の削減依頼等のほか、可能な限り定期試験を大学で実施する旨が盛り込まれ、その内容は全学への説明会において全教職員に通達された（資料 2-54）。各学部・研究科は、上記の方針に基づいて、2020年度前期分についてシラバス及び授業時間割の改訂を行った（資料 4-41web（改訂前：2020年度、改定後：2020年度改）、4-42～4-45）。主な変更点は、講義・演習科目の授業方式に動画配信型授業等を取り入れた点及び面接形式の実施が必須となる学部の実習科目を前期後半に集中して実施することとした点であり、また一部の科目では、授業方法の変更に伴って成績評価方法に若干の変更を加えた。また、薬学部では、単位数に応じた授業時間数を確保しつつ、多くの科目で授業コマ数の削減を実施した。その際、授業の内容や到達目標を含め、通常の授業に比して不足の無いよう配慮することとし、改訂したシラバス並びに時間割については、本学ホームページ等を通じて随時学生に周知した。さらに、授業開始までの期間を利用し、学生の通信環境の調査、

Microsoft Teams の使用に関するマニュアルの整備及び使用講習会等を行い、遠隔授業を円滑に実施できる環境の整備に努めた。なお、上述した授業の実施方針を含め、キャンパス滞在可能時間の制限など、授業等実施にかかる具体的な感染予防策の詳細等は、『『新型コロナウイルス感染症』への対応について』として文書に纏めており、国内や県内の感染状況等にあわせて随時更新しつつ、本学ホームページや本学ポータルサイト「Portal Nupals」で学生及び教職員に周知している（資料:4-46）。前期の授業は上記の予定通り 5 月 7 日から開始し、その後自治体等からの休業要請など、大学の閉鎖等に至るような事態が発生しなかったことから、予定通りに前期の授業を終了し、学部の定期試験も学内において滞りなく実施した（資料 4-47）。後期については、運営会議の検討の結果、当初は面接授業のみで行うこととし、シラバスの準備も終えていたが、8 月期に全国的な感染者の増大が認められたことに鑑み、講義・演習科目については面接授業と遠隔授業を組み合わせる形に改め、9 月 2 日付で全学に通知した（資料 2-58、4-48）。これを受け、各学部がそれぞれ授業実施方針を策定し、時間割の見直しや改訂等を行った（資料 4-49、4-50）。後期授業期間にも特段の対応を要する事態は発生せず、改訂後の時間割に従い滞りなく授業を進行し、後期定期試験も学内において対面形式により実施した。なお、研究科については、収容定員が少ないこと、各授業科目の履修者が少ないことから、授業科目に関しては特段の変更は行わず、感染対策を徹底した上で実施した。また、研究活動を主体とした「演習」や「実習」科目についても、研究室単位で感染対策を徹底しながら実施した。

点検・評価項目⑤ 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

<p>評価の視点 1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 単位制度の趣旨に基づく単位認定 ・ 既修得単位等の適切な認定 ・ 成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置 ・ 卒業・修了要件の明示 ・ 成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり <p>評価の視点 2：学位授与を適切に行うための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表【修士】【博士】 ・ 学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置【修士】【博士】 ・ 学位授与に係る責任体制及び手続の明示 ・ 適切な学位授与 ・ 学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり
--

【成績評価及び単位認定を適切に行うための措置】

授業科目の単位は、上述の学則及び大学院学則の定めに基づき、単位制度の趣旨に則り、授業形態に応じて科目ごとに認定している。授業科目の成績は 100 点を満点とし、予めシラ

バスに記載した成績評価の方法及び割合に従って厳格に評点し、この評点に基づき原則として5段階（秀・優・良・可・不可）の区分で評価した上、秀・優・良・可の成績を修めたものに対して単位を認定している（資料4-11web、1-4[第39条]、1-5[第32条2項]）。評点と成績評価基準並びに成績区分は、各学部・学科においては授業科目履修規程、大学院においては履修要覧に明記して公表し、またシラバスに成績評価方法が記載されており、評価の客観性の担保に努めている（資料4-51[第8条]、4-52[第6条]、4-53[第6条]、4-8-3[p. 9, 23, 31]）。なお、学部の卒業研究などの総合的な能力を涵養する科目においては、ルーブリックを用いた評価や、複数の教員で評価する仕組み等を導入することで、客観性の担保に努めており、評価基準も学生に公開している（資料4-54、4-55）。

各科目の単位認定の際には、まず各科目の担当教員が、シラバスに公表している評価方法に則り成績評価を行い、履修者の評価点一覧を事務部教務課に提出する。教務課は提出された採点簿に不備や記入漏れがないかを確認した上、上述の成績評価基準並びに区分に従って評価案を作成し、科目担当教員に採点ミスや転記ミス等がないか再度の確認を求めている。加えて、全科目の成績一覧表を教務課が作成し、教務委員会で確認した後、各教授会に上程して教員相互でも確認し、不備等があれば修正を行う。また本学では、2020年12月に「成績評価に対する異議申し立て制度」を全学的に策定、学生に周知し、2020年度後期試験より運用を開始した（資料4-56）。以上のように、本学では、複数段階での確認を経て、予め公表している規定、基準等に基づき、授業科目の単位認定を厳格に行っている。

学部における進級の判定は、当該年度における全科目の成績一覧表を基に、薬学部進級基準もしくは応用生命科学部各学科の授業科目履修規程にそれぞれ定めた進級要件に従い、教授会の議を経て学長が厳格に行っている（資料4-51[第10条]、4-52[第8条]、4-53[第8条]、4-57）。

卒業並びに修了の要件は、学則又は大学院学則に定めており、卒業に要する必修・選択科目等の単位数の内訳については、学部では「新潟薬科大学授業科目の区分等に関する規程」、大学院では「新潟薬科大学大学院授業科目名等に関する規程」にそれぞれ定めている（資料1-4[第44条]、1-5[第38条]、4-15[第3条]、4-58[第2条]）。これらの規程は学生便覧に、また進級・卒業判定についての解説を各学部履修ガイド及び大学院履修要覧に記載しており、新年度オリエンテーションで学生に配布し周知している（資料4-59、4-8）。

他大学等での既修得単位については、教育上有益と認める場合に、編入学・転入学等の場合を除き、入学後に他大学や他の教育施設等で修得した単位と併せて、学部では60単位、大学院では20単位（2021年4月1日改正）を上限に本学で取得したものとして認定することを学則（2021年4月1日改正大学院学則）に定めている（資料1-4[第42条]、1-5[第36条]）。既修得単位を認定する際には、当該学生が単位を取得した大学のシラバスと本学のシラバスを照合し、該当する本学の授業科目との一致の程度を勘案しつつ、学部・学科ごとに一定の基準を設けて認定することとしている。例えば薬学部では、両者のシラバス記載の授業内容もしくは到達目標が7割以上一致した場合に、当該科目を本学薬学部で履修したものとみなして単位認定試験の受験資格を与え、これに合格した場合に単位を認定している（資料4-60）。その他の学部及び研究科では単位認定試験は実施していないが、同様にシラバス間の照合結果に基づいて単位認定の可否を判断している。これらの単位を認定する際には、各学部・研究科の教務委員会が、シラバスの照合結果や単位認定試験の結果等に基づ

き原案を作成し、教授会の議を経て学長が認定している（資料 4-61）。

なお、単位認定及び成績評価の適切性については、毎年度行う全学的な自己点検・評価の過程で当該項目を設けて点検・評価しており、改善の必要が認められた場合には学長が改善指示を行うこととしている。

【学位授与を適切に行うための措置】

学部の卒業認定については、上述の学則並びに関連諸規程の定めにより、在学期間と修得単位数を確認した上で、各学部教授会の議を経て学長が行っている。

大学院においては、修了要件として在学期間及び修得単位数のほか、学位論文の審査並びに最終試験の合格を必須とすることを大学院学則に定めており、これに従い厳格に修了認定を行っている（資料 1-5[第 38 条～第 41 条]）。学位論文の審査の手続きは、「新潟薬科大学学位規程」及び「新潟薬科大学学位規程施行細則」に明示し、また学位論文の審査基準は履修要覧に明記するとともに、本学ホームページで公表している（資料 4-62[第 4 章]、4-63、4-8-3[p11, p25, p34]、4-64web～4-66web）。まず、学位論文審査の申請を受けた学長は、各研究科委員会に審査を委嘱し、これを受けて研究科委員会が 3 名以上の教員からなる審査委員会を設置する（資料 4-67）。審査委員会は、提出された学位論文並びに最終試験（学位論文発表会時のプレゼンテーション及び口頭試問）について精査し、論文審査結果及び最終試験の結果の要旨を研究科委員会に提出する。これを受けて、研究科委員会が関連諸規程及び審査基準に基づき審査を行い、在学期間及び単位修得状況も勘案して学長に意見を述べ、最終的に学長が学位授与の可否を厳格に判断している（資料 4-68、4-69）。なお、学位授与に関する各規程、審査基準については、学生便覧もしくは履修要覧に掲載して配布、公表しており、また新年度オリエンテーションでも説明している（資料 4-70、4-8-3[p. 11, p. 25, p34]）。なお、学位論文の発表会は公開しており、また博士課程においては、審査委員会の構成員のうち 1 名を研究科外の専門家とし、かつ 2 名以上を審査対象に含まれる論文の共著者以外とすることで、審査の公平性及び客観性の担保に努めている（資料 4-71、4-72）。また、学位論文本文及び学位論文の要旨並びに論文審査結果の要旨は国立国会図書館に送付するとともに、本学リポジトリにて学外に公表している（資料 4-73web）。

なお、本学での学位授与が適切に行われているかについては、毎年度行う全学的な自己点検・評価の過程で当該項目を設けて点検・評価しており、改善の必要が認められた場合には学長が改善指示を行うこととしている。

点検・評価項目⑥ 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点 1：各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定（特に専門的な職業との関連性が強いものにあつては、当該職業を担うのに必要な能力の修得状況を適切に把握できるもの。

評価の視点 2：学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発

《学習成果の測定方法例》アセスメント・テスト、ルーブリックを活

用した測定、学習成果の測定を目的とした学生調査、卒業生、就職先
への意見聴取
評価の視点3：学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織
等の関わり

上述のとおり、本学の各学部・学科の教育課程は、それぞれの学位授与の方針に掲げた能力の修得を目指して編成されたものである。各授業科目と学位授与の方針に掲げた学習成果との関連はカリキュラム・マップ及びカリキュラム・ツリーに明示されており、薬学部のカリキュラム・ツリーでは、各科目と文部科学省による「薬剤師として求められる基本的な資質」との関連も明示しており、本学のカリキュラムを修了することで何が身につくのかも明確にしている。各科目の単位は、それぞれの学習領域に則して、客観試験、論述試験や実技試験等により適切に認定しており、加えて、薬学部では、各年度の必修科目の到達度を測定する試みとして「学年到達度試験」を実施し、前年度に修得した知識の定着度の把握に努めている。一方、応用生命科学部では、汎用的な能力の修得状況について PROG テストを利用した測定を試みており、薬学部でも一部の学年で実施している（資料 4-16、4-17、4-74）。各学部・学科では、それぞれのカリキュラムに配置された必要な全ての科目の単位を取得した学生に対し、学位授与の方針に示した学習成果を修得したものと見なし、卒業を認定している。

また、両学部とも、学習成果の自己評価を卒業年度におけるアンケート「卒業時アンケート」で行っており、これらの結果を教育改善につなげるための参考資料とするよう、学部長から関係委員会へ依頼している（資料 4-75、4-76）。加えて、全学的に卒業生に対するアンケートや就職先に対するアンケートも実施し、学習成果の把握の一助としている（資料 4-77、4-78）。しかしながら、いずれの学部においても、学位授与の方針に掲げた資質・能力の年次ごとの到達状況や、修了時の学習成果を評価する指標は未整備である。ただし、応用生命科学部においては、学位授与の方針に掲げた資質・能力の達成度について、2020 年度から 4 年生を対象にルーブリック表を用いた評価を実施している（資料 4-79）。また、いずれの学部においても、2021 年度より運用する教育課程編成・実施の方針では、学位授与の方針に掲げた資質・能力の達成度を評価するためのルーブリック表を用いて、修学期間を複数の期に分割し、各期における学習成果を評価することを明示している（資料 2-22、4-80）。

大学院では、総合的な学習成果を主に学位論文審査の過程で評価している。学位授与の方針に掲げた個別の学習成果を評価する指標は明示されておらず、またカリキュラム・マップ及びカリキュラム・ツリーも未整備である。ただし、2021 年度より運用する教育課程編成・実施の方針では学習成果を明示し、同年より運用するカリキュラム・ツリーも整備している（資料 2-22、4-24、4-25）。なお、卒業時アンケート及び卒業生や就職先への意見聴取は、学部生と比較し修了生自体が少なく、匿名性が担保できないことから実施していない。

以上のように、本学では学部・学科ごとに学位授与方針に掲げた学習成果の把握に努めているが、評価の仕組みには未整備な点もあり、特に大学院の取組みには不十分な点がある。これらの未整備な点については、2019 年度に学長から出された改善方針の中でも言及しており、学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針の改正等とあわせて、2021 年度改正カリキュラムから実施、運用していく（資料 2-9）。

点検・評価項目⑦ 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
・学習成果の測定結果の適切な活用
評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

第2章に記載のとおり、本学では全学的な自己点検・評価体制を整備しており、その中で、教育課程及びその内容、方法の適切性に関する基準を設けている（資料2-4、2-6[別表2、基準4]）。種々の取組状況については、各学部・研究科の教務委員会が関連資料をもとに一次点検を行い、それを基に全学組織である大学評価室が点検・評価し、改善を要する課題がある場合には運営会議に提言することとしている。また、ここで作成した自己点検・評価報告書は、外部有識者からなる本学外部評価委員会による外部評価に付すこととしている。以上の自己点検・評価並びに外部評価の結果に基づき、運営会議の検討を踏まえ、学長は改善方針を策定し、関係部署に改善を指示することとしている。大学評価室による自己点検・評価は2018年度分（2019年度実施）から行っており、この際に作成された2018年度自己点検・評価報告書並びに2019年度外部評価報告書に基づき、2019年度末に改善方針が出された（資料2-25、2-26、2-9）。成績評価基準の授業科目履修規程における明示や、応用生命科学部のCAP制の見直し等は、この改善計画に基づき実施したものである（資料2-9[4-5-⑥、4-4-③]、4-81～4-83）。また、上述の自己点検・評価及び外部評価では、3つの方針についての定期的な検証と改善の仕組みの必要性、また研究科のポリシー間の整合性やカリキュラムの見直しの必要性も指摘されていた。これを受け、同改善計画には、3つの方針見直しのための仕組みの構築を盛り込み、あわせて全学的な3つの方針及びカリキュラムの見直しも掲げ、これらに基づいて、3つの方針の点検・評価に関する申し合わせの策定、全学及び各学部・研究科の学位授与の方針の改正、学習成果の評価法の見直しを含めた教育課程編成・実施の方針の改正及び各学部・研究科のカリキュラムの改正を行った（資料1-6web～1-13web、2-23、4-18～4-25）。

以上の全学的な点検・評価の仕組みに加え、各学部の教務委員会は、学生の修学状況等を参考に、必要に応じて迅速にカリキュラムの微修正などの対応を行っている。直近では、薬学部の修学状況の分析から、3年次での留年率が高い傾向を見出したことを受け、授業外学習時間の更なる確保等のため、カリキュラム全体の整合性に配慮しつつ、当該学年に配当されていた科目の一部を他学年に振り替えるといった変更を行っている（資料4-84）。

（2）長所・特色

建学の精神、大学の理念・目的、並びに全学的な学位授与方針及び教育課程編成・実施の方針の策定指針の下、学部・学科・研究科の各方針を策定し、各教育課程の教育研究上の目的の達成に向けた教育活動を展開している。学部教育においては、導入教育から専門教育までを体系的に配置した教育課程を構築しており、低学年次での補充教育や習熟度別授業と合わせて、専門分野を効果的、効率的に学習できるよう努めている。本学が注力する社会資

源を活用した教育については、薬学部において、「学生は住民を通して社会・医療・福祉の現状とコミュニケーションを学び、住民は学生を通して健康・自立の延伸方法という大学の叡智を学ぶ」という双方向型社会連携教育（ISCE）を取り入れており、これらの授業を履修した学生を対象とした2020年度薬学部卒業時アンケートの結果でも、双方向型社会連携教育（ISCE）に対しては好評を得ている（資料4-85、4-86[p.4]）。また、薬学部及び応用生命科学部理科教職コースでは、それぞれの学部及びコースを特徴づける専門職教育の一環として、医療現場や教育現場での実習等を含めた実践力を養成する科目を設置しており、これらの科目は専門職の実務を学ぶ上で非常に重要な位置づけとなっている。さらに、いずれの学部・学科・研究科においても、長期に亘って研究に取り組む科目を設置している。これらの科目は問題発見・解決力を涵養する科目の集大成として位置づけられており、長期間の研究活動を通して学生が自らの成長を実感するところとなっている（資料4-76[p.4]）。

教育課程の適切性については、全学的かつ定期的な自己点検・評価及び外部評価の仕組み、並びにこれらに基づく改善のための体制を整備しており、この内部質保証サイクルにより教育課程における諸問題の発見及び改善を進めている。

（3）問題点

学部、大学院ともに、設定が遅れていた学位授与の方針に掲げた学習成果の年次ごとの評価及び課程修了時の学習成果を評価する指標、並びに大学院におけるカリキュラム・マップ及びカリキュラム・ツリーについて、2021年度から実施、運用することとなった。この新たな取組みは、緒に就いたところであることから、これらの妥当性や教育効果の検証を行いながら適切な仕組みを構築する必要がある。

（4）全体のまとめ

本学では、建学の精神及び理念・目的に則り、全学的な学位授与の方針並びに教育課程編成・実施の方針及びこれに基づいた各学部・学科・研究科の学位授与並びに教育課程の編成・実施の方針を策定し、学内外に公表している。各教育課程はそれぞれの教育課程の編成方針に従ってカリキュラムを編成し、順次性及び体系性に配慮した教育を行っている。ただし、研究科教育課程においては順次性、体系性が見えづらい部分があり、この点を改善すべく、2021年度に向けた研究科のカリキュラム改正においては、低学年に基礎的な教育を行う必修科目を配置し、その上に、さまざまな領域における選択科目、「演習」及び「実験」科目の履修を通して論文作成に結び付けるという体系的で順次性を持ったカリキュラムを策定したことから2021年度から、これを実施、運用していく。

効果的に教育を行うための措置として、CAP制の導入やシラバス記載内容の充実に注力しているほか、授業内容に合わせたクラス編成、主体的な学びを促す授業手法の導入も積極的に進めている。成績判定は、シラバスに記載した成績方法に従って厳格に行っており、単位認定及び学位授与も関連諸規程等に従って行われている。また、成績評価への異議申し立ての仕組みを整備し、学生に周知の上2020年度後期から運用し、更なる透明性の確保を図っている。学習成果の把握に関する取組みについては、2021年度に改正される教育課程編成・実施の方針において、学位授与の方針に示す資質・能力の達成度を評価することを明示し、ルーブリック等を用いた達成度評価を導入することとしており、2021年度からはこれを運用

することで適切に学習成果を把握し、教育改善に反映させていく。

新型コロナウイルス感染症対策として、本学では、Microsoft Teams をプラットフォームとしたリモート講義等を用いた遠隔授業を取り入れ、2020 年度は遠隔授業と対面授業を組み合わせて実施した。緊急事態宣言の発出に伴って急遽の対応が迫られるなか、大きなトラブルなく遠隔授業に移行できたことは、Cyber-NUPALS をはじめとする本学の ICT 活用教育に関する実績と経験によるところが大きい。2021 年度以降も Microsoft Teams 及び Cyber-NUPALS を効果的に活用し、教育効果の高い授業を組み立てていく。

教育課程及びその内容・方法の適切性については、定期的な自己点検・評価及び外部評価体制を整備しており、改善のための仕組みも整えている。今後もこの内部質保証サイクルを適切に運用し、絶え間ない教育課程の改善に尽力していく。

第5章 学生の受け入れ

(1) 現状説明

点検・評価項目① 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表
評価の視点2：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定
・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
・入学希望者に求める水準等の判定方法

本学では、3つの方針策定指針に則って、建学の精神並びに学則及び大学院学則に定める理念・目的に基づき、全学並びに学部における3学科及び大学院2研究科の3課程それぞれに入学受入れの方針を定め、本学ホームページや学生募集要項等に明示している（資料1-6web、1-9web～1-12web、5-1、5-2web）。なお、当初定めた3つの方針策定指針には、研究科の3つの方針の策定について説明がなかったため、2021年2月にこれを追加し、以下のとおり改正した（資料2-17）。

<入学受入れの方針（アドミッション・ポリシー）策定指針>

学部・学科に関しては、学力の3要素（①基礎的な知識・技能、②思考力・判断力・表現力などの能力、③主体性・多様性・協働性）を踏まえ、本学の学部・学科の教育課程の履修に意欲をもって臨む人材を受け入れるための方針を策定する。輩出する職業人が備えるべき能力の修得につながる素養を、受け入れる人材に期待する能力として明示する。

大学院に関しては、学士課程又は博士前期課程並びにこれらと同等の教育課程を通して身に付けた資質・能力をもとに、本学の大学院の教育課程の履修に意欲をもって臨む人材を受け入れるための方針を策定する。輩出するプロフェッショナルが備えるべき能力の修得につながる素養を、受け入れる人材に期待する能力として明示する。

上記の策定指針に基づき策定された「入学受入れの方針」は以下のとおりである。

<新潟薬科大学の入学受入れの方針>

本学の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）や教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を理解し、学部・学科・研究科が掲げる能力や資質、意欲をもつ者を受け入れる。そのために、多様な選抜方法を実施する。

<薬学部薬学科の入学受入れの方針>

1. 求める学生像

薬学部が求める学生像は、次のような資質と意欲を有する者である。

・将来、人々の健康自立を支援する医療人・薬学人として社会に貢献したいという強い志

と情熱をもつ人

- ・医療人として望まれるコミュニケーション能力の素質と豊かな人間性をもつ人
- ・自然科学系分野の基礎学力を有し、より高度な専門知識を身に付けようとする強い学習意欲と科学的探求心をもつ人

2. 入学前に修得が望まれる知識・能力

高等学校各教科・科目全般について履修すること。主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ態度を有するとともに、特に、次のような基礎学力を身に付けておくことを望みます。

- ・理科の基礎的な知識及びそれらを活用する能力
- ・数学の基礎的な知識及びそれらを活用する能力
- ・国語及び英語の基礎的な文章読解力、表現力及びコミュニケーション能力

<応用生命科学部応用生命科学科の入学受入れの方針>

1. 求める学生像

食品、農業、環境、健康等の生命に関わる産業において、科学及び技術を中心とした専門知識を理解し応用することで、技術・研究に携わる人材として活躍し、健康で自立した社会の実現に貢献したいと願っている人

また、「理科の楽しさを伝えることのできる有為な教育者」として、高等学校や中学校等の教育現場で活躍したいと願っている人

2. 入学前に修得が望まれる知識・能力

高等学校各教科・科目全般について履修すること。主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ態度を有するとともに、特に、次のような基礎学力を身に付けておくことを望みます。

- ・理科の基礎的な知識及びそれらを活用する能力
- ・数学の基礎的な知識及びそれらを活用する能力
- ・国語及び英語の基礎的な文章読解力、表現力及びコミュニケーション能力

<応用生命科学部生命産業創造学科の入学受入れの方針>

1. 求める学生像

食品、農業、環境、健康等の生命に関わる産業において、経済学及び経営学を中心とした専門知識を理解し応用することで、企画・開発・経営・販売に携わる人材として活躍し、健康で自立した社会の実現に貢献したいと願っている人

2. 入学前に修得が望まれる知識・能力

高等学校各教科・科目全般について履修すること。主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ態度を有するとともに、特に、次のような基礎学力を身に付けておくことを望みます。

- ・社会科学の基礎的な知識及びそれらを活用する能力
- ・自然科学の基礎的な知識及びそれらを活用する能力
- ・国語及び英語の基礎的な文章読解力、表現力及びコミュニケーション能力

<薬学研究科博士課程の入学受入れの方針>

1. 求める学生像

本研究科が求める学生像は、次のような資質と意欲を有する者である。

- ・将来、人々の健康・自立を支援する専門家として社会に貢献したいという強い志と情熱をもつ人
- ・国際的な研究活動に必要とされるコミュニケーション力の素質と豊かな人間性をもつ人
- ・薬学領域の最先端の知識を身に付けようとする強い学習意欲と科学的探求心をもつ人

2. 入学前に修得が望まれる知識・能力

- ・薬学を中心とした科学に関する専門知識及びそれらを活用する能力
- ・薬学における問題点を設定できる研究デザイン力
- ・専門知識を学び、情報を発信するために必要な語学力及びコミュニケーション能力

<応用生命科学研究科博士前期課程 応用生命科学コース／ 薬科学コースの入学受入れの方針>

1. 求める学生像

本研究科が求める学生像は、次のような資質と意欲を有する者である。

- ・生命科学、食品科学、環境科学、薬科学に関する専門的な知識と技術の修得を志す人
- ・論理的思考力と研究活動の基礎を身に付けたいと望む人
- ・身に付けた専門的な能力を社会に還元する意欲をもつ人
- ・主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ姿勢をもつ人

2. 入学前に修得が望まれる知識・能力

- ・応用生命科学の専門分野を学ぶための基礎学力
- ・応用生命科学部で学ぶ内容に相当する専門基礎知識
- ・専門知識を学ぶために必要な語学力及びコミュニケーション能力

<応用生命科学研究科博士前期課程 理科教職専修コースの入学受入れの方針>

1. 求める学生像

本研究科が求める学生像は、次のような資質と意欲を有する者である。

- ・理科教育学、教育学に関する専門的な知識と技能、高度な教育実践力の修得を志す人
- ・論理的思考力と研究活動の基礎を身に付けたいと望む人
- ・身に付けた専門的な能力を、教職を通して社会に還元する意欲をもつ人
- ・主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ姿勢をもつ人

2. 入学前に修得が望まれる知識・能力

中学校教諭一種免許状（理科）または高等学校教諭一種免許状（理科）、もしくはその両方を所持し、次のような知識・能力を身に付けておくことを望みます。

- ・理科教育学、教育学の専門分野を学ぶための基礎学力
- ・応用生命科学部で学ぶ内容に相当する専門基礎知識
- ・専門知識を学ぶために必要な語学力及びコミュニケーション能力

<応用生命科学研究科博士後期課程の入学受入れの方針>

1. 求める学生像

本研究科が求める学生像は、次のような資質と意欲を有する者である。

- ・深い論理的思考力をもって研究活動を独力で行える能力を身に付けたいという強い意欲と志をもつ人
- ・身に付けた知識、技術、研究能力、情報発信力をもって指導的な立場で社会に貢献する意欲をもつ人
- ・主体的に異なる分野の専門家と協働して研究を行う意欲をもつ人

2. 入学前に修得が望まれる知識・能力

- ・応用生命科学に関する専門知識及びそれらを活用する能力
- ・応用生命科学における問題点を設定できる研究デザイン力
- ・専門知識を学び、情報を発信するために必要な語学力及びコミュニケーション能力

大学院においては、2020年度学生募集までは「入学前に修得が望まれる知識・能力」が明示されておらず、一例として応用生命科学研究科においては「応用生命科学の専門分野を学ぶための基礎知識を有している者」といった表記があるのみであったが、2021年度学生募集からは、入学者受入れの方針にこれを明示している。また、応用生命科学研究科博士前期課程理科教職専修コースの入学者に求められる知識・資質・能力は他の2コースとは質が異なることから、2021年度から同方針を別に分けて策定し、より分かりやすくなるようにした。

入学前に修得が望まれる科目ごとの知識の内容、水準については学部においては、学科ごとに入試の出題範囲を学生募集要項に明示している。しかし、学部、研究科いずれも入学希望者に求める知識・能力の水準等の判定方法は入学者受入れの方針には示されていない。

また、これらの入学者受入れの方針は、3つの方針策定指針に定めるとおり、受け入れる入学生に、本学のそれぞれの教育課程の履修に臨む意欲及び基礎力、並びに輩出する職業人又はプロフェSSIONALが備えるべき能力を修得するのに必要となる基礎的な素養を求めることを明示するようにしている。すなわち、本学の教育課程編成・実施の方針に基づく教育課程を受けるに足る素養をもつ者に対して、教育を授け、学位授与の方針に則した有為な人材に育成するという観点で定めている。

一例として、薬学部の学位授与の方針に掲げる修得すべき資質・能力は、1. プロフェSSIONナリズム、2. コミュニケーション力、3. 薬学関連領域の知識・技能・態度、4. 薬物療法における実践力、5. 問題発見・解決力、6. 地域の保健・医療における貢献力である（資料2-21）。入学者受入れの方針の「1. 求める学生像」において、「将来、人々の健康自立を支援する医療人・薬学人として社会に貢献したいという強い志と情熱を持つ人」は1. 及び6. と、「医療人として望まれるコミュニケーション能力の素質と豊かな人間性をもつ人」は2. と、「自然科学系分野の基礎学力を有し、より高度な専門知識を身に付けようとする強い学習意欲と科学的探究心をもつ人」は3. ～5. と関連付けており、それぞれの資質・能力の修得につながる素養を求めることを明示している。これに加え、入学者受入れの方針の「2. 入学前に修得が望まれる知識・能力」は、学位授与の方針に定める能力を修得するために定められた教育課程編成・実施の方針の下に構築されたカリキュラムを履修するために必要な基礎学力や態度を示しており、これら3つの方針は整合している。

点検・評価項目② 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定

評価の視点2：授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の視点3：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備

評価の視点4：公正な入学者選抜の実施

評価の視点5：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

【入学生受け入れ方針に基づく入学者選抜制度】

本学の各学部の入学者受け入れの方針には、学力の3要素「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ態度」を身に付けていることを求めている。入試区分ごとに比重は異なるものの、それら3要素の修得の程度を確認している。「総合型選抜入試」(旧「AO入試」)では、大学入学共通テストの成績やプレゼンテーション、口頭試問、実験、英語外部検定試験成績のいずれかにより「知識・技能」を測っている。その他の学力の要素については、薬学部は面接で、応用生命科学部は、面接のほか志望理由書、自己推薦書、小論文等の出願書類で確認している。社会人、学士及び外国人留学生入試等の「特別選抜入試」についても同様に、「知識・技能」は学力検査で、その他の学力の要素は面接及び志望理由書等の出願書類で確認している。2020年度入試までは「学校推薦型選抜試験」(旧「推薦入試」)について、指定校制等一部の制度において、調査書による学力の確認のみであったが、2021年度からは学校推薦型選抜試験の全ての区分において基礎学力調査又は教科に関する口頭試問を実施し「知識・技能」を測っている。一方、2020年度入試までの一般選抜試験(旧「一般入試」及び「センター試験利用入試」)では、個別学力検査又は大学入試センター試験の成績のみで選抜しており、「知識・技能」以外の学力の要素は確認していなかった。そこで2021年度入試からは、一般選抜試験の個別方式及び大学入学共通テスト利用方式の両区分においてそれらを確認するため、志願票に「『主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度』をもって活動・経験してきたこと」についての記載を求めている(資料5-1-1[p.11]、5-3[p.3]、5-4)。しかし、この活用は試行の段階であり、評価基準等の明確化など一層の検討が必要である。また、本学の個別試験による学力検査及び基礎学力調査は、記述式の問題も出題しており、作題の際に、「思考力・判断力・表現力」を測ることのできる問題になるように配慮している。なお、入学者受け入れの方針に記載の「2.入学前に修得が望まれる知識・能力」に掲げられている教科のうち、入試区分によって入学試験科目にないものについては、調査書を用いて履修状況等を確認している。学校推薦型選抜試験及び総合型選抜試験前期の入学予定者に対しては、12月以降に本学で学ぶ上で基礎となる科目である化学、生物学を中心に課題を課し、多くの科目で添削の上返却することで、高校での学習の範囲や理解度を把握するとともに、入学予定者の自己学習を促している。あわせて、入学前に本学キャンパスにおいて2~3回、1回1~2コマ程度の講義やグループワーク等の演習を行い、それぞれの学部、学科の入学者受け入れの方針に則した入学前の準備教育を実施している。なお、2021年度薬学部入学予定者の入学前教育は、新型コロナ

ウイルス感染症対策のため動画の配信による講義と Zoom を用いたオンラインの討論学習の形式で実施した（資料 4-13、4-14）。

研究科における入学者選抜は、応用生命科学研究科博士前期課程の学内推薦入試を除く全ての入試において、筆答試験、面接及び出願書類を総合して可否を判定している。博士後期課程及び博士課程では口述発表も課している（資料 5-5）。応用生命科学研究科博士前期課程の学内推薦入試では、学部 3 年次までの成績の上位 4 分の 1 の学生に出願資格を付与しており学力は担保されている（資料 5-6web）。以上のことから、面接、口述発表、志望理由書等を含む出願書類によって「求める学生像」に掲げる資質と意欲を確認し、筆答試験、口述発表によって「入学前に修得が望まれる知識・能力」を測っている。

【授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供】

納付金の情報については、入学金、授業料、施設設備資金の学費のほか、学友会費、後援会費、学生教育研究災害傷害保険等保険料、同窓会入会金（応用生命科学部のみ）の委託経費を、募集要項や大学案内に詳細に掲載している（資料 5-1-1[p. 55]、5-1-5[p. 3]、大学案内[pp. 44-45]）。また本学ホームページの入試情報のサイトにその他の入試情報と併せて掲載している（資料 5-6web）。加えて学部入試については、本学ホームページの受験生応援サイトにも同様の情報を掲載し情報の得やすさに配慮している（資料 5-7web）。また、オープンキャンパスにおける個別相談ブースや個別進路相談会において、各志願者の状況に合わせた情報提供を行っている（資料 5-8、5-9）。

【入学者選抜の運営体制と公正な入学者選抜の実施】

入学者選抜は、「新潟薬科大学入学者選抜規程」及び「新潟薬科大学入学者選抜規程実施細則」に基づいて運営している（資料 5-10、5-11）。入学者選抜の基本的事項及び実施に関する重要事項や出題方針に関する事項を審議する入試委員会は、学長を委員長とし、各学部及び各研究科の長、各学部及び各研究科の入試実施委員長及び事務部長で組織する。同委員会の統括の下、各学部及び各研究科に、入学者の選抜方法及び入学試験の運営に関する事項を審議し、入学試験の適正かつ円滑な実施に関する具体の事項を所掌する入試実施委員会（以下「学部等入試実施委員会」という。）を組織し運営している。薬学研究科においては研究科入試委員会が、応用生命科学研究科においては研究科学務委員会が入試実施委員会の役割を担っている（以下「研究科入試実施委員会」という。）。また学部入試に係る事務は事務部入試課が、研究科入試に係る事務は事務部教務課がそれぞれ担当している（資料 5-12）。

学力検査問題作成に関する業務を処理する入試専門委員会の主任及び副主任には、学部等入試実施委員会の長があたる。学部入試においては、科目ごとに出题委員会を置き、学力検査問題作成委員、点検委員及び答案採点委員で構成する。なお、出题委員は、原則として複数の科目の出题委員や可否判定の原案作成に関わる学部入試委員会を兼ねることはできないものとし、公正性に配慮している（資料 5-10、5-11）。学部入試の作問、点検、採点業務においては、「入試作問業務の適正運用に資する指針（ガイドライン）」及び「入試専門委員等に関する申し合わせ」並びに出題方針策定時、試験問題作成時及び採点時における「入試作業フロー」及び各作業の「チェックリスト」を規定し、問題の流出や不備がないよう細

心の注意を払っている（資料 5-13～5-16）。研究科の入試については、研究科入試実施委員会が、入学者選抜方法の原案を作成し学長の承認の下、各研究科教員の協力を得て学力検査に関する業務を行っている（資料 5-17～5-19）。学部、研究科とも筆答試験の採点は、答案用紙の受験番号を隠し回答者の判別がつかないように配慮した上で行い、公正性を担保している。

学部入試の当日の運営に関しては、各試験会場の試験監督者を専任教員に、地方会場の本部員を専任事務職員に委嘱し、統括本部は両学部長、両学部入試実施委員長、両学部から選出された入試実施委員会委員、事務部長及び入試課長で組織している。試験会場ごとに受験生への対応に差が生じないように、事前説明会で統一の試験実施マニュアルを配付し注意事項等について詳細な確認を行い、当日は全会場にタブレットを備えて連絡に遅滞等が発生しないように配慮している（資料 5-20）。マニュアルには公共交通機関の遅延による遅刻者や体調不良を訴えた学生に対して、別室受験を含めた不測時の対応方法も定めている（資料 5-20〔pp. 12-14〕）。また、受験上の特別な配慮を希望する者に対しては、学部入試、研究科入試とも出願前に事前相談を受けるようにとの注意事項を学生募集要項に掲載し、相談内容に対しては可能な限り配慮している（資料 5-1-1〔p. 3〕、5-1-5〔p. 3〕）。また、当該学生が合格し入学手続きを行った時には、本人と家族の了解を得た上で当該情報を学生支援総合センターと共有し、入学前から学修支援・学生生活支援体制を構築するように努めている（資料 5-21、5-22）。

2021 年度入試においては、新型コロナウイルス感染症対策として、受験生の感染を未然に防ぐため、新型インフルエンザ等特別措置法に基づき緊急事態宣言が発令された東京試験場での一般選抜試験〔個別方式〕Ⅰ期～Ⅲ期の実施を中止した。東京試験場での受験を予定していた受験生全員に対し個別に電話連絡の上、別途書面により、他の入試日程や他の試験場での受験への変更、受験辞退の意向を確認した（資料 5-23）。結果、受験予定者全 9 名のうち 6 名が同一試験の会場変更、3 名が他の入試区分への変更の意向を示し、安全な体制の下での受験の機会を確保した。

合否判定については、各学部等入試実施委員会において、出願書類の審査から合否判定案及びその根拠資料の作成、確認を行い、教授会もしくは研究科委員会での審議の上、学長の決裁を経て合否を決定している。各学部等入試実施委員会での合否判定案作成及び教授会等での審議の過程では、受験番号、受験者氏名、出身校などの個人情報の開示せず、得点等判定に関わる項目のみを記載した一覧表を合否判定資料として用いることで公正性を担保している。また、審議終了後、判定結果の確認及び入学志願者の傾向等を共有するために受験番号、氏名、出身校などの情報を載せた一覧表を改めて出席者に配付するが、教授会終了後に全て回収し秘匿事項であることを都度確認している。

【入学者受入れの方針と選抜結果の検証】

本学の各学部の入学者受入れの方針には、学力の 3 要素「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」を身に付けていることを求めると定めており、全ての入試区分ごとにそれら 3 要素を確認している（資料 5-4）。これら全ての入試区分の選抜で合格した入学生が、同方針に沿った学生であるかどうかは、今後の修学状況の追跡調査等により検証する必要がある。なお、薬学部の入試区分の一つで、本

学が開催する薬学入門講座を修了した生徒に対して受験資格を与える「学校推薦型選抜試験（薬学入門講座）」においては、選抜科目が理科（化学基礎、化学）1科目と少ないことや、2019年度全入学者132名中、推薦入学者45名、うち薬学入門講座推薦入学者16名、2020年度全入学者108名中、推薦入学者57名、うち薬学入門講座推薦入学者26名と、入学者全体に占める割合が大きくなっていることから、入学後の成績追跡に着手しており、今後も調査を継続し、その動向を注視していく。

研究科については、各課程において入学者受入れの方針に基づき、筆答試験、口述発表、面接等を実施し入学者に求める知識・能力・意欲の程度を測っている。本学大学院の課程を経て学位を取得した学生数は、薬学研究科博士課程では課程を開設した2012年度以降2019年度学位授与までの間において、入学生12名中10名、応用生命科学研究科博士前期課程では2015年度から2018年度までの4年間における入学生52名中45名、同博士後期課程では課程を開設した2008年度以降2019年度学位授与までの間において、入学生22名中18名であった。入学者数に対する学位取得者数の比率は概ね良好な状況にある。これは大学院の入学者選抜は同方針に即したものであり、有効に機能していると判断している（資料5-24）。

点検・評価項目③ 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点1：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

- ・入学定員に対する入学者数比率（（学士）（学専））
- ・収容定員に対する在籍学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

18歳人口や薬学部志願者の全国的な減少が続く中で、本学においても入学者数及び収容定員の未充足傾向が続いている。学部においては、直近5年間の入学定員に対する入学者の平均比率は薬学部が0.74、応用生命科学部においては、応用生命科学科が0.89、生命産業創造学科が0.63であり応用生命科学部全体では0.80であった。このような状況を受け、学部全体の収容定員に対する2020年度の収容定員充足率は0.76となっており、定員充足に向けた抜本的な対策が必要であることを認識している（大学基礎データ表2）。応用生命科学部では、個々の生徒の進路決定時期に配慮し、広く優秀な生徒を受け入れるために「学校推薦型選抜試験（指定校制）」のⅡ期試験を実施し、薬学部では意欲ある受験生の確保のために「学校推薦型選抜試験（薬学入門講座）」の募集人員の拡大や総合型選抜試験の導入など、入試制度を毎年度見直し必要に応じ変更している（資料5-25）。また、これらに併せて全学的な学生募集のための広報体制の刷新と学部改組の検討が行われている。具体的には、薬学部では2018年から志願者、入学者の確保を目的とした業務を行う組織として「志願者確保広報プロジェクト」を立ち上げ、2020年度にこれを学部広報委員会として正式な委員会組織とした（資料5-26）。これを機に両学部の広報委員長を全学の広報を所轄する広報室に配し、学部広報と全学広報の連携を高め、学生募集活動の機能強化を図っている（資料5-12）。同時に学生募集を担当する入試課に2名の職員（法人事務局参事兼務）を広報担当として増員することで、法人全体で効果的な広報が可能になる体制を構築した。学部改組

の検討においては、2020年度に新学部設置準備室を発足し、医療系新学部の設置検討とあわせて、既設両学部の入学定員の縮減も含めた改組方針を策定し、理事会において決定した（資料3-20web、5-27）。

各研究科の2020年度の収容定員充足状況は、薬学研究科は収容定員12名に対し在籍8名（0.67）、応用生命科学研究科博士前期課程は収容定員16名に対し在籍13名（0.81）、同博士後期課程は収容定員9名に対し在籍4名（0.44）である。いずれにおいても収容定員未充足の状況にある。博士課程及び博士後期課程の入学者は0名の年度もあり、博士前期課程では年度によりばらつきが見られた（大学基礎データ表2）。この状況を改善するため、これまで積極的な広報活動をしてこなかったが、2020年度入試から学生募集ポスターを作成し、学生募集要項とともに全国の薬科大学や応用生命科学研究科の学問領域関連の学部を設置する大学並びに臨床実務実習受入病院に送付し、他大学生のほか社会人学生の募集に努めている（資料5-28）。また応用生命科学研究科博士前期課程では、学内推薦入試制度を設け、学部1～3年次までの成績上位4分の1の学生を学内推薦有資格者として認定している。学生本人と保護者あてに文書でこのことを通知し大学院進学を奨励しており、毎年数名の学生がこの入試区分で入学している（資料5-5）。さらに2年次までの成績上位15名の学生で同研究科博士前期課程に入学を希望する学生についても、審査の上、3年次前期からの早期研究室配属と大学院授業料の半額免除により大学院進学を支援する制度を設けている。2017年度に1名、2018年度2名、2020年度2名の学生が進学しており、学力を備えた意欲ある学生の受入れにつなげている（資料5-29）。薬学研究科においても学内進学者を増やすべく6年次の学生に大学院進学を推奨する文書の送付により学内広報に努めている（資料5-30）。

点検・評価項目④ 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

<p>評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価</p> <p>評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上</p>
--

各年度の初めに入試委員会を開催し、前年度の入試結果を総括し、その結果を受けて、当年度入試の改善に向けた検討を行っている（資料5-31、5-32）。また、入試制度における問題が生じた際には、その問題の対応にあたる委員会組織を立ち上げ、改善に向けた取り組みを行っている。具体例として、2015年度～2017年度入試において3年連続で出題ミス等が発生したことを受け、学長の指示の下、「新潟薬科大学における入試に関する検討委員会」を立ち上げ、原因の究明、改善に向けた協議を行った。同検討委員会の検討案に基づく入試委員会による協議の結果、入学者選抜に係る組織体制及び入試作業フロー・チェックリストを整備するとともに、入学者選抜規程、同実施細則、入試作問業務のガイドライン等を見直すなど、再発防止に向けた選抜実務の周辺整備を行った（資料5-10、5-11、5-13～5-16）。

加えて、2018年度に学長を総括責任者、運営会議を内部質保証の推進に責任を負う組織、大学評価室を自己点検・評価の実施を総括する組織とした自己点検・評価体制を構築し、2019年度から全学的な自己点検・評価を実施している（資料2-4、2-6、2-24、2-31）。この

点検・評価項目に、学生の受入れに関する項目を定め、自己点検・評価結果は、本学外部評価委員会による外部評価に付している。大学評価室又は外部評価委員会からの指摘及び提言を受け、運営会議における検討を踏まえ学長が改善方針又は改善計画を策定し、これに基づき関係部署が改善に当たっている（資料 2-9、2-33）。具体例として、2020 年度研究科入試の募集要項において、障がい等のある受験生への合理的配慮の申請に関する記載がないことについて指摘があったことを受け、2021 年度学生募集から要項に掲載している（資料 2-31[p. 36]、2-33[5-2-③]、5-1-5[p. 3]、5-1-6[p. 4]、5-1-7[p. 3]）。また、2019 年度の自己点検・評価では、学力の 3 要素の一部の評価が不十分であるとの大学評価室による指摘を受け、学長の改善方針に基づき両学部の入試において全ての入学試験において学力の 3 要素が測れるよう「学校推薦型選抜試験（指定校制）」でも口頭試問を行い、基礎学力を確認するなど選抜方法を改定した（資料 2-24[p. 33]、2-9[5-1-①]、5-33[pp. 3-4]、5-1-2[p. 6]、5-1-3[p. 6]、5-1-4[p. 6]）。さらに、2020 年度の自己点検・評価では、前年度に改定した選抜方法により各入試区分において学力の 3 要素が適切に測れているかの検証が必要と指摘されており、2021 年度入試が終了した後は、速やかに検証を行うこととしている（資料 2-33[5-2-⑤]）。

以上のように本学では、学生の受け入れについて定期的に点検・評価を実施しており、改善・向上に向けた諸施策の立案と実施に取り組んでいる。

（２）長所・特色

受験上の特別な配慮を希望する者に対しては、学部入試、研究科入試ともに出願前に事前相談に応じる旨の周知を行い、可能な限り配慮しており、公平性を担保しつつ全ての受験生が安心して受験できる環境整備に努めている（資料 5-21、5-22）。

応用生命科学研究科博士前期課程の入学選抜では、応用生命科学部 1～3 年次までの成績上位 4 分の 1 の学生を学内推薦有資格者として認定し、毎年数名の学生がこの入試区分で入学している（資料 5-5）。さらに、応用生命科学部 2 年次までの成績上位 15 名の学生で本研究科博士前期課程に入学を希望する学生について審査の上、3 年次前期からの早期研究室配属と大学院授業料の半額免除により大学院進学を鼓舞し支援する制度を整備しており、学力を備えかつ研究に対する意欲の高い学生の受入れにつなげている（資料 5-29）。

（３）問題点

2 学部 3 学科のいずれにおいても入学定員が充足できておらず、学士課程全体の収容定員充足率はここ 5 年間漸減し、2020 年度は 0.77 と 2 割を超える定員割れの状態である（大学基礎データ表 2）。この状況を打開すべく適切な定員設定について、2023 年の新学部設置構想とあわせて議論を進めており、あわせて入学定員充足に向けた学生募集広報を強力に推進していく。

入学者受入れの方針には、学力の 3 要素や求める学生像に加え、入学前に修得が望まれる「知識・能力」が明示されている。しかし、修得が望まれる「知識・能力」の水準の判定方法は、学部並びに大学院ともに明示されていないので、この点を改善し 2023 年度の学生募集時から公表する。

(4) 全体のまとめ

建学の精神並びに学則及び大学院学則に規定した理念・目的に基づいた入学生の受入れの方針を明示し、2021 年度入試から、学力の 3 要素を全ての入試区分において確認するよう制度改革を行った。また入学者選抜の運営体制や手続きは諸規程に明文化され、学長を委員長とする入試委員会の統括の下、公正な入学者選抜を実施している。

一般選抜試験の個別学力検査では記述式の問題を採用しており、「思考力・判断力・表現力」を測ることができるよう配慮した作問に努めている。また同試験においては、2021 年度入試から「主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ態度」を確認することを試みている。しかしこれらの取組みにより「知識・技能」以外の学力の要素を適切に検定できているかは定かではなく、その検証は急務である。

収容定員の未充足の問題は、大学院においては 2020 年度入試から学生募集ポスターを配布するなど、広報活動にも力を入れ改善に努めている。学部においては、以前からの推定人口動態により指摘されていた 18 歳人口の減少に加えて、薬学を志向する高校生の全国的な減少などの外的要因の影響も大きく、収容定員充足率の短期間での改善は難しいものといえる。しかし、広報体制の刷新や新たな医療系 2 学部の開設、それに伴う既設 2 学部の定員の縮減を含めた検討など新たな取組みに着手しており、この発展的な改組に向けた取組みを好機とし、多面的に改革を進めていく。

第6章 教員・教員組織

(1) 現状説明

点検・評価項目① 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定

・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

「学校法人新潟科学技術学園服務規程（以下「学園服務規程」という。）」の第3条に、求められる教職員の基本的態度として「職員は、建学の精神を体し、一致協力して学園の興隆発展に寄与しなければならない。」と定めている。これを基本事項とした「新潟薬科大学教員像及び教員組織の編制に関する方針」を以下のとおり定めている（資料 6-1 [第3条]、6-2）。

<求める教員像>

1. 建学の精神及び本学の理念、教育研究上の目的、並びに各ポリシーを理解し、その達成に向けて真摯に教育に取り組む。
2. 学生の人格を尊重し、教育活動のみならず課外活動や進路相談、健康面等、学生生活全般について広く関心を持ち、責任ある指導・支援を行う。
3. 学術の発展に係る研究に熱意を持って取り組み、専門分野の研究者として絶えず研鑽を積み、継続的な成果を生み出すよう努めるとともに、研究成果を学生の教育及び研究指導に反映させる。
4. 自らの専門性を活かして、教育・研究成果を広く社会へ還元することにより、地域及び社会に貢献する。
5. 教育研究に関する大学運営の重要性を認識し、また本学の成長・発展のために、委員会活動や役割分担への参画及び大学行事への参加等、大学運営に協力的・主体的に取り組む。
6. 組織の一員としての自覚を持ち、関係法令及び規則を遵守し、深い教養とモラルを備え、他の教職員と積極的に協働する。また、自らを省察し常に向上を目指して、FD（ファカルティ・ディベロップメント）及びSD（スタッフ・ディベロップメント）の研修はもとより、日々においても自らの資質・能力の向上に努める。

上記の教員像と各学部及び各研究科の教員組織の編制の方針を一体で示している。それぞれの教員組織の編制方針の内容は同じ構成となっているので、一例として薬学部教員組織の編制方針を以下に示す。

＜薬学部教員組織の編制方針＞

1. 大学設置基準に基づき、本学が求める教員像に合致した教員を適切に配置するとともに、財務状況を踏まえながら、薬学部の教育特性及び学生数に配慮した教員組織を編制する。
2. 薬学部の教育研究上の目的及び各ポリシーを踏まえ、社会や医療現場の要求に的確に対応できる薬剤師を育成するために必要な教員組織を編制する。
3. 薬学の専門分野について、教育研究上の優れた実績と、指導能力及び高い見識を有すると認められる教員により編制する。
4. 教員の人事（採用及び昇任等）については、関係規則に基づき適切な運用を図る。また、職位の構成人数は適切なバランスとするとともに、薬学部の教育研究の特性上可能な限り、女性教員の積極的な採用に努める。
5. FDについては、薬学教育の特性を踏まえた教育内容の改善を図るため、全学的な活動に加えて、薬学部独自の取組みを組織的に行う。

学園服務規程は、教職員は学園ホームページに掲載の規程集からいつでも閲覧することができる。教員像及び教員組織の編制方針については、策定後にメール配信により教職員に周知し、あわせて本学ホームページに掲載し学内外に公表している（資料 6-3、2-11web）。また、新採用の教員を対象に実施する新任教員研修において、本学として求める教員像について説明している（資料 1-8）。

点検・評価項目② 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点 1：大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数
評価の視点 2：適切な教員組織編制のための措置
・ 教員組織の編成に関する方針と教員組織の整合性
・ 各学位課程の目的に即した教員配置
・ 国際性、男女比
・ 特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮
・ 教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授又は准教授）の適正な配置
・ 研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置
・ 教員の授業担当負担への適切な配慮
評価の視点 3：教養教育の運営体制

【学士課程専任教員数】

学生収容定員（薬学部 1,080 名、応用生命科学部 720 名）に対する大学設置基準上の必要教員数及び必要教授数、本学の教員数は下表のとおりである（大学基礎データ表 1、資料 6-4）。下表に示すとおり、本学は大学設置基準の必要教員数を満たしており、教育と研究の

成果を上げるために必要な教員数で構成している。

設置基準上必要専任教員数【学士課程】(2020年5月1日現在) (人)

本学組織	収容 定員	設置基準上必要数		本学教員数	
		教員数 (助手除く)	教授数	教員数 (助手除く)	教授数
薬学部	1,080	33	17	38	17
応用生命科学部 応用生命科学科	480	10	5	23	13
応用生命科学部 生命産業創造学科	240	8	4	8	5
センター・機構等*				2	1
大学全体	1,800	20	10		
	計	71	36	71	36

* センター・機構等の組織及び業務については、第3章(1)①に記載。

2020年11月末に薬学部教授1名が退職したことに伴い、11月に薬学部で助教1名を採用したものの、教授数は1名不足の状態であった。また2021年3月末に薬学部教授が2名、応用生命科学部教授が1名、合計3名の教授が定年退職することから、2020年度内の教員採用活動が必須であった。そこで、2021年4月に薬学教育を牽引する新たな組織として薬学部内に「薬学教育センター」を発足させることに伴い、複数名の薬学教育センター担当教員の公募を実施した。この採用活動の結果、2021年4月1日時点において下表のとおり大学設置基準が定める必要教員数を確保した。

設置基準上必要専任教員数【学士課程】(2021年4月1日予定) (人)

本学組織	収容 定員	設置基準上必要数		本学教員数	
		教員数 (助手除く)	教授数	教員数 (助手除く)	教授数
薬学部	1,080	33	17	39	21
応用生命科学部 応用生命科学科	480	10	5	22	12
応用生命科学部 生命産業創造学科	240	8	4	8	5
センター・機構等				2	0
大学全体	1,800	20	10		
	計	71	36	71	38

【大学院課程専任教員数】

大学院教員は、その基礎となる学部の教員が兼ねて担当している。ただし、応用生命科学研究所応用生命科学専攻博士前期課程の薬科学コースは、薬学部教員が兼ねて担当している。各研究科、各課程の収容定員に対する大学院設置基準上の必要教員数及び本学教員数は下表のとおりであり、学士課程と同様に必要教員数を満たしている（大学基礎データ表1、資料6-5）。

設置基準上必要専任教員数【大学院課程】（2020年5月1日現在）

（人）

研究科	専攻	収容定員	設置基準上必要数				本学教員数			
			研究指導教員数	うち教授数	研究指導補助教員数	計	研究指導教員数	うち教授数	研究指導補助教員数	計
薬学研究科	薬学専攻（博士課程）	12	8	(6)	6	14	26	(16)	0	26
応用生命科学研究所	応用生命科学専攻（博士前期課程） ・応用生命科学コース ・理科教職専修コース	16	4	(3)	2	6	22	(13)	0	22
	応用生命科学専攻（博士前期課程） ・薬科学コース						32	(15)	0	32
応用生命科学研究所	応用生命科学専攻（博士後期課程）	9	4	(3)	4	8	11	(11)	0	11

【教員組織の年齢構成】

教員の年齢構成は下表のとおりである。多少の偏りがあるものの、将来的に定年退職等による極端な教員不足が生じないよう教員採用をより計画的に行うことにより、教育研究上の支障は生じない（資料6-6、6-7）。

2020年5月1日現在

年齢	薬学部	応用生命科学部			大学院	
	薬学科	応用生命科学科	生命産業創造学科	学部計	薬学研究科	応用生命科学研究所
30代	2	4	0	4	0	4
40代	13	5	3	8	5	23
50代	13	9	2	11	14	16
60代	10	5	3	8	7	11

【教員の男女比、国際性】

女性教員の割合は、薬学部では15.8%（38名中6名）、応用生命科学部では16.1%（31

名中5名)であり、内閣府の男女共同参画白書(令和元年版)に示されている大学本務教員総数に占める女性の割合24.8%より9ポイント低い(資料6-6、6-7、6-8web)。研究科における女性教員の割合は、薬学研究科では11.5%(26名中3名)、応用生命科学研究科博士前期課程では11.1%(54名中6名)、応用生命科学研究科博士後期課程では9%(11名中1名)である(資料6-6、6-7)。2014年度の認証評価時の応用生命科学部の自己点検・評価において、2013年5月1日現在7%だった女性教員比率を、2016年度を目途に10%まで引き上げることを目標にあげており、この目標は達成した。しかし、いずれの学部、研究科においても女性教員比率が低い状況にあり、教員組織の編制方針に女性教員の積極的な採用を掲げている。また、外国人教員については、大学全体を通じて在籍しておらず応用生命科学部教員組織の編制方針において、今後公募の際は考慮することを加えている(資料6-2)。

【教育上主要と認められる授業科目における専任教員の配置】

教育上主要と認められる授業科目である専門教育の必修科目での専任教員による担当比率は、薬学部95.8%、応用生命科学部応用生命科学科90.3%、同学部生命産業創造学科97.7%であり、専任教員が適切に配置されている(大学基礎データ表4)。また、大学院講義科目では、いずれの研究科においても全科目を専任の教授と准教授が担当している。

助教以上の専任教員で博士号を有する者は、薬学部教員では38名中36名、応用生命科学科では23名中21名、生命産業創造学科では8名中8名であり、専任教員は優れた専門知識を有し、本学の目的に沿った教育研究の成果を期待するに十分な教員組織を編制している(資料6-9)。

【授業担当時間】

各教員の授業担当時間は、研究活動を過度に妨げないように平準化に努めている。薬学部では2020年度の平均授業担当時間が178.6時間であり、全教員が250時間を超えないよう配慮している(資料6-10)。臨床系教員の授業の担当総時間数は多い傾向があるため、研究室配属学生の上限を低くし、卒業研究の個々の学生の指導に支障が出ないように配慮している。また、若手教員の研究活動を奨励する観点から、助教の授業負担を軽減するよう努めている。応用生命科学部教員の2020年度の平均授業担当時間は221時間であった(資料6-11)。250時間を超える教員が30名中12名おり、うち2名は300時間を超えている。両学部ともに過去には400時間を超える者もいたことからすると、大きな不均衡は解消しているが、引き続き平準化に向けた工夫や方策を講じていく。

研究科に関しては、教員間での授業担当時間はほぼ平準化されている。両研究科ともに学生数に比して選択できる科目数が多いため、1科目あたりの履修者が極端に少なくなる可能性が高い。そこで、いずれの科目でも一定の履修者数を確保し、授業内でのディスカッション等を活発化するため、授業科目の多くを隔年開講にしている。結果として、このことが大学院の授業時間の負担軽減につながっている。

各学部の努力で授業負担の不均衡は改善傾向にあるが、大学としても負担の平準化をより一層推し進めることとし、両学部長に、毎年度の改善の状況を運営会議に報告することを義務付けた(資料6-12)。

以上により、教員及び教員組織の編制は、本学の理念・目的、各学部、各研究科の教育研

究上の目的達成を期待するに足る、質的にも量的にも十分なものである。教員の職位、年齢の構成にも大きな偏りは見られないが、女性教員比率が低めであり、また外国人教員が在籍していない点については、本学の教育課程上の必要性も考慮しつつ中期的に検討していく。

点検・評価項目③ 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点1：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備
評価の視点2：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

本学では、教員の採用、昇任に係る規程として、「新潟薬科大学教育職員の選考に関する規則」を定め、これに則り採用、昇任を行っている（資料6-13）。学長は、教育職員の採用が必要であると認めたときは、当該教育職員採用人事の方針を示して、学長の下に専任教授若干人からなる教育職員候補者推薦委員会（以下「推薦委員会」という。）を組織し、推薦委員会は、原則として複数の候補者を学長に推薦する。推薦委員会における候補者の選考に当たっては、公募を原則としており、本学ホームページのほか国立研究開発法人科学技術振興機構のJREC-INにも掲載し、広く募集している（資料6-14web、6-15）。学長は、当該学部の資格審査委員会（委員長：当該学部の学部長、委員：当該学部の専任教授）に候補者を提示し、大学設置基準第14条から第17条までに規定する教員の資格を基準とした審査意見を聴取した上で選考する。昇任の場合も同様に、大学設置基準の教員の資格を基準として、資格審査委員会の審査意見を聴いて学長が行う。本学の教育職員の選考に関する規則は、採用、昇任の基準を大学設置基準第14条から第17条としており、基準としてやや不十分であるため、これを補足する規定として、薬学部では職位ごとに求める教育歴等の資格要件や推薦委員会の構成などを定めた基準表「薬学部教員資格目安表」を定めている。応用生命科学部においても「新潟薬科大学応用生命科学部及び新潟薬科大学大学院応用生命科学研究科における専任教育職員の選考基準に関する申し合わせ」に、学位や研究実績等の基準を定めている（資料6-16、6-17）。これらの一定の基準を用いて資格審査するほか、選考の過程において候補者によるプレゼンテーションを学内公開で実施することにより、公正性、公平性の確保に努めている（資料6-18、6-19）。

また、大学院担当教員の資格審査については、「新潟薬科大学大学院担当教員の選考等に関する規則」を定めている。大学院担当の資格基準は、同規則第4条において職位ごとに教育歴及び研究歴並びに研究業績の基準を明示している（資料6-20）。薬学研究科においては、「新潟薬科大学大学院薬学研究科博士課程における教員の担当要件に関する申し合わせ」を制定し、教育歴及び研究業績に関する追加の要件を定めている（資料6-21）。

点検・評価項目④ ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施
評価の視点2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

【FD 活動】

本学では、2019 年度までは各学部及び各研究科に FD 委員会や FD 推進室を置き、FD 活動を推進してきた。しかしながら、共有化できる内容の研修が別々実施されるなど、全学的な視点での FD 活動が不十分であった。そこで、より効果的かつ効率的に教員の教育能力及び資質の向上を図るため、学部や研究科の垣根をなくし、新たに全学組織として「FD 委員会」を発足した（資料 6-22）。このことにより、各学部、各研究科の FD 委員会、FD 推進室を廃止し、それらの役割を全学の FD 委員会に統合することとした。しかし、各学部、各研究科の教員組織の編制方針に、各学部、各研究科独自の FD 活動の実施を謳っている。例えば応用生命科学部の方針には、「5. FD については、応用生命科学分野における人材育成の特性を踏まえた教育内容の改善を図るため、全学的な活動に加えて、応用生命科学部独自の取組みを組織的に行う。」と掲げられており、それぞれの組織の教育内容の特性に応じた独自の FD 活動も FD 委員会の企画により、従来どおり実施することとしている（資料 6-2）。

2020 年度は研修会形式の FD 活動を 7 回実施した（資料 6-23）。その中で、採用 3 年以内の教員を対象とした新任教員研修は初めての試みであった（資料 1-8）。この研修では学長、教育担当副学長、FD 委員長等が講師を務め、本学の理念、FD 活動に関する考え方や本学が求める教員像等についての共通理解を図った（資料 1-8、6-24）。受講者のアンケート結果から、「大学の理念が大切であることを認識した」等の意見が寄せられ、今後本学の理念に基づいた教育研究活動や社会貢献活動がさらに活発化することが期待できる（資料 6-25）。

研究科独自の FD 活動の一例として、2020 年度に薬学研究科の教育改革に関する FD 研修を実施した。薬学研究科では、改正後の学位授与の方針に基づきカリキュラム改正を実施し、2021 年度から新しいカリキュラムの運用を開始する。同研修会では、学位授与の方針で示す修得すべき資質・能力を学生がどのように体系的に獲得していくかが説明され、各科目担当者が新カリキュラムへの理解を深めた（資料 4-20）。

研修会以外の FD 活動として、各教員が自身の教育活動を教育業績とともに振り返り記録することにより、個々の授業改善を含む教育活動全体の改善への一助とするため、ティーチング・ポートフォリオを作成した（資料 6-26）。作成したティーチング・ポートフォリオは学内のクラウドストレージに保管され、全教職員が閲覧可能である（資料 6-27）。これにより教員が客観的に自身の教育活動を振り返ることができ、授業を含む教育活動の改善・向上に資するものと期待できる。今後はティーチング・ポートフォリオに関するセミナーやワークショップを開催し、内容の更新を促していく予定である。

また、FD 委員会が全教員を対象に FD 活動に関するアンケートを実施し、本学の教員の FD に対する考えや要望を把握した（資料 6-28）。この結果を受けて、2021 年 3 月に「質の良い客観試験（マークシート形式の試験）を作成する上での留意点」と題し、薬学部 FD 講演会を実施した（資料 6-29）。今後も寄せられた意見を基に積極的に FD 活動を展開していく予定である。

【教員の業績評価】

教育活動、研究活動等の活性化を図る取組みの一つとして、「新潟薬科大学教育職員活動

評価規程」及び「新潟薬科大学教育職員活動評価実施要項」に基づき、全専任教員を対象に毎年度教員活動評価を実施している（資料 6-30、6-31）。各教員は評価対象年度の前年度末に、教育、研究、大学への寄与（大学運営・社会貢献）の評価領域ごとに、自己の目標及び遂行計画を策定し、「教育職員活動状況点検・評価シート」に記載の上、所属する組織の長である学部長や各センター長、機構長（本章において、以下「部局長」という）に提出する。部局長との面談により、目標の妥当性について協議し、両者が納得し確定した計画に基づき、教員は教育研究活動に取り組む。当該年度末には、それらの達成度を自己評価し、同点検・評価シートに結果を記入し、評価対象年度における担当授業科目や学位論文指導学生数、研究業績や学内委員会活動、社会貢献活動などを一覧化した「活動実績報告シート」とあわせて部局長に提出する。これら提出された評価資料を基に部局長が各教員と面談を行った上で評価し、その後、「部局教員活動評価委員会」さらには「全学教員活動評価委員会（委員長：教員活動評価担当副学長、委員：部局長及び事務部長）」による調整を行い、最終的に学長が評価を決定する体制を構築している。

目標設定の際は、各教員は本学の中期目標・計画や所属する組織の重点目標の実現に留意することとしており、個々の教員の目標の達成が組織目標の達成に貢献する仕組みとなっている。この本学の評価制度においては、評価の起点となる目標の設定が適切に行われることが評価の妥当性、公平性を担保するために非常に重要であることから、2019 年度及び 2020 年度と重ねて、目標設定に係る SD 研修を実施し、評価者、被評価者双方の理解を深めることで、同評価制度の適切な運用に努めている（資料 6-32、6-33）。

また、教員から提出された活動実績報告シートは、年度ごとに活動実績報告書として全員分をとりまとめ、学内教職員に公開しており、各教員が自分以外の教員の教育研究活動の状況を知ること、モチベーションの発揚を図るとともに、組織全体の活動の活性化を狙った取組みとしている（資料 6-34）。

点検・評価項目⑤ 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

教員・教員組織に関する点検・評価は、2018 年度に学長を総括責任者、運営会議を内部質保証の推進に責任を負う組織、大学評価室を自己点検・評価の実施を総括する組織とした自己点検・評価体制を構築し、2019 年度から全学的な自己点検・評価を各年度において実施している。この点検・評価項目に、教員・教員組織に関する項目を定め、自己点検・評価結果は、本学外部評価委員会による外部評価に付している（資料 2-4、2-6）。大学評価室又は外部評価委員会からの指摘及び提言を受け、運営会議における検討を踏まえ学長が改善方針又は改善計画を策定し、これに基づき関係部署が改善に当たっている（資料 2-9、2-33）。

一例として、2019 年度及び 2020 年度に受けた外部評価において、新潟薬科大学教育職員の選考に関する規則の選考基準が曖昧であると指摘を受けた。明文化された具体的な基準を設けていなかった応用生命科学部では、専任教員の選考基準に関する申し合わせを制定した（資料 2-9[6-3]、2-33[6-3-①]、6-17）。また、FD 活動への参加状況について、薬学

部の一部の教員の参加状況が悪いことや各回の参加率が好調とは言い難いことから、学長はFD委員長と薬学部長を実施責任者とし、改善策を講じることを指示した。これを受けて、薬学部長とFD委員長から当該教員に通知文を渡しFD活動への参加を要請したほか、学務都合により出席がかなわない教員のためにデジタルコンテンツ化を促進するなどさまざまな工夫を施し、FD活動の活性化に努めている（資料2-9[6-4]、2-33[6-4-①]、6-35～6-38）。この結果、2020年度は全教員が何らかのFD研修会に参加した（資料6-24）。このほか研究業績の登録及び公表についても、2019年度の自己点検・評価から課題としており、2020年度に「新潟薬科大学研究業績データベースの運用に関する指針」を策定し、各教員が、自己責任の下最新の業績データを登録することや、大学が公開するデータ項目を予め定めるなど、大学としての指針を示した。この結果100%の教員が研究業績の最新データを登録し、公表するに至った（資料2-9[6-4]、2-33[6-4-③]、6-39）。以上の様に定期的な点検・評価活動により、問題を指摘された諸事項については着実に改善につなげている。

（2）長所・特色

FD委員会を、2020年度から新たに全学組織とすることで、全学的にFD活動を推進する体制が整備された（資料6-23）。ティーチング・ポートフォリオの導入、新任教員研修のほか、FD委員会と学部長との連携によりFD活動の参加状況が低い教員への指導の徹底や研修のデジタルコンテンツ化など、スピード感をもって全学一体の取組みを推進しており、新体制は適切に機能し効果をあげている（資料6-27、1-8、6-35、6-38）。

（3）問題点

特になし。

（4）全体のまとめ

大学の理念・目的並びに教員像及び教員組織の編制方針に基づき、学生収容定員に応じた大学設置基準を満たす専任教員数を確保し、適切な教員組織が設置され、組織を運営するための教員配置も適切に行われている。また、教員の採用、昇任に関する規程を整備し、規定の手続きに則り公正に運用している。退職等により一時的に教員が不足する事態になっても、採用手続きを速やかに行い、教育研究に支障が出ないよう適切に対応している。授業負担の不均衡は各学部における科目担当の配置見直し等により、年々平準化が進んでおり、さらに大学として動向を注視し取組みを推進していく。女性教員の積極的な採用については、各学部、各研究科の教員組織の編制方針に掲げており、今後具体の検討を進めていく。

FD活動は、限られた資源を活かし、大学全体として共通の研修のほか各学部、各研究科独自の研修会を実施している。新任教員研修やティーチング・ポートフォリオの作成などの新しい試みにも全学をあげて積極的に取り組んでいる。FD活動に関するアンケートにより本学教員の要望を集約したことから、今後さらに、本学にとってより効果的なFD活動を展開していく。また、教員の教育活動、研究活動等の活性化を図るための取組みの一つとして、全専任教員を対象に目標管理型の教員活動評価制度を整備し、各教員は、毎年度部局長との面談の上自身が立てた目標、計画の達成のために取り組んでいる。

FD活動への参加状況が低迷していた薬学部において、薬学部長を実施責任者として改善

策を講じたことや、本学ホームページ上における教員の研究業績の公表状況を改善したこと等、自己点検・評価に基づく指摘事項に対し真摯に向き合い、改善・向上に向けて取り組んでいる。今後も、教員・教員組織の質の維持、向上に不断の努力を続けていく。

第7章 学生支援

(1) 現状説明

点検・評価項目① 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

本学は、本学の理念・目的に基づいた教育研究上の目的を達成する上で学生支援は不可欠であるとの認識に立ち、「新潟薬科大学学生支援に関する方針」を以下のとおり定めている。

<新潟薬科大学学生支援に関する方針>

本学学生一人ひとりが学修に専念し、充実した学生生活を送ることができるよう、全学的支援体制を構築し、次の項目の実現に努める。

1. 学修に専念できるようキャンパス環境を充実する。
2. 心身ともに健やかな学生生活を送ることができるよう相談体制を充実する。
3. 学生一人ひとりの学力に応じた修学支援体制を充実する。
4. 学生が主体的に進路を選択できるよう就職・進学支援を充実する。
5. 学生が課外活動を通じて豊かな学生生活を送ることができるよう支援体制を充実する。
6. 障がいを持つ学生に対し、修学上必要かつ合理的な配慮を行う。

学生支援に関する方針は、本学ホームページ及び学生支援総合センターホームページに掲載し、学内外に広く周知し、教職員及び学生と共有している。また、各学部置く、学生の厚生指導及び支援を所掌事項とする学生委員会が、アドバイザー（助教以上の全専任教員がアドバイザーとなり、担当する学生の学生生活全般における相談対応や履修指導を行う。詳細は後述。）の業務や学生への指導内容をまとめ、全教員に配布している「アドバイザーの手引き」にも同方針を掲載し、周知徹底を図っている（資料2-11web、7-1web、7-2[p.2]、7-3[p.1]）。

点検・評価項目② 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点2：学生の修学に関する適切な支援の実施

- ・学生の能力に応じた補習教育、補充教育
- ・正課外教育
- ・学生の自主的な学習を促進する支援
- ・留学生等の多様な学生に対する修学支援
- ・障がいのある学生に対する修学支援

	<ul style="list-style-type: none"> ・成績不振の学生の状況把握と指導 ・留年者及び休学者の状況把握と対応 ・退学希望者の状況把握と対応 ・奨学金その他の経済的支援の整備 ・授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供
評価の視点3	<p>：学生の生活に関する適切な支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生の相談に応じる体制の整備 ・ハラスメント防止のための体制の整備 ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮
評価の視点4	<p>：学生の進路に関する適切な支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャリア教育の実施 ・学生のキャリア支援を行うための体制の整備 ・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施 ・博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供
評価の視点5	<p>：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施</p>
評価の視点6	<p>：その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施</p>

【学生支援体制の整備】

<学生支援総合センター>

本学では、学生が充実した豊かな学生生活を送ることができるよう、全学的な学生支援組織として「学生支援総合センター」を設置している。同センターは、センター専任教員2名のほか学部所属教員並びに学生支援課、キャリア支援課等の事務職員及び保健師で構成している。学生支援に関する方針に基づき、同センターに、「学生支援部門」、「学生相談部門」、「学修支援部門」、「キャリア支援部門」を設置し、2019年度には「留学生支援部門」を新設し、5つの部門を備えた学生支援体制を整備している。学生相談部門には、「健康相談ルーム」及び「学生相談ルーム」を置き、看護師又は臨床心理士の資格を有する先述の同センター専任教員を常駐させ、学生の心身の健康を守る体制を整えている。学修支援部門には「学修サポート室」、キャリア支援部門には「キャリア支援室」、留学生支援部門には「留学生支援室」と、部門ごとに支援実施の実務を専らとする室を置き、各学部及び事務部の所管部署と連携した総合的な学生支援体制を構築している（資料7-4web、7-5）。

<学生委員会>

各学部特有の学生の厚生指導その他学生生活支援に関する事項について検討し、対応に当たるため、各学部学生委員会を置いている。学生の授業出欠状況のモニタリングや学部独自の奨学金について協議するほか、新入生のクラス編成や学部主催の保護者面談会、春季休業期間に実施する「スキー・スノーボードスクール」の企画、運営などに当たっている（資料7-6、7-7）。

<学生相談窓口>

本学では、学生が抱える大学生活における問題、疑問や要望に対応するため、下表のとおり相談内容別に各種の相談窓口を設けている。相談内容に応じてそれぞれ専門の教職員が対応することで、さまざまな問題や疑問などに適切な助言や迅速な対応を行う体制を整えている。相談窓口は、本学ホームページや学生便覧に明示し、毎年度の新年度オリエンテーションでも各相談窓口の役割を説明している（資料 7-8）。学生からの相談は、アドバイザーもしくは事務部学生支援課や教務課に最初に持ち込まれることが多いため、これらが一次的な相談窓口として機能しており、その後必要に応じて適切な部署へつないでいる。

2020 年度学生便覧 p. 6 より

相談内容	相談窓口
学生生活全般	学生支援総合センター・学生委員会・事務部学生支援課
学習方法、進路など	アドバイザー・配属研究室担当教員・学修サポート室
サークル活動、ボランティアなど	学生支援総合センター・事務部学生支援課
就職、進路など	キャリア支援委員会・キャリア支援室
健康に関すること (心・体の健康、病院の紹介など)	保健室・健康相談ルーム
生活全般の悩みに関すること (専門の臨床心理士による相談)	学生相談ルーム
意見・要望・疑問・提案など	学生支援総合センター・事務部学生支援課・ひとこと BOX
各種ハラスメントの相談	ハラスメント相談員

なお、新型コロナウイルス感染症対策により学生の入構を制限した際においても、予約の上対面での相談ができるようにした。また同ウイルスの感染を心配する学生からの相談に応じる専用窓口やその他履修相談等の専用メールアドレスを設定し、メールでも相談できるようにして非常事態における学生の心身の健康の確保や学びの機会や質の維持に努めている（資料 7-9[p. 5-6]）。

<アドバイザー制度>

本学では、学生が勉学上の疑問点や問題点、生活面での悩みなどを気軽に話せる雰囲気醸成を目的で、アドバイザー制度を設けている。アドバイザーには助教以上の専任教員が就き、各アドバイザーは1～3年次の学部学生を学年ごとに5～6名担当している。なお、研究室配属（薬学部：4年次、応用生命学部：3年次後期）以降は所属する研究室の教員がアドバイザーとしての役割を務めている。多くの場合、アドバイザーが各学部の学生委員会や関係する教職員と協力して問題の解決にあたるが、問題の種類によっては、学生支援総合センター内の所管部門など適切な部署と協働して対応に当たっている。近年では、学生の心のケアなど専門的な背景が必要な事案も多く、カウンセラーや学校医の助言を得つつ適切な対応に努めている。アドバイザーの活動については、各学部の学生委員会が「アドバイザーの手引き」を作成し教員に配布し、アドバイザーとしての心得をはじめ、業務内容や諸手続きについて周知徹底し、均質な学生対応ができるように努めている（資料 7-2、7-3）。新

型新型コロナウイルス感染症防止対策のため授業開始が5月となり、授業開始までの間の特に新入生のケアについて、各学部の学生委員会からアドバイザーに対し、学生に個別にコンタクトをとること、その際健康状態やメンタル面には特に注意を払うことを要請した（資料7-10）。また、保護者からの学生に関する相談はアドバイザーが中心となり随時受け付けているが、定例の保護者説明会の際にもアドバイザーによる個人面談の機会を設けている。2020年度はコロナ禍における移動自粛の状況に鑑み、電話相談のみとした。事前申込みにより相談日程を決め、アドバイザーが相談に専念できる態勢を整えることで、対面相談と同等の質を維持し、保護者の疑問や不安を解消する機会を確保した（資料7-11）。

【学生の修学に関する支援】

＜学生の能力に応じた補習教育、補充教育、正課外教育＞

補習教育、補充教育などの修学支援については、各学部又は学科の特有性に応じた体制により実施している。

薬学部では「リメディアル教育支援室」が、薬学専門科目に関わる高校生物と高校化学の内容の理解度について、プレースメントテストや授業の小テストによって把握しうる成績を基に選定した1年生を対象に、正課外での演習を提供している（資料7-12）。

応用生命科学科では、入学時のプレースメントテストの結果と高校の履修状況調査を基に生物と化学の基礎的演習科目（選択科目）の履修を推奨し、必修講義科目の理解を補完している。さらに生命科学の基礎となる化学については、必修講義科目の定期試験不合格者に再試験前の集中補講「キャッチアップセミナー」の受講を義務付け、成績不振による留年者、退学者の抑制に努めている（資料4-8-1、4-12、7-13[pp.5-7]）。

その他の開講授業科目に関する補習授業等は、各科目担当教員が授業の進行や学生の理解度を測りながら必要に応じて実施している（資料7-14）。また、各科目担当教員の居室、連絡先及びオフィスアワー等をシラバスに記載し、学生が気軽に相談や質問に行けるよう配慮している（資料4-41web）。2020年度前期は、新型コロナウイルス感染防止対策によりマイクロソフトのTeamsを利用した遠隔授業が多かったため、Teamsのチャット機能等を活用し、授業時間外においても随時学生からの質問に応じ、個別指導を実施した。また、Teams等を利用した遠隔授業を円滑に受講できるよう、遠隔授業実施委員会（事務局：事務部基盤整備課）に「遠隔授業ヘルプデスク」を設置し、遠隔授業に関する質問や技術的な質問に対応している（資料7-9[p.5]）。

全学的には、学生支援総合センター学修支援部門の「学修サポート室」を図書館内に設置し、非常勤の専門事務スタッフ1名を常駐させ、学修支援部門の教員とともに対応している。学修サポート室では、次の3形態で支援を行っている（資料7-15web）。

- ①「学習相談」では、学生一人ひとりの学習における問題点を明確にし、具体的な学習方法をアドバイスする。
- ②「リメディアル教育サポート制度」では、大学で学ぶために必要な基礎学力を充実させるため、DVD教材を用い苦手分野の学習支援を行う。
- ③「学修チューター制度」では、指導科目の成績など一定の基準をクリアし研修を受けた学生（チューター）が、苦手科目を直接教わりたい学生（チューティー）に個別指導する。

このように相談に訪れた学生の抱える悩みや適性にあった支援を提供できる体制を整備している。2019年度のチューター制度の利用者は25名、学習相談を受けた学生は40名、リメディアル教育サポート制度の利用者は4名であった(資料7-16)。また、2020年度の学修チューター制度は新型コロナウイルス感染症対策のため、インターネットを通じた遠隔での指導も可能となるよう実施要項を再整備し運用している(資料7-17、7-18、7-9[p.6])。

<学生の自主的な学習を促進する支援>

全学の取組みとして、能動的な学習習慣を身につけることを目的に、ICT修学支援システム「Cyber-NUPALS」を導入し、学生の予習、復習の利便性を図っている。学生はいつでもPortal NUPALSからCyber-NUPALSにアクセスし、授業の音声録音ファイルや講義資料を閲覧しダウンロードすることができる(資料7-19)。また、自習用スペースとして、新津キャンパスには学生自習室、図書館自習スペース、カフェテリア等を、新津駅東キャンパスには、自習ラウンジ、APPホール、オープンスペース等をそれぞれ整備しており、定期試験開始1か月前から試験最終日までは、講義室も自習用スペースとして解放している(資料7-20)。

薬学部では、インターネットを利用した問題演習プログラム「自己学習支援システム」を導入しており、解答履歴が記録されることで、学生は自身の弱点を把握することができ、苦手分野の克服に活用されている(資料7-21)。また、インターネット上で「臨床実習メディアテキスト」を提供し、主に技能の習得が重要となる実習の支援システムとして活用できるようにしている(資料7-22)。加えて「臨床実務実習連携システム」を整備し、5年次の臨床実務実習において、学生による実習予定の確認や実習日誌の作成及び指導薬剤師や教員によるコメントの記載をリアルタイムに行うことが可能であり、実習の円滑化はもとより、学生の学びの振返りができるようにしている(資料7-23)。

<留学生等の多様な学生に対する修学支援>

留学生への生活面及び修学面におけるサポートは、留学生支援部門及びアドバイザーが窓口となり、抱える事情に応じた個別のサポートを提供する体制を整えている(資料7-24 web)。本学の留学生は2020年12月現在、学部生1名、研究生1名と少ないことから、留学生の不安解消のため渡日前から留学生支援部門を兼務する事務部学生支援課職員や国際交流を業務の一部とする学事課職員が、個別に学生と連絡を取り合い、個々の事情に応じた全面的なサポートに当たっている。特に、2020年度は新型コロナウイルス感染症の影響が大きく、入国時には文部科学省からの通知に基づき到着空港(成田、羽田)まで迎えに行き、本学の所在する新潟市内に手配した自主隔離ホテルへ引率するなどの対応をとり、無事入国を完了した。その後も日本語が不自由なため、各種契約や行政手続きの立合いや書類の翻訳など日常生活サポートを行なっている。これらの支援のほか、新型コロナウイルス感染症の影響による休学期間中の支払い済み授業料の翌年度繰越しなど学費の特例措置なども行った(資料7-25)。

また、「新潟薬科大学私費外国人留学生学費減免取扱要項」を定め、留学生が修学に専念できるよう学納金の負担軽減に努めている(資料7-26)。加えて、本学の「外国人留学生特別選抜試験(指定校制)」を利用して入学した私費留学生に月額2万5千円を給付することを規定した「外国人留学生給付型奨学金規程」も整備している(資料7-27)。

<障がいや疾病のある学生に対する修学支援>

本学の校舎はバリアフリー設計としており、車いす用に対応したスロープ、エレベーター、自動ドア、多目的トイレの設置など、障がいや疾病のある学生が支障無く学園生活を送ることができるよう配慮している。また保健室には、車いす、松葉杖を配備し、必要に応じて貸し出している。

障がいや疾病のある学生への対応については、本人又は保護者に、大学生活における配慮希望に関する申請を促し、必要に応じて学生支援総合センター学生支援部門が本人との面談を実施し、障がいや疾病の状況を把握の上、配慮や支援内容を決定している（資料 7-28～7-32）。障がい等により配慮を希望する学生の情報は、本人了承の上で関係教職員により共有されている。授業中の配慮が必要なケースでは、科目担当教員に注意点や対応等を取扱注意の文書で通知し、修学に支障が出ないように配慮している（資料 7-31、7-33）。また身体障がいに対応するための設備の改修や増設、備品の設置が必要な場合には、適宜対応策を講じている。

<成績不振の学生の状況把握と指導>

両学部とも、主にアドバイザーが留年者や退学者の発生抑制に対応する一次窓口として機能し、日常的に個人レベルでのきめ細かい修学指導を実施している。修学に問題を抱える学生の多くは授業を無断欠席しがちになることが多いため、無断欠席が目立つ学生を発見した場合は、次のとおり対処することとしている。

薬学部では、学生の授業欠席回数が授業時間数の 3 分の 1 に近づいてきた場合、科目担当教員がアドバイザー及び事務部教務課へ連絡することとしている（資料 7-34）。応用生命科学部では、出欠管理システムを活用し欠席回数を把握している。必修科目の中からモニタリング科目を設定し、モニタリング科目の担当者が欠席情報をシステムに入力し、欠席回数 3 回以上で、自動的にアドバイザーにメールが届く仕組みである（資料 7-35）。

連絡を受けたアドバイザーは学生に連絡を取り、状況の把握及び今後の方針について、保護者や学内の関係各部署と連携を取りつつ指導を行っている。また、各学期の定期試験終了時には、不合格科目の再試験受験届をアドバイザーが直接学生に手渡すこととなっており、その際に必要な修学指導と併せてさまざまな相談に乗っている（資料 7-2[pp. 17-18]、7-3 [p. 5]）。上記に加え、保護者面談会を 1 年に 1 回実施し、学生の成績や修学状況及び教育方針等を保護者と共有することで、大学及び家庭の双方から学生の修学支援を行う体制を整備している（資料 7-36）。

学生支援総合センターの 2019 年度学修支援部門会議において、成績不振の学生に特化した対応の検討を行い、実施を行うべく準備を進めたが、まずは各学部で学部の特色に応じた支援を検討することとし、学部からの要請に応じて学修支援部門が支援することとしている（資料 7-37）。以上の状況を踏まえ、薬学部では 2021 年 4 月から、薬学部における教育活動をより充実させ、リメディアル教育、学修個別支援及び薬剤師国家試験に向けた総合教育などに特化した「薬学教育センター」を新たに設置し、十分な専任教員を配して薬学部の教育及び学修支援体制の強化を図ることとした（資料 7-38）。

<留年者、休学者及び退学希望者の状況把握と対応>

各学期末の成績確定及び学年末の進級判定で、留年が確定した学生や未修得科目が多かった学生は、この時点で休学又は退学を検討することが多い。そこでアドバイザーは、留年が確定した学生に対し修学意思の確認を行い、保護者とも相談の上、当該学生が修学継続を希望する場合は、翌年度末の進級を目指し、以後の履修計画など適切な対応策を講じるよう努めている。休学又は退学の意向が固い場合にはその手続きを進める。休学した学生については、休学中も適宜アドバイザーが生活状況や復学の意思の確認等を行い、スムーズに復学できるよう配慮している。

休学又は退学に際し、アドバイザーは当該学生と面談の上、休学又は退学の理由や決断に至るまでの経緯などを主とした「アドバイザー所見票」を作成し、学部長又は研究科長に提出するよう義務づけている（資料 7-39）。提出されたアドバイザー所見票は事務部学生支援課で厳重管理される。2020 年度には、学生支援総合センターからの依頼に基づき IR 室において、アドバイザー所見票のデータを基に、薬学部及び応用生命科学部それぞれにおける退学理由の分析を行い、退学防止策の検討に供している（資料 7-40、7-41）。

休学、退学及び復学の手続きは、学生が所定の様式で届け出て、学長が承認した後、教授会又は研究科委員会において学部長、研究科長から構成員に報告している（資料 7-42）。

<奨学金、その他の経済的支援の整備及び情報提供>

本学では、多様な奨学金制度及び学費減免制度を設け、経済的側面からも学生の修学を支援している（大学基礎データ表 7、資料 7-43）。奨学金制度として入学時の成績による特待生制度を実施している。これは、学力水準の向上に資するためのものであり、成績上位の学生に対し、順位に従って学費を減免する制度で、減免額、対象入試区分、成績順位は学部により異なる。例えば薬学部 2021 年度入試では、「一般選抜試験個別方式 I 期」の受験者並びに「学校推薦型選抜試験」及び「特別選抜試験」の入学予定者で特待生試験を受験した者の成績上位者の 1、2 年次の学費は、1 位の者には全額を、2～11 位の者には 2 分の 1 を、12～36 位の者には 4 分の 1 を免除し、成績優秀な学生の修学を支援している（資料 7-44、7-45）。上記に加え、薬学部では 2017 年度以前の入学生に対して各学年の成績上位者を対象に 15 万円の奨学金を給付する「新潟薬科大学奨学金制度」を、また 2018 年度以降の入学生には、各学年の成績の上位者に対して、成績順位に応じて学費を減免する「新潟薬科大学薬学部特待生制度」を設けている（資料 7-46～7-48）。応用生命科学部においても、各学科、各学年の成績上位者を対象として、学費を一部免除する「応用生命科学部特待生奨学金制度」を設けている（資料 7-49）。また大学院薬学研究科では、薬学分野で活躍できる優秀な人材の育成の促進及び進学希望者の経済的支援を目的として、本学 6 年制薬学部を卒業し、本学薬学研究科博士課程に進学した大学院生を対象とした「夢きぼう奨学金」制度を設け、基準に基づき月額 10 万円を給付している（資料 7-50、7-51）。

また、経済的支援措置として、災害や生計維持者に不幸があった場合など、入学後に生じた不測の事態による家計の逼迫や困窮等に対応するための学費減免制度を設けている。この制度では、自然災害等の場合には随時、生計維持者の死亡等の場合には学期ごとに募集しており、学生の申請に基づき学生支援総合センター及び教育研究評議会の審査を経て、当該学期分の授業料の 2 分の 1 もしくは全額を免除している（資料 7-52）。同減免制度の審査

基準を定める「新潟薬科大学学生納付金減免審査基準に関する要項」については、適時見直しを行い改正している（資料 7-53）。2020 年度において、新型コロナウイルス感染症の影響により生計維持者の収入が減少し学費の納付が困難になった学生に対し、同減免制度の規定に則り天災地変その他特別の事由により授業料の納付が困難となったものと見なし、2020 年度後期授業料減免を行った（資料 7-54）。これに関連し、遠隔授業に必要な通信環境の整備費及び通信費等について補助するため、全学生を対象に 1 人当たり 5 万円を「新潟薬科大学臨時奨学金」として給付した（資料 7-55、2-53）。また、2020 年度から開始した高等教育の修学支援新制度の授業料減免に対応するため、新たに規程を制定し減免を行っている（資料 7-56）。

本学独自の学費減免制度及び奨学金制度以外の独立行政法人日本学生支援機構を含む外部機関による奨学金の概要についても、学生便覧、本学ホームページに掲載しており、募集案内や申請締切日等は、適時 Portal NUPALS の掲示板を通じて全学生に告知している（資料 7-57、7-58web、7-59）。各種奨学金等の手続きは事務部学生支援課が一元的に所掌しており、学生及び学資支弁者からの相談を随時受け付けている。

【学生生活に関する適切な支援の実施】

<学生の相談に応じる体制の整備>

学生の生活に関する相談は、アドバイザー、保健室及び事務部学生支援課が一次窓口として機能しており、必要に応じて相互に連携を取りつつ、また関係各部署と協働して問題の解決に努めている。

専門的な相談体制として、学生支援総合センターに「学生相談ルーム」及び「健康相談ルーム」を設置している（資料 7-60、7-61web）。本学のカウンセラーは、2014 年度の認証評価受審時には、週 3 日精神科の医師等の非常勤で対応していたが、2015 年 4 月よりカウンセリング室（2016 年より「学生相談ルーム」）に臨床心理士の資格をもつ同センター専任教員を新規に配置した。学生相談ルームには、一人で心を休めることのできるフリースペースとして「こころの休憩室」を併設し、利用に供している。「健康相談ルーム」では、学校医のほかに 2017 年 4 月から看護師及び養護教諭の資格をもつ同センター専任教員を配置している。また、新入生オリエンテーションでは、学生相談ルームのカウンセラーがこころの健康に関する講演を行い、相談のハードルを下げることで利用を促している。各相談ルームの利用者数の推移は、下表のとおりである。健康相談ルームの 2019 年度の利用件数 142 件は、開設年度の 2017 年度 13 件の約 11 倍、学生相談ルームの直近 3 年間の平均相談件数 386 件は非常勤体制であった 2014 年度 203 件の約 1.9 倍で、いずれも十分に活用されている（資料 7-62、7-63）。

相談ルームの学生による利用件数

年度	学生相談ルーム (2014 年度カウンセリング室)				健康相談ルーム		
	2014	2017	2018	2019	2017	2018	2019
利用件数 (実利用者数)	203 (33)	362 (72)	410 (64)	385 (60)	13	56	142
	年平均：385.6 (65.3)						

<ハラスメント防止のための体制の整備>

ハラスメントの防止及び排除に関しては、学園が「学校法人新潟科学技術学園ハラスメントの防止等に関する規程」を定め、啓発活動、環境整備並びに学園内にハラスメントが生じた際の学生及び教職員の救済を行っている（資料 7-64）。あわせてハラスメントに関する教職員の懲戒処分のガイドラインを定めて、懲戒処分の標準例を明示している（資料 7-65）。学園ホームページにハラスメント相談に関するサイトを設け、相談員名簿、関連規程及びハラスメント防止リーフレットを掲載し、啓発に努めている（資料 7-66web、資料 7-67）。また、本学においては、全学組織として「ハラスメント防止委員会」を設置し、学内における各種ハラスメントの発生防止のため、快適な教育・研究・就労環境の確保に努めている（資料 7-68）。ハラスメント防止に関する啓発活動の一環として、学生便覧に「ハラスメント防止の手引き」の項目を設け、学内で起こりうるハラスメントの種類、被害者又は加害者にならないための注意について具体例を交えて解説し、また、ハラスメントを受けた場合の対処法及び学内外の相談窓口についても詳しく記載している（資料 7-69）。上記については毎年度の新年度オリエンテーションの場でハラスメントリーフレットを全学生に配布の上直接説明し、ホームページにも同様の内容を掲載して周知に努めている（資料 7-70web、7-71）。教職員を対象とした研修会も学園の法人本部と連携して毎年度行うよう努めている。2019年度に企画したSD研修会は、新型コロナウイルス感染防止対策のため急遽延期とし、2020年度に実施した（資料 7-72）。学内のハラスメント相談員は、2014年度の認証評価受審時は5名であったが、2018年度から漸増させ2020年度現在は学部教員各2名、学生支援総合センター教員2名、保健師1名、事務職員2名の全9名（男性3名、女性6名）とし、学生が相談しやすい体制を整備している。ハラスメント防止委員会は、ハラスメント防止のための啓発活動を業務としており、相談業務等の実務は学園法人本部が対応しているため、大学においてハラスメントの実態を把握できず適切な未然防止策を企画しにくい状況であった。このことを省察し法人本部との連携体制の改善に向け、2019年10月に学長から理事長に対しハラスメント等の未然防止と発生時の対応についての依頼をし、これを受けて、法人本部においてハラスメント相談マニュアルの整備や相談員研修が企画されるなど相談体制をより充実させている（資料 7-69、7-73、7-74）。

<学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮>

学生の健康管理は、保健室及び健康相談ルームが主要な役割を担っており、学校医である薬学部所属の教員（医師）、専任の保健師及び健康相談ルームの教員（看護師）が日常的に対応している。保健室では軽いケガや急病等の応急処置も行っており、必要に応じて適切な医療機関を紹介しているほか、学校医が予約制で月2回の診察を行っている。学校保健安全法に定められた健康診断は毎年4月に実施しており、全学生に毎年度の受診を義務づけている（資料 7-60）。臨床実務実習Ⅰ期（2月～5月）に参加する薬学部5年生は、4月のオリエンテーション時に受診できないため、実習終了後できるだけ早い日程で健康診断の機会を設けるよう配慮している（資料 7-75）。2020年度の健康診断は、新型コロナウイルス感染防止対策のため、新入生と最終学年の学生は4月のオリエンテーション時に1学年4部制で実施し、その他の学生は夏季休業期間に分散して実施した（資料 7-76）。定期健康診断の受診結果は健康相談ルームの看護師を通して学生に通知し、必要に応じてアドバイスや

指導を行っている。

インフルエンザ予防接種については、学生の便宜を考慮して、年1回11月頃を目途に学内で集団接種を実施している（資料7-77）。また、薬学部では、B型肝炎のワクチン接種を臨床実務実習スケジュールにあわせて年3回計画的に実施している（資料7-78）。また、両学部とも入学時に風疹、麻疹、水痘及び流行性耳下腺炎の抗体保有の有無を確認しており、薬学部は3年生全員に対して抗体検査を実施している。抗体が無い場合は、臨床実務実習に参加する前までの予防接種を推奨している（資料7-79）。

学生は、入学時に学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険に加入し、正課、学校行事活動、クラブ活動等における万一の事故に備え、安心して学園生活を送ることができるようにしている。本学ではこの2つの保険の加入を義務付けており、保険料を入学時の学納金納付時に徴収している（資料7-80）。さらに臨床実務実習に臨む薬学部生については、実習期間中の事故等の補償に特化した保険に、大学で保険料を負担して全実習生を加入させ万一の事態に備えている。

学内の安全対策には、「防災安全委員会」が主要な役割を担っている（資料7-82）。災害時の行動マニュアルとして「防災安全カード」を新学期のオリエンテーション時に全学生に配布し、毎年度10月に地震及び火災を想定した防災訓練を実施している。2020年度は新型コロナウイルス感染防止対策のため中止とし、代替措置として学生に対して4月に配付した防災安全カードの電子版を作製し、改めてPortal NUPALSで配信するとともに、Portal NUPALSの安否確認機能を利用して防災意識調査を実施した（資料7-83）。また、学生の安全を守るために必要な知識及び対応力の修得を目的として事務職員を対象に、心肺蘇生、AEDの使用法などの救急法の講習も実施している（資料7-84）。実験・実習のための安全教育は各実習担当者が授業内で行い、必要に応じてTAを適宜配置することにより、実験・実習中の学生に常時目が届くよう配慮している。また、研究室に配属された薬学部4年生及び応用生命科学部3年生を対象に、防災安全講習を実施し、本格的に研究を開始する前に高圧ガス、化学物質の取扱いについて改めて安全教育を行っている（資料7-85）。また、夜間及び休日の学内の安全のため守衛を配置し、校舎全体の警備を行っている。不審者等の侵入を防ぐため、夜間及び休日は全ての出入り口を施錠し、一部の入口のみにカードキー認証による開錠システムを設置することで、関係者以外の立ち入りを制限している。なお、認証には学生証を用いており、学生の出入りに不便が生じないように配慮している。また防犯カメラは、新津キャンパスに54台、新津駅東キャンパスに16台を設置している。

新型コロナウイルスの学内における感染を防止するため、学生の入構を認める用務を授業及び研究活動等に制限し、学生は用務が終了後は速やかに帰宅するものとしている。また、構内でのマスクの着用、手洗い、アルコールによる手指消毒の励行及び大学が配布する「健康記録カード」への健康状態の記録と携行を義務付けている（資料7-9、7-86）。授業における感染防止対策については、各学部長が各学部の教員に対し授業の実施上の遵守事項を示し、それに従って授業を進めるよう周知徹底している（資料7-87）。スクールバスについては、混雑する時間帯は台数を増やして運行するほか、2020年度後期は1限目授業の開始時間及び窓口業務開始時間を30分遅らせることで、通学・通勤時の混雑による感染の回避に努めた（資料7-88、7-89）。また、カフェテリアの座席数を半分の550席に制限し、カフェテリアメニューをテイクアウトメニューに切り替え、空き教室等でも食事ができる

ようにした。

【学生の進路に関する支援】

＜学生のキャリア支援を行うための体制の整備＞

学生支援総合センターに「キャリア支援部門」を置き、その下に就職やキャリアに関する学生窓口として「キャリア支援室」を設置し、進路選択及びキャリア意識の形成を含む全学的なキャリア支援を展開している（資料 7-90）。両学部に通ずるキャリア支援については、キャリア支援部門で企画し、2020 年 2 月には「就活生のためのメイク講座」を実施した（資料 7-91）。学部間で志望職種や業種が異なることから、各学部それぞれ「キャリア支援委員会」を設置し、各学部の特性に配慮して、キャリア形成教育、就職活動対策講座、企業説明会等の企画、運営などをキャリア支援室と協働して実施している。両学部のキャリア支援委員長及び各学部 1 名の委員は、学生支援総合センターのキャリア支援部門の構成員を兼務し、同部門と連携している（資料 7-6、7-7、5-12）。キャリア支援室の構成員は、キャリア支援課の事務職員が兼務しており、そのうちキャリアカウンセラーの資格をもつ相談員 2 名が、業界の特色、各企業の募集状況などの情報提供や履歴書作成指導、面接指導などマンツーマンでのサポートを行っている。またアドバイザーや学生が所属する研究室の教員も日常的な進路の相談相手として重要な役割を担っており、必要に応じてキャリア支援委員会及びキャリア支援室と協働して学生の要望に添った個別の就職指導を行っている。2019 年度は、薬学部（薬剤師国家試験合格者）及び応用生命科学部ともに就職希望者は 100%の就職率を達成した（資料 7-92）。

＜キャリア教育の実施＞

学部生のキャリア教育については、正課内と正課外で実施している。正課内の教育としては、応用生命科学部においては、1 年次から 3 年次にかけて履修する必修科目「キャリア形成実践演習」を、選択科目として「職業とキャリア形成Ⅰ」、「職業とキャリア形成Ⅱ」を配置している。「キャリア形成実践演習」では地域でのボランティア活動や行事への参画を通じて他者と協働する力の育成を主眼としている。「職業とキャリア形成Ⅰ」、「職業とキャリア形成Ⅱ」では講義や演習を通して自己分析や自身の今後のキャリアについて考え、就職活動に向けて必要となる実践力を身に付けられるようにしている（資料 7-93）。薬学部においては、カリキュラムの中に薬剤師に関わる業界研究から薬剤師の心構え等に係る授業が多数組み込まれている。1 年次の「フレッシュャーズセミナー」では、多方面で薬剤師として活躍する卒業生等複数名を招聘し、求められる薬剤師像についてディスカッションを行うほか、1 年次及び 2 年次の「早期体験学習Ⅰ」、「早期体験学習Ⅱ」における病院、薬局、医療福祉施設の訪問、また 1～4 年次には、学生が地域住民に対し薬や健康に関する知識を提供する「健康・自立セミナー」の実施とあわせて健康に関するアンケート調査を行う「地域住民の健康状態を知る」及び「地域におけるボランティア活動」の授業を通して、薬剤師としてのキャリアを考えさせる機会としている（資料 7-94）。

正課外教育としては、学部ごとにキャリアガイダンスや各種対策講座等を実施している。

大学院生に特化したキャリア教育は、2020 年度現在実施していないが、応用生命科学研究科では、2021 年度入学生から「研究リテラシーⅠ」及び「研究リテラシーⅡ」において、

キャリア形成に関する授業内容を組み込むこととしている（資料 7-95）

＜進路選択に関わる支援やガイダンスの実施＞

各学部のキャリア支援委員会は、キャリア支援室と連携して、初年次から各種のガイダンスや対策講座等を企画、実施している（資料 7-96～7-98）。

薬学部のキャリアガイダンスでは、医療人としての心構えや社会人としてのマナーについての講習をはじめ、薬剤師としての活躍に至るさまざまなキャリアパスについての紹介などを行っており、自立した社会人として求められる態度の涵養及び自らの将来像を明確化する方途を支援している。講師にはキャリア支援や接遇マナー等の専門の外部講師を招聘するほか、特に薬剤師のキャリアパスの紹介については、病院、薬局、製薬会社、行政など多様な現場で活躍する薬剤師や企業人などを講師として、それぞれの業種についての業務内容や先輩薬剤師としてのアドバイスなどを中心とした講演を行っている。キャリアガイダンスは就職活動が本格化する 5 年次まで学年ごとに複数回ずつ実施しているが、低学年次では病院及び薬局などの一般的な業務等の紹介を中心に、高学年次では専門薬剤師や治験等のより細分化された業務内容を含む紹介も加え、自らの将来像に段階を踏んで具体的な思いを巡らせられるよう配慮している。

応用生命科学部では学生の希望に沿った進路に進めるように、多様なガイダンスや手厚い個別指導を行い、学生個々の就職活動を支援している。ガイダンスでは、社会人としての自覚と心構え、インターンシップ講座、企業研究講座、自己分析、エントリーシートや履歴書の書き方、効果的な面接の受け方など実践的な内容で実施している。3 年次後期には筆記試験対策講座を開講し、SPI 模擬試験と解説講座の実施により、就職試験を受ける学生の能力を最大限に引き出せるようにしている。インターンシップについては、本学からの依頼に基づき多数の企業の協力を得て、夏季休業期間に多くの学生が参加している（資料 7-99）。2020 年度は新型コロナウイルス感染症の影響の見通しが立たない中、企業への個別依頼を中止し、外部の専門業者によるインターンシップマッチングを行った（資料 7-100）。希望者 75 名が Web による個別面談を受け、うち 56 名が延べ 91 社のインターンシップに参加した。また、各研究室の教員が効果的に進路指導に携われるように、教授会においてキャリア支援委員会から進路状況等の報告が適時行われるほか、就職未内定者を対象にキャリア支援委員会とキャリア支援室が協働で面談を実施し、一人でも多くの学生の内定につながるよう丁寧な個別指導を行っている（資料 7-101）。

このほか各学部において、学生の希望職種や希望業界に配慮の上医療法人や企業等の人事担当者を招き「学内合同企業説明会」を実施し、企業等と学生とのマッチングを支援している（資料 7-102）。また、Web 上で求人情報及び企業説明会などのイベント情報の閲覧や自身の就職活動の記録ができる就職支援システムを導入しており、このシステムによる求人情報やイベント情報の閲覧については、卒業後の利用も可能である（資料 7-103）。

大学院生のキャリア支援については、博士課程の学生数が少ないことやその中でも社会人学生が多いことから、大学院生に特化したキャリア支援事業は実施していないものの、上述の合同企業説明会の参加及び就職支援システムの利用を可能としているほか、所属研究室の教員等が適宜進路に関する個人指導を実施している。

なお、2019 年度末から 2020 年度については、新型コロナウイルス感染防止対策のため、

各学部ガイダンス計画及びキャリア支援計画をオンライン開催や動画配信に切り替えるなどの変更を行った（資料 7-104～7-106）。

＜博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供＞

本学の博士課程では学部生の実習の補佐をさせるなど TA として教育に携わる機会を設けているが、後進の指導者としての準備教育や評価に関しては実施してはいなかった。そこで、2021 年度入学生からの授業科目として、薬学研究科博士課程に「基礎科学特別授業」を、応用生命科学研究科博士後期課程に「研究リテラシーⅡ」を置き、それぞれの中で、TA として求められる効果的な指導の方法について教授し、活動後に省察するプログラムを組み込むこととしている（資料 7-107）。

【学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施】

「新潟薬科大学学友会」は、本学の学生によって自主的に運営され、サークル（クラブ、同好会、愛好会）活動を統括している（資料 7-108web）。学友会とサークルの部長全員がサークル活動及び学友会主催のイベント開催に向けた対応について協議するために月 1 回程度開催される「学友会協議会」では、学友会顧問、学生支援総合センターの学生支援部門の教員及び学生支援課職員が協議に参加している（資料 7-109）。また、学友会やサークルの活動において必要な設備や備品について要望が寄せられた際には、学生支援総合センター会議で審議の上対応を決定している。2019 年度には新津キャンパスの部室棟にキーボックスを貸与したほか、サークル部室にエアコンを設置し、活動環境の整備による支援を行った（資料 7-110）。

【その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施】

学生の意見を取り入れるために「ひとこと BOX」を設置しており、学生支援総合センターが中心となって学生からの意見や要望に対応している（資料 7-111）。ひとこと BOX で、カフェテリアの席が足りないという意見が多かったことから、2019 年度に席数を約 120 席増やし 1100 席とし、混雑緩和を図った（資料 7-112）。また 2019 年度は、本学在学学生全員を対象に「学生生活実態調査」を実施し、多くの学生から大学への意見を聴取した（資料 7-113）。運営会議においてそれぞれの意見への対応の可否及び対応策を決定した（資料 7-114）。例として、意見が多かったカフェテリアや購買（コンビニエンス・ストア）における携帯端末によるバーコード決済の導入希望について担当業者と検討を行った。その結果、カフェテリア業者に関しては、現状の券売機の入替え又はスタッフの追加配置など初期投資が高額になるため、実施は難しいとの結論に至ったが、購買に関しては、導入が決定され手続きを進めている。このほか、新津駅東キャンパスにおいて学生ロッカーの設置を希望する声が多かったことを受け、同キャンパスをメインに活動する学生分のロッカーを購入し 2020 年 3 月に設置した（資料 7-114）。また、応用生命科学部では、卒業見込みの 4 年生全員を対象に実施する「卒業時アンケート」において、本学の教育に関することのほか学習環境等についての意見も募り、改善要望に対し回答を付して本学ホームページ（学内限定サイト）で公開し、改善が必要と認めた内容については、関連部署を通じて改善に努めている（資料 7-1

15web、7-116)。

点検・評価項目③ 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

2018年度に、学長を総括責任者、運営会議を内部質保証の推進に責任を負う組織、大学評価室を自己点検・評価の実施を総括する組織とした自己点検・評価体制を構築し、2019年度から全学的な自己点検・評価を実施している（資料2-4、2-6、2-24、2-31）。この点検・評価項目に、学生支援の適切性に関する項目を定め、自己点検・評価結果は、本学外部評価委員会による外部評価に付している。大学評価室又は外部評価委員会からの指摘及び提言を受け、運営会議における検討を踏まえ学長が改善方針又は改善計画を策定し、これに基づき関係部署が改善に当たっている（資料2-9、2-33）。2019年度の自己点検・評価では「ハラスメント防止に関しては、ハラスメント防止委員会規程を定めてはいるものの、相談後の具体的な手続きから調査、処分に至るまでのフローは明文化されておらず、また関連諸規程を定める本学園法人本部との連携体制にも改善の余地がある。ハラスメント防止の啓発活動も十分とは言えないので、更なる整備が必要である。」とされ、また外部評価においても同様の指摘がなされた（資料2-24[p.42]、2-25[p.16]）。これを受けて、学長から改善策として「ハラスメント防止委員会が主導して、現実の対応のフローを明確にし、学生及び教職員に周知するとともに、マニュアルを作成する。」が示され、ハラスメント防止委員会においてハラスメント相談のフローを作成し、本学ホームページにて公開している（資料2-9[7-2-②]、7-117、7-70web）。また、法人本部との連携強化に向けて理事長に申し入れを行い、相談員による対応マニュアル策定と相談員研修の企画が実現化した（資料7-74）。相談員研修は2019年度末に企画されたが、新型コロナウイルス感染症対策のため延期となり、2020年度末に改めて実施した（資料7-118）。

上記の全学的な自己点検・評価の枠組みの下での改善取り組みのほかに各組織が自律的に点検・評価を行い改善活動につなげている。2019年度から学生支援総合センター会議において、各部門の活動状況を必ず報告することを義務付け、活動状況の把握を行うとともに、意見交換を行っている（資料7-119）。また、応用生命科学部キャリア支援委員会では、卒業時就活アンケートを実施し、学生の自身の就職先への満足度等を把握し、各年度に実施したキャリア支援の適切性を点検・評価している（資料7-120）。

（2）長所・特色

障がいや疾病のある学生からの配慮希望申請に際し、個別面談で配慮内容を確定し、その結果を関係教職員間で共有することで学生が安心して修学できる体制を整えている（資料7-30～7-31）。また留学生については、修学面のみならず生活面における困り事に対し、教職員が全面的な支援を行っている（資料7-25）。キャリア支援についても、各学部の特性に応じた多種多様なキャリア教育やガイダンスによる支援を行うほか、応用生命科学部においては内定が遅れている4年生全員に対し、キャリア支援室とキャリア支援委員による

面談を行い内定まで個別に就職支援、指導を続けている（資料7-93、7-94、7-96、7-97、7-101）。このように支援を必要とする多様な学生一人ひとりに対し、小規模大学だからこそできるきめ細やかな対応を行っている。

（3）問題点

特になし。

（4）全体のまとめ

本学の学生支援に関する方針に則り、学生支援総合センターの下、直接支援にあたる複数の室やルームを置き、全学的な支援体制を構築している。また、研究室配属前の全学生にアドバイザー教員をつけ、学生一人ひとりをサポートするアドバイザー制度を実施しており、きめ細やかな支援を行っている。

学生の修学支援として、学修サポート室を置き、学習相談やリメディアル教育教材の活用、学生チューターによる学修支援など個々の学生の要望に応じてサポートしている。また、経済的な支援が必要な学生を対象とした本学独自の学費減免制度や成績優秀な学生に対する奨学金制度も充実させている。

学生生活に関する支援では、心身の健康の相談窓口を複数種置き、専任の医師等の医療スタッフが対応している。ハラスメント防止に関しては学園の法人本部と連携し、体制の充実を図っている。

学生の進路に関する支援では、キャリア支援室と各学部のキャリア支援委員会が学部の特性に合わせた内容で、キャリア教育やガイダンスのほか、面接や各種応募書類の書き方など細やかな個人指導や助言を行っており、高い就職率の維持に寄与している。大学院生に特化したキャリア支援については、学生数が少ないことなどから体系的に行っていなかったが、2021年度以降は正課の教育にキャリア教育を入れていくこととしており、大学院生を含むキャリア支援策全般の拡充につなげていく。

学生生活実態調査や卒業時アンケートにおける学生からの大学への要望や、自己点検・評価において課題と認められた事項については、学長の示す改善方針の下、学生支援総合センターの各部門及び関連委員会で改善に当たっている。今後は、各種IRデータを活用するなどの方策を採用し、本学の学生支援施策の効果を検証し、支援の更なる充実を図っていく。

第8章 教育研究等環境

(1) 現状説明

点検・評価項目① 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

本学は、建学の精神及び理念を実現するために、以下のとおり「新潟薬科大学教育研究環境の整備に関する方針」を定めている。

＜新潟薬科大学 教育研究環境の整備に関する方針＞

新潟薬科大学は、建学の精神及び本学の理念を実現するため、教育研究環境の整備に関する方針を次のとおり定める。

1. 教育研究環境の整備

- (1) 全ての教職員が各自の潜在力を十分に活かして教育研究活動を推進できるよう、教育改善への支援や競争的研究資金の獲得に向けた支援など、教育研究活動の支援の充実を図る。また、学長裁量経費を効果的に活用し、新たな教育方法の開発及び特色ある学内共同研究等を支援する。
- (2) 研究活動を関係法令や規則に基づき適正に行うため、教職員及び学生（以下「構成員」という。）のコンプライアンス教育を推進する。

2. 施設・設備の整備

- (1) 校地、校舎等の施設・設備について、安全面、効率面、環境面及び衛生面に配慮した保全・整備に努めるとともに、施設・設備を定期的に検証し、最適化を図る。
- (2) 関係法令や規則に基づいた環境安全衛生の管理体制を確立するとともに、これを適正かつ円滑に運用し、構成員の健康と安全の確保を図る。

3. 情報環境の整備

- (1) より安全で利便性の高い情報通信基盤を構築し、教育研究、学生支援、及び大学運営への積極的な活用を図る。
- (2) 情報漏洩等が生じないように、ネットワークセキュリティに配慮するとともに、構成員の情報倫理教育を推進する。

4. 図書館・学術情報サービスの整備

教育研究活動及び学修の支援を図るため、図書資料、電子ジャーナル及び電子ブック等の充実に努める。また、利用者の多様なニーズに応えるため、情報提供サービス及び閲覧エリアの利用環境の向上に努める。

上記の方針は、2020年1月の教育研究評議会での審議を経て決定した後、全教職員にメール配信し、学内教職員間での共有を図るほか、本学ホームページに掲載し、学内外に公表している。(資料6-3、2-11web)。

点検・評価項目② 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点1：施設、設備等の整備及び管理

- ・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備
- ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
- ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

評価の視点2：教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取組み

本学の教育研究環境の整備に関する方針に則り、教育研究活動を適切に実施する上で必要な委員会、センター、施設等を設置し、次のような体制で教育環境の整備に当たっている(資料8-1)。

1. 教育研究環境の整備：教育改善への支援や競争的研究資金の獲得に向けた支援等は教育委員会及び研究委員会が各種施策を検討し、実施している。適切な研究等活動を推進するためのコンプライアンス教育は、不正防止計画推進部署である基盤整備課が企画するほか、各種安全管理委員会や各施設が主体となり法令遵守を含む利用者講習等を企画し、関係法令に触れる行為の防止に努めている。
2. 施設・設備の整備：各施設が備品及び使用者の安全管理に努めている。防災安全委員会が全学的な視点から、防災訓練、特殊健康診断及び研究室配属学生を対象とした防災安全講習会など、構成員の健康と安全の確保を図っている。
3. 情報環境の整備：IT委員会が学内の通信環境の不断の整備及び改善に努めている。
4. 図書館・学術情報サービスの整備：図書館運営委員会が役割を担っている。

上記1.～4.に挙げた組織が関わる、教育研究環境の整備に関する取組みの詳細は次項以降で述べる。

【校地及び校舎面積】

本学は、薬学部及び応用生命科学部応用生命学科と大学院の教育研究活動の拠点となる「新津キャンパス」と、応用生命科学部生命産業創造学科の教育研究活動及び地域連携・地域交流の拠点として、新津駅隣接地に所在する「新津駅東キャンパス」の2つのキャンパスを設置している(資料8-2web、8-3web)。

校地面積は、本学両キャンパス敷地以外の薬学部附属薬用植物園や薬草薬樹交流園等を含め110,345㎡(基準面積18,000㎡)、校舎面積は新津キャンパス35,366㎡、新津駅東キ

キャンパス 2,876 m²の計 38,242 m² (基準面積 18,082 m²) であり、大学設置基準上の基準面積を上回っている (大学基礎データ表 1、資料 8-4、8-2web、8-3web、8-5)。

【施設及び設備】

講義室は、新津キャンパスにおいては、全学部共通の講義棟を有し、定員 84 名の小講義室から 366 名定員の大講義室を備えている。新津駅東キャンパスは、フロアによって講義室フロア (3、4 階) と研究フロア (2 階) に分けている。いずれのキャンパスの講義室も音響設備とプロジェクターが完備されており、また多くの講義室でグループワークや演習等にも対応できるよう可動式の椅子机を設置している (資料 8-6、8-7)。新型コロナウイルス感染防止対策として、対面授業の再開以降、講義室での授業は定員を 2 分の 1 に制限し、着席可能な座席を指定している (資料 8-8)。

実験・実習施設については、理系の実験系研究室がある新津キャンパスにのみ設置している。学部ごとに生物系及び化学系の複数の実験室又は実習室を設置しているほか、薬学部においては、臨床実務教育に対応した複数の調剤実習室、無菌製剤実習室、模擬薬局や模擬病室を設置し、応用生命科学部においては、食品加工・発酵実験室を備えており、各学部の教育研究内容に応じた実習棟、実験棟を有している (資料 8-9、8-10)。新型コロナウイルス感染防止対策として、実験台にはアクリル板を設置し、その他学部が定める注意事項に則り実験・実習を行っている (資料 8-11、8-12)。

実験動物施設は 2 カ所を設置し、実験動物や用途に応じて使い分けている (資料 8-13)。2020 年度は施設の外部検証を受検し、いくつかの指摘事項があったものの、各種法令を遵守し適正に管理、運営されていることが報告されている。指摘事項への対応とあわせて 2 カ所の施設のうち E 棟地下の施設については、設備の老朽化が進んでおり、F 棟地下の施設への機能移転等について動物実験委員会において検討を進める予定である (資料 8-14、8-15)。また、放射性同位元素を安全に扱うための RI 施設のほか高分解能核磁気共鳴装置 (NMR) や単結晶自動 X 線構造解析装置、質量分析装置 (MS) 等を整備し、学生実験や卒業研究などにも利用されている (資料 8-2web、8-16)。

薬学部においては、新津キャンパスのほど近くに「新潟薬科大学薬学部附属薬用植物園」を設置している (資料 8-17web)。前任の同園園長の退職を契機に、運営会議が定めた方針の下になされた薬用植物園運営委員会の検討を踏まえ、2020 年度末から同園のリニューアル整備を開始した (資料 8-18、8-19)。同園の他に、本学から 20 km ほど離れた阿賀野市に、約 13,000 m² の「新潟薬科大学附属薬用植物園五頭分園」を有し、阿賀野市と共同管理し、一般に公開している (資料 8-20)。上記の 2 薬用植物園に加え、本学から車で約 10 分の距離にある新潟市秋葉区さつき野に「新潟薬科大学附属薬草・薬樹交流園」を設置している (資料 8-21)。同施設は、薬草、薬樹を活用した教育研究の実践の場として活用し、本学が培ってきた薬・食・環境関連分野の知的資源の活用による社会還元の一環として、地域住民の健康で自立した生活に寄与することを目的としている。本学教職員や学生が運営スタッフを務め、季節ごとの園の内覧会や植物を使ったワークショップ、夏休みの自由研究など薬草・薬樹を利用した体験教室を開催している (資料 8-22web)。

正課外の学習環境については、新津キャンパスの図書館本館では閲覧用座席数 239 席、常設のデスクトップパソコン 9 台を設置しており、学生の自習場所として学生数に対応した

十分な座席数を確保している。(資料 8-23)。新津駅東キャンパスに設置する図書館分室の席数は 11 席である。図書館の他に、新津キャンパスでは学生自習室を、新津駅東キャンパスでは自習ラウンジを設置し学生の用に供している。厚生施設として新津キャンパスに設置するカフェテリアは学生数約 1,400 名に対して 1,100 席あり、Wi-Fi 環境も整備しており、食事時間帯を除いて自由に歓談しながら学習できるスペースとしても活用されている。また試験前には講義室を自習スペースとして開放するなど、グループ学習を好む学生や静寂な空間で学習したい学生などのそれぞれのニーズに合わせた多様な様式の自習スペースを確保している。なお、2020 年度は新型コロナウイルス感染防止対策のため、各自習スペースの開放時間を制限したが、定期試験期間中などは学生の要望と利用状況を踏まえ、利用時間を調整した(資料 7-20)。また、両キャンパスには貸出し用のノートパソコンを設置しているほか、情報実習室(新津キャンパス)、ディスカッションルームやプレゼンテーションの様子を記録して発表の自主練習ができるプレゼンテーションルーム(いずれも新津駅東キャンパス)を整備し、学生の自発的な学びの意欲に応えるよう配慮している(資料 8-2 web、8-3web)。

体育館、トレーニングルーム、グラウンド、テニスコート、部室棟、カフェテリア、購買(コンビニエンス・ストア)(いずれも新津キャンパス)、学生が手荷物を保管できる鍵付きのロッカー(両キャンパス)などの厚生施設を整備し、課外活動なども含めたキャンパスライフを快適に過ごせるよう努めている(資料 8-2web、8-24)。

【ネットワーク環境】

キャンパス内の学内ネットワークについては、教育研究活動に資するため、有線 LAN 及び無線 LAN を整備し、学生、教職員ともに利用可能としている。無線 LAN についてはカフェテリアや講義室等に配備し、学生が日常的に利用できる環境を整えている(資料 8-25)。新津キャンパスの情報実習室には 76 台のデスクトップ型パソコンを設置し、授業による使用時以外は自由に利用できる。これらの状況は、新年度オリエンテーションや「ICT 活用ハンドブック」の配布等により学生に周知し、活用を促している(資料 8-26、8-27)。

【安全及び衛生の確保】

施設、設備については、中央設備管理室の設備責任者や設備管理員(委託)による日常的な点検に加え、専門業者による建物や空調設備、防災設備等の定期的な安全点検を実施し、施設及び環境の安全確保に努めている。修繕が必要な箇所については速やかに対処している。また、防災安全委員会が什器、実験設備、試薬等の保管設備等の耐震性や教育研究環境の衛生面等をチェックするため、定期の安全衛生巡視を実施している(資料 8-28~8-30)。建造物内の清掃については、委託業者の清掃員による日常の清掃に加え、床のワックスがけや空調フィルタの定期的なクリーニングを実施し、衛生環境にも配慮している。新型コロナウイルス感染防止対策として、清掃員による日常の清掃業務の中で、ウイルス除去剤による拭き上げ清掃を徹底している。また講義室や実験・実習室等の教室の換気のため、守衛による朝の巡回時に使用予定の講義室の窓開け及び入口の開放を行うとともに、集中管理方式空調における換気風量を最大に設定している。また建物への出入り口近傍、全ての講義室、実験・実習室の前、スクールバスなど、アルコール消毒液を徹底して配置している(資料 8

-31web)。追加の感染防止の取組みとして、2020年度末より新津キャンパス構内トイレの手洗いを自動水栓に切り替える工事を順次実施するとともに、同年度末には両キャンパスの学生入構出入口に自動検温装置を設置し、対策を強化している（資料8-32）。

【バリアフリーへの対応】

本学の校舎は「新潟県福祉のまちづくり条例」に適合したバリアフリー施設の認定を受けており、車いす用のスロープ、エレベーター、自動ドア、多機能トイレの設置など、車いす使用者でも支障無く学生生活を送ることができるように配慮している。また、保健室では、必要に応じて車いす及び松葉杖の貸し出しを行っている。さらに、身体の障がいや疾病等による配慮を必要とする学生等への対応として設備の改修、増設を適宜講じている。具体例として、2014年度には車いすを利用する学生の入学に合わせて、事務室のドアの一部をスライドドアへ改修し、更なるバリアフリー化を進めた。また、2018年度には図書館の出入口を自動ドアに改修した（資料8-33）。

【情報倫理の確立に関する取組み】

学生に対しては、入学時オリエンテーションのIT委員会による説明の冒頭で情報モラル等に関して指導している。正課内では必修科目である薬学部の「情報リテラシ」や応用生命科学部の「生命情報科学概論」で、ICT活用、情報セキュリティ、著作権及び個人情報保護等についてより深く教育している（資料8-26、8-34、8-35）。一方、教職員に対しては、2019年度までは情報倫理教育を実施していなかった。このことを課題として2020年度に「新潟薬科大学情報倫理等に関する研修実施方針」を定め、これに基づき2021年3月にeラーニング教材を利用した研修を実施し、教職員全員の受講を必須とした。（資料8-36、8-37）。

点検・評価項目③ 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点1：図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ・ 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ・ 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- ・ 学術情報へのアクセスに関する対応
- ・ 学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

評価の視点2：図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

新潟薬科大学附属図書館は、教育研究上必要とする図書等の資料を収集管理し、教職員及び学生等の用に供するとともに、学内外の学術情報資料を他大学図書館や情報センター等の相互協力によって収集、提供している。また、本学の教育研究活動を支えるため、新津キャンパスに図書館本館（本項において、以下「本館」という。）を、新津駅東キャンパスに図書館分室（本項において、以下「分室」という。通称「APPライブラリ」）を設置している（資料8-23、8-38web）。本館は、主に薬学及び生命科学分野の専門書から教養書まで

幅広い分野の蔵書を揃え、広い自習スペースを付置しており、ノートパソコン、電子辞書の貸出しも行っており本館として充実した設備を完備している。分室は、生命産業創造学科の専門書と教養書の蔵書が主であり、コンパクトな図書室となっている。本館と分室は相互して、図書の取寄せ、受取り、返却ができるようにしている。本館及び分室は一般市民にも開放しており、貸出しも行っている（資料8-39）。

【学術情報資料の整備】

本館、分室を合わせ、約 58,300 冊の図書、約 350 種の学術雑誌（電子ジャーナル含む）、そのほかに視聴覚資料、電子資料（電子ブック、データベース）を所蔵し、本学の教育研究全分野に亘る資料と情報を提供している（大学基礎データ表 1）。一般新聞は本館、分室でそれぞれ 6 紙を定期購読している。図書は、学生からのリクエストや教職員からの推薦を基に選定の上購入しており、2019 年度には積極的に図書の充実を図った。教職員による学生のための推薦図書アンケートは、例年は年 1 回実施のところ 2019 年度は 2 回の実施に加え随時受け付けとし、1,385 冊を新たに購入した（資料8-40、8-41）。そのうち分室の新規購入図書は 372 冊であり総蔵書数 1,343 冊とし分室の整備を進めた。2019 年度からは専門書以外にも就職活動や学習に役立つ教養書、学生が興味を持つような一般図書なども購入し、蔵書の分野の拡大を図っている。また電子ジャーナル、雑誌等については、2 年周期で契約タイトル更新アンケートを教員に対して行い、利用者のニーズに応じている（資料8-42）。学生の図書館利用促進を図るため、2020 年度から学生からの図書購入リクエストの積極的な呼びかけを行っているほか、雑誌についても学生からのリクエストを呼びかけ、タイトルの更新を行っている（資料8-43、8-44）。なお、電子資料は、学内 LAN を通じてキャンパス内の研究室や図書館内にある端末から利用できる（資料8-23）。

【他機関、他大学とのネットワーク】

国立情報学研究所（NII）に加盟し、他大学及び他研究機関との相互協力の下に、本学未所蔵の資料の複写依頼や現物借用等ができるようになっており、必要な資料をオンラインで入手できる環境を整えている。また日本薬学図書館協議会に加盟し、薬学系の他大学図書館とのネットワークを構築しているほか、日本図書館協会、私立大学図書館協会に加盟し、大学図書館として必要な情報を入手できる環境を整えている（資料8-45）。さらに、国立国会図書館の図書館間貸出制度に加入しており、国立国会図書館所蔵の資料の複写物の取り寄せ等のサービスも行っている。国内の所蔵館にない資料の入手を利用者が希望する場合には、Reprints Desk やサンメディア等を通じて手配している。

【開館時間、座席数、各種サービス内容】

開館時間は本館が平日 8：45～21：30、土曜日 9：10～16：30、分室が平日 8：45～21：00 としており、学生の授業がない夜間の時間帯も利用可能としている。2020 年度は、新型コロナウイルス感染防止対策のため、4 月から 5 月を臨時休館、6 月からは予約制で 1 人あたりの滞在時間を 15 分に制限し、貸出と返却のみの利用を可能とした。7 月からは予約制を解除、8 月からは時間を短縮しての通常利用とした。なお、2020 年度後期は、開館時間を平日 9：15～17：00 とし、土曜日は閉館とした（資料8-46）。座席数は本館が 239 席、分室が

11 席である。本館では定期試験期間中には日曜及び祝日も臨時開館している。学習用ノートパソコンの貸出しも行っており、2019年5月にはパソコンロッカーを設置し、利用者自身が貸出、返却手続きができるよう利便を図った。加えて、図書及び雑誌の自動貸出機を2020年1月から本格稼働し、非接触型サービスの拡充を図り、新型コロナウイルス感染防止にも配慮している。

図書館に図書館事務室を置き、図書館事務室長（事務部長兼任）のほか3名の専任職員（司書含む）で本館及び分室の図書館業務に当たっている。本館のサービスカウンターには、本学での司書経験年数18年の司書資格を有する職員2名を配置している。経験年数の長い司書を配置することにより、本学の主たる教育研究領域である薬学、生命科学及び社会科学等の広い分野に亘る利用者のレファレンス要請に対応している。一方で分室には、司書は常駐していないが、必要に応じて上記職員が赴いている。平常時のレファレンス等には図書館ホームページの利用者個人ページ「MyLibrary」や電子メールを通じての問い合わせに対応している。また、毎年度新入生オリエンテーションにおいて、「図書館利用ガイドブック」を配布し、図書館事務職員が図書館の利用方法について説明を行っている（資料8-47、8-48）。また、毎年度4月に、対象者を新入生に限定しない「図書館ガイダンス」を実施し、図書館の積極的な利用を促している。

2020年3月に学生及び教員に対し行う予定であったSciFinder-nのデータベース講習会は、新型コロナウイルス感染防止対策により延期となっていたが、2020年9月にリモートで実施、さらにReaxysのデータベース説明会も9月に実施した（資料8-49）。

点検・評価項目④ 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

<p>評価の視点1：研究活動を促進させるための条件の整備</p> <ul style="list-style-type: none">・大学としての研究に対する基本的な考えの明示・研究費の適切な支給・外部資金獲得のための支援・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等・ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究活動を支援する体制

研究推進に対する本学の基本的な考え方として、「新潟薬科大学研究推進に関する基本方針」を次のとおり掲げている（資料2-11web）。

<新潟薬科大学研究推進に関する基本方針>

1. 本学を特色づける重点研究の推進

本学を特色づける先端的かつ独創的な研究を「重点研究」と位置づけ、競争的研究資金等の獲得が期待されるプロジェクトに対して、重点的・組織的な研究費等の支援を行い、学術的及び社会的に卓越した研究成果の創造を目指す。

2. 研究活動実績にもとづく資源配分・インセンティブの充実

研究活動実績にもとづく特別経費等の配分、若手研究者の競争的資金獲得に向けたフォローアップ、報奨制度の導入等、研究意欲の向上を図る。

3. 研究成果の内外への発信強化

本学ウェブサイトにおける研究者情報の登録・更新や、アウトリーチ活動、プレスリリース等を積極的に活用し、研究成果をより効果的に発信することにより、本学における研究のブランディング推進を図る。

4. 研究設備等の共用化促進

汎用性・使用頻度の高い研究設備等の共用化を進め、新たな研究設備等の購入や保守の効率化を図る。

5. 公正な研究活動の推進

全学的な研究倫理教育を通じて、不正を未然に防ぐ研究公正の向上への取り組みを着実に実施する。

研究費については、研究室の教員数や職位毎に基本額を定めている。さらに研究室所属の学部学生や大学院生の人数に応じた額が算定され、これを基本額に加算した金額が研究室を単位として配分されている（資料 8-50）。

本学を特色づける先端的かつ独創的な研究課題を重点的に支援し研究を促進するために、学内研究助成の制度として「重点研究推進プログラム」の制度を 2019 年度に制定した。学内公募、審査により、2019 年度には 2 件の研究課題に対する助成を行った（資料 8-51）。同プログラムは新規の取組みであり、採択された 2 課題の大型の外部資金獲得状況等の検証の結果を受けて、次の新規採択について諮るとの方針のため、2020 年度は募集していない。同時に若手研究者に対するインセンティブとして、科学研究費補助金（本項において、以下「科研費」という。）の申請不採択者に対する研究費助成「科研費リトライ支援プログラム」を開始し、学内公募・審査により、2019 年度は 1 件の研究課題に対する助成を行った。施行 2 年目である 2020 年度は条件を緩和し、助成対象を拡大することで更なる研究推進を図り、11 件の助成を行っている（資料 8-52）。事務部基盤整備課では外部資金獲得に向けた事務上の支援を展開しており、各種外部研究費に関する情報収集と学内への情報提供や科研費等の応募書類の作成支援などを行っている。また、科研費の申請者に、採択となった教員の研究計画調書を閲覧させ、科研費採択者の増加、獲得額の増大を図るため「新潟薬科大学科学研究費助成事業研究計画調書閲覧制度」を設けており、制度開始から 5 名の採択者の研究計画書が閲覧に供されている（資料 8-53）。さらに競争的資金等の間接経費の研究費への部分的算入について、算入額の上限を 30%から 50%に引き上げることとし、競争的資金等獲得者へのインセンティブの拡大を図っている（資料 8-54、8-55）。これらのほか、2019 年度に新潟大学との研究支援に関する業務提携（RETOP）を締結し、新潟大学で実施した科研費セミナーの資料等が閲覧できるようにしたほか、新潟大学 URA（リサーチ・アドミニストレーター）による科研費セミナーの本学での開催、科研費審査委員経験や採択経験の豊富な新潟大学の元教員による科研費申請書の添削を実施した（資料 8-56、8-57）。

教育研究活動スペースとして、新津キャンパスの実験系研究室では、研究室単位で教授室（約 20 m²）、スタッフルーム（約 63 m²）、実験室（約 107 m²）を 1 室ずつ供与している。加えて両学部とも各フロアに、共通機器室もしくは測定室を配し、実験機器を共同で管理する

ほか、薬学部は共用のセミナー室を5室備え、研究室のセミナー等に利用している（資料8-58）。新津駅東キャンパスでは、専任教員に対して教員室（約14㎡）及び2分野共用のゼミ室（約18㎡）を供与している。（資料8-59）

本学の研究環境に関する教員の意識や現状を把握するため、運営会議は全専任教員を対象に研究時間や設備等に関するアンケートを実施した（資料8-60）。2021年2月にIR室からのアンケート集計結果報告を受け、運営会議において対応策の検討に着手した。授業等の教育活動のほか委員会や会議等大学運営に多くの時間を割かれているという意見が多かったことから、委員会業務の負担減を図ることとし、まずは2021年度の全学組織として設置する各委員会の構成員数の見直しを行い、2020年度延べ304名のところ、2021年度267名と37名の削減（前年度比13.0%の削減）を行った。今後も全学的に、会議時間の短縮やリモート会議の導入など会議の合理化、効率化に取り組むとともに、各学部においても各学部長が同様の取組みを推進していくこととした（資料8-61、8-62）。TA、リサーチ・アシスタント（RA）については、採用及び運用に関する規程を整備している（資料8-63、8-64）。また、本来採用研究室の負担であるTA及びRAの給与の一部を学部経費から補助するなど、必要に応じて教育研究活動を支援する体制を整えている。さらに学部生が、実験、実習、演習等の補助業務を行えるようスチューデント・アシスタント（SA）に関する規程を整備している（資料8-65）。2019年度はSA:57名、TA:22名、RA:2名を採用し、教員の業務を補佐し、あわせて教育する側の体験の機会を提供するとともに、教員の研究時間の確保に資する上でも本学の教育研究の充実に貢献している。

点検・評価項目⑤ 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点1：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

- ・規程の整備
- ・教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供（コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等）
- ・研究倫理に関する学内審査機関の整備

研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程として、「新潟薬科大学研究活動上の不正行為の防止等に関する取扱規程」及び「新潟薬科大学公的研究費の不正使用防止等に関する取扱規程」を整備している。また、本学における研究者の行動規範を定め、研究倫理に関する種々の指針の遵守啓発や研究活動上の不正防止に努めている（資料8-66～8-69）。研究不正や公的研究費の不正防止に関する取組みを各種規程や方針とともに本学ホームページに掲載し、本学の不正防止に対する姿勢を学内外に表明している（資料2-61web）。

研究倫理教育やコンプライアンス教育については、研修会を定期的実施している。研究倫理教育は、毎年度、大学院生及び全教育職員を対象とし、eラーニングによる研修の受講を義務化している（資料8-69～8-71）。2021年度の大学院カリキュラム改正の一環として、大学院生に対する研究倫理教育を正規の必修授業科目の中でも行うこととしている（資料8-72）。卒業研究を行う学部生には、「研究不正防止のためのハンドブック」を作成し配布している（資料8-73）。公的研究費に関するコンプライアンスの研修は、公的研究費を財源と

する研究に参加する者（学生含む）に対して受講を義務化している。また、人を対象とした医学系研究等についてその倫理的な配慮及び科学的妥当性が確保されているかどうかを審査するため、学外の専門家等も含めた倫理審査委員会を設置している（資料 8-69）。

点検・評価項目⑥ 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

2018 年度に、学長を総括責任者、運営会議を内部質保証の推進に責任を負う組織、大学評価室を自己点検・評価の実施を総括する組織とした自己点検・評価体制を構築し、2019 年度から全学的な自己点検・評価を実施している（資料 2-4、2-6、2-24、2-31）。この点検・評価項目に、教育研究等環境の適切性に関する項目を定め、自己点検・評価結果は、本学外部評価委員会による外部評価に付している。大学評価室又は外部評価委員会からの指摘及び提言を受け、運営会議における検討を踏まえ学長が改善方針又は改善計画を策定し、これに基づき関係部署が改善に当たっている（資料 2-9、2-33）。

2019 年度の自己点検・評価において、教育研究環境の整備に関する方針の未整備が指摘され、これを受けて 2020 年 1 月に同方針を策定するに至った（資料 2-25[pp. 45-46]、2-9[8-1-①]、2-11web）。また、2020 年度自己点検・評価の結果を受けて、図書館の利用率の向上のための施策を実施することとし、同年度の図書館運営委員会において、経年及び月別の学生、教職員ごとの利用実績の統計資料を確認し、対応策を検討した。図書館ホームページや Portal NUPALS を利用した図書の新着案内の徹底、医療系漫画や小説の充実による蔵書の分野の拡張、一部授業内における図書館活用教育の導入等に取り組んでいる（資料 2-32[pp. 49]、2-33[8-3-③]、8-74～8-78）。2 ヶ年に亘り指摘を受けていた教職員を対象とした情報倫理教育の実施についても、2021 年 2 月に情報倫理に関する研修実施の方針を定め、これに基づき 2021 年 3 月に e ラーニングを利用した研修を実施した（資料 2-9[8-2-③]、2-33[8-2-⑦]、8-36、8-37）。運営会議における研究時間の確保についての施策検討のために、本学教員の研究環境に関する意識等を聴く調査を実施し、改善に着手したことも、自己点検・評価結果を受けて学長が定めた改善方針、計画の一部として取り組み、実現したものである（資料 2-9[8-4-④]、2-33[8-4-②]、8-60、8-61）。

（2）長所・特色

本学の研究推進に関する基本方針に基づき、2019 年度より重点研究推進プログラム及び科研費リトライ支援プログラムを導入している（資料 2-11web、8-51、8-52）。これらの施策は、教育職員の研究に対するモチベーションの喚起に繋がるものであり、今後の外部からの競争的資金獲得につながるような研究の展開が期待できる。

（3）問題点

特になし。

(4) 全体のまとめ

本学の教育研究環境の整備に関する方針の下、教育研究上の目的に沿った教育研究活動の実施に必要な施設、設備の整備に取り組んでおり、安全及び衛生の確保やバリアフリーへの対応を行っている。また、学生の自主的学習を促進するための環境整備、ICT 機器、備品等を活用したネットワーク環境の整備及び図書館を中心とした学術情報サービスの提供体制の整備、充実に取り組んでいる。学生による図書館の利用を促進させるべく、図書の新着案内の徹底、蔵書の分野の拡充、一部授業内における図書館利用教育の導入等の取組みを開始した。今後、本学の図書館収蔵資料がより有効に活用されるよう、更なる取組みとサービス向上に努めていく。教育研究活動を支援する体制については、本学の研究推進に関する基本方針の下、学内研究助成の強化及び競争的資金獲得のためのさまざまな支援策を実施しているほか、SA、TA、RA の運用面での支援も行っている。研究活動を促進させるための体制の整備について、研究時間等の確保の検討の資料として、2021 年 1 月に本学の研究環境に関する意識調査を全専任教員に対して実施し、この結果を基に、運営会議で研究環境を整備する方策の検討に着手した。今後各学部や委員会等の各組織の協力を得て研究活動の促進に資する施策を実行していく。情報倫理教育及び研究倫理教育については、2020 年度に教職員の情報倫理教育が実施されたことにより、適切な状態となった。今後も継続してこれらの教育を毎年度実施していく。

2020 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、大学を取り巻く環境は全国的に特殊なものとなったが、本学では学生及び教職員の安全を第一とし、学内における感染防止対策を徹底した。今後も良好な教育研究環境の保持、向上に取り組んでいく。

第9章 社会連携・社会貢献

(1) 現状説明

点検・評価項目① 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

本学は、「新潟薬科大学社会連携・社会貢献に関する方針」を次のように定め、本学の教育研究成果を社会に還元するため、社会連携・社会貢献に取り組んでいる。

<新潟薬科大学 社会連携・社会貢献に関する方針>

新潟薬科大学は、「貢献力」を培う教育研究活動を全学的に推進し、社会との連携により社会への積極的な貢献を果たすため、次の方針を定める。

1. 目指す貢献域

本学は社会全般を社会貢献活動の対象とし、特に本学が立地する新潟県域はもとより、本学の理念にもあるように国際的な視点を重視する観点から、日本国内外にわたる貢献に取り組む。

2. 社会との連携

本学の教育研究成果を幅広く社会に還元するため、自治体、企業・団体、教育研究機関などの学外組織と連携・協力し、健康社会の実現に貢献する。

3. 地域との連携

地域に開かれた大学として、大学施設の開放、本学が有する知的財産等の地域への提供、ならびに学生や教職員の地域活動への積極的な参加を通して、地域と本学双方の一層の発展を目指す。

この方針は、大学の理念・目的にある「人々の健康の増進、環境の保全、国際交流や地域社会の発展に貢献」や「社会の進歩と文化の高揚に有益な研究成果の創出」を踏まえて定められている（資料1-4[第1条]）。

2019年3月の教育研究評議会での審議を経て学長が決定し、全教職員にメール配信し、学内教職員間での共有を図るほか、本学ホームページに掲載し、学内外に公表している（資料9-1、2-11web）。

点検・評価項目② 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点1：学外組織との適切な連携体制

<p>評価の視点2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進</p> <p>評価の視点3：教育研究組織を活用し、社会的要請（地域社会等からのニーズ）を反映した連携・貢献活動</p> <p>評価の視点4：地域交流、国際交流事業への参加</p>

本学は、社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、下表のとおり地域の自治体、教育機関等と包括連携協定を締結し、本学の教育、研究の地域社会との連携及び社会貢献に努めている（資料9-2web）。連携協定の積極的な活用により、締結先については社会のニーズを直接把握することができ、それらのニーズを反映した活動につなげている（資料9-3web）。

連携協定機関一覧（2021年1月現在）

地元自治体等との連携

締結日年月日	連携先
2013年12月18日	新潟県南蒲原郡田上町
2015年6月11日	新潟市<新潟都市圏大学連合 ^{*1} >
2020年2月27日	新津商工会議所
2020年3月10日	新潟市秋葉区

高大連携

2011年7月20日	長野県飯山北高等学校（現 飯山高等学校）
2017年11月1日	新潟県立加茂農林高等学校

大学間連携

2019年7月8日	国立大学法人上越教育大学
2020年1月20日	国立大学法人新潟大学

地域企業等との連携

2008年4月1日	国民生活金融公庫新潟支店
2008年7月29日	新潟信用金庫
2010年9月8日	新津医療センター病院
2011年3月30日	株式会社ブルボン（新潟県柏崎市）
2011年8月10日	株式会社第四銀行（現 第四北越銀行、新潟県新潟市）
2012年6月19日	株式会社新潟日報 <本学含む4大学 ^{*2} >
2013年1月30日	新潟バイオリサーチパーク株式会社
2017年10月20日	株式会社新潟 TLO <新潟 SKY プロジェクト ^{*3} >
2019年5月15日	新潟県中小企業家同友会 <新潟 SKY プロジェクト>
2020年2月6日	公益社団法人新潟県薬剤師会

県外機関との連携

2015年3月12日	長野県（学生Uターン就職促進に関する協定）
2015年3月31日	一般財団法人聖マリアンナ会
2020年3月4日	国立研究開発法人産業技術総合研究所

※1：新潟県立大学、新潟国際情報大学、新潟青陵大学、新潟薬科大学、敬和学園大学、事業創造大学院大学、新潟青陵大学短期大学部。

※2：長岡造形大学、新潟青陵大学、新潟薬科大学、新潟青陵大学短期大学部。

※3：新潟青陵大学、新潟青陵大学短期大学部、新潟国際情報大学、新潟薬科大学、新潟工業短期大学。

地域の自治体等との連携は、本学が位置する新潟市秋葉区及び隣接する田上町のほか、秋葉区と関係が深い新潟商工会議所とも包括連携協定を締結している（資料9-4～9-6）。秋葉区及び新潟商工会議所とは、秋葉区に設置された「新潟薬科大学との連携によるまちなか活性化実行委員会」や「新潟市秋葉区・新潟薬科大学・商工団体三者協議会」の下、これまでさまざまな連携事業を行ってきたが、2019年度の包括連携協定の締結によりこれまでの連携活動を更に推進していくこととなった。田上町との連携は、本学応用生命科学部に教職課程を設置する際、同町教育委員会に教育実習校としての協力を依頼したことが契機となっている。小学校の学習支援ボランティアや小中学校の理科支援員として、本学の教職を目指す学生や大学院生等を派遣しており、この連携体制をベースに、2013年に住民の健康や人材の育成など連携の範囲を広げるために連携協定を締結したものである。連携協定の下、定期的に開催される協議会において意見交換するほか、町の要請に基づき、本学教員が「田上町健康づくり推進協議会」や2020年10月にオープンした「田上町重点道の駅整備推進協議会」の委員を務め、町の発展や健康増進活動に寄与してきた（資料9-7～9-9）。

大学間連携としては、国立大学法人新潟大学、国立大学法人上越教育大学との包括連携のほか新潟SKYプロジェクト（本学、新潟国際情報大学、新潟青陵大学、同短期大学、新潟工業短期大学）として専門性を異にする3法人5学校が連携し、総合力向上を目指し、新潟市地域の専門的拠点としてプラットフォームを形成している（資料9-10～12、9-13web）。

また、2020年2月には公益財団法人新潟県薬剤師会とも包括連携協定を締結し、本学における薬学教育実務実習のほか、地域医療の発展への貢献や薬剤師の人材確保・育成に寄与することを目的として、今後多岐にわたる取組みを行う予定である（資料9-14）。

新しい連携の形として、2020年3月に国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「産総研」という。）との教育研究協力に関する協定を締結した（資料9-15）。本学応用生命科学研究科の一研究室と産総研が共同研究を進める中で、研究室に所属する大学院生が産総研から技術的な指導や知識を教授されたことを機に、研究科全体の教育研究に産総研との連携を展開すべく連携大学院方式を導入、協定の締結に至った。これにより産総研の研究者による本研究科の授業科目の担当や産総研における学生の受入れが可能となり、2020年度は産総研の3名の研究者を客員教授として任用し、3客員教授は博士後期課程の講義を担当した（資料9-16）。2021年度は博士前期課程の専門講義に加えて「研究リテラシーI」の基礎科目でも講義を担当する（資料9-17）。

このほかの連携協定先との取組みについて、近年の取組みを抜粋し以下に述べる。

【社会連携・社会貢献に関する取組み】

本学の社会連携・社会貢献に関する方針に基づく取組みを推進するために、「地域連携推進室」、「産官学連携推進センター」、「教育連携推進センター」、「高度薬剤師教育研究センター」等を設置している。これらのセンター等の取組みは本学ホームページに掲載し、広く社会連

携・社会貢献に関する情報として公開している（資料 9-2web）。

<地域連携推進室>

地域連携推進室は、本学と地域との連携を有機的かつ全学的に推進することにより、本学の教育、研究の発展と地域の発展に寄与することを目的としている（資料 9-18）。同推進室は、包括連携協定を締結している自治体等の秋葉区、新津商工会議所及び田上町との本学窓口となり、これら自治体等の協議や企画の推進に当たっている。

秋葉区及び新津商工会議所との「新潟薬科大学との連携によるまちなか活性化実行委員会」は「まちなか部会」、「健康部会」、「里山部会」の3部会を設置し、本学の教職員も構成員としてそれぞれの部会の企画・運営に携わり、秋葉区域の活性化のために、教職員や学生の参画を得て多様な取組みを推進してきた（資料 9-19）。まちなか部会では、初年度（2015年度）の、商店街を学食と見立て学生と商店街の飲食店の協力の下、MAPを作成する「学生ランチMAPプロジェクト」から始まり、街の活性化に貢献している（資料 9-20）。また、応用生命科学部の学生が授業の一環として、新津商店街等におけるイベント運営や清掃活動等ボランティア活動などを行う「キャリア形成実践演習」や学生たちが地域の産業や商店の活性化を考える授業「地域活性化フィールドワーク」等に継続的に取り組んでいる（資料 9-21、9-22）。「キャリア形成実践演習」では、里山部会の「Akiha マウンテンプレーパーク」

（子供たちの好奇心を大切にし、自由にやりたいことができる遊びの場を提供する）の取組みも組み入れ、学生がボランティアとして参画している。2020年度前期の「キャリア形成実践演習」は当初は8課題が企画されていたが、新型コロナウイルス感染症への対応で中止となる事業が相次ぎ、実際に実施できたのは3課題のみであった。後期の「キャリア形成実践演習」においても当初用意された12課題のうち7課題の実施となったため、不足分の課題を補完するため大学独自で地域の協力を得て7課題を追加設定し実施した（資料 9-23、9-24）。健康部会においては、地域の健康寿命の延伸を目標に掲げ、「健康・自立フォーラム」や「健康レストランプロジェクト」での講演会の講師を本学教員が務めてきた（資料 9-25、9-26）。また、本学薬学部の特徴ある教育の一つである「双方向型社会連携教育（ISCE：Interactive Social Cooperative Education）」を健康部会の取組みの中で展開している。双方向型社会連携教育とは、「地域社会と連携して行う住民に対する教育」と「社会資源を活用して行う学生に対する教育」の2側面を併せ持つ試みである（資料 9-27）。具体的には、秋葉区内で8カ所、田上町内で4カ所、公民館やコミュニティセンターなどを会場として2ヵ月ごとに「健康・自立セミナー」を開催し、疾病に関するセミナーとアンケート調査、その結果のフィードバックを行っている。疾病の症状や状態、罹患判断基準、治療方法、予防方法に関する学生の発表と質疑応答を通して、住民は疾病に関する様々な情報を学び、住民に対して問診形式で行うアンケート調査を通して学生はコミュニケーションを学ぶと同時に、住民の健康に対する意識や活動状況、薬剤師をはじめとする医療人に対する思いを学んでいる。同セミナーは2016年より実施し、年間で延べ80回程度開催しており（2019年は延べ76回、延べ953人が参加）、自由参加にも拘わらずどの会場においてもリピート参加率が高いことから、住民の健康に関する知識欲に答えていると考える（資料 9-28、9-29）。2020年度は、年間を通して13会場で開催する計画だったが、新型コロナウイルス感染症への対応として2020年2月以降の開催分を一旦開催延期とした（資料 9-30web）。このほか、

「Akiha 春まつり」、「新津あおぞら市場」、「ぷらっとホーム BAR at 新津駅」、「鉄道スゴロク」等の地域で開催されるイベントに学生サークルや学友会等が参加し、まちなかの活性化事業に協力している（資料 9-19）。

田上町との連携においては、上記の健康・自立セミナーの開催のほか、前述の道の駅がみみの開業記念事業としての感染症セミナーに本学の教授 3 名を派遣し、ウイルス感染をテーマにした講演、免疫力を高める食事及び新型コロナウイルスの予防、検査、ワクチンなどの現状について講演し、健康に関心の高い住民のニーズに応えた（資料 9-31）。

地域連携推進室では、教職員の地域連携活動の理解を深めるため、2021 年 3 月に大学と地域社会の関わりをテーマに講演形式の SD 研修会を開催した（資料 9-32）。また 2019 年度における本学の社会連携・社会貢献に関する活動を広く市民に発信するため「社会連携・社会貢献白書」を発行し、配布するとともに本学ホームページに掲載している（資料 9-33、9-3web）。

<産官学連携推進センター>

産官学連携推進センターは、本学における研究に関わる社会の期待に応えるべく、産業界、官公庁及び地域社会等と本学の連携を促進し、教育、研究の進展及び社会貢献に寄与することを目的とし、研究シーズの紹介、産官学連携事業の企画、実施に関する取組みを行っている（資料 3-12、3-13web）。特に、新潟県の主要産業である農林水産業に関しては、「にいがた AFF リーディングプラン（新潟県農林水産業施策推進計画）」にも掲げられている県産農産物の付加価値向上に関する産官学連携による研究開発や地域貢献活動を多岐に渡り実施している（資料 9-34）。具体例として、文部科学省「私立大学研究ブランディング事業」では大麦新品種を活用した商品開発による地域貢献活動を実施しており、また国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センターの競争的資金事業である「イノベーション創出強化研究推進事業」では、新形質米を活用した認知症・糖尿病複合予防に資する米加工食品開発に関する研究課題（研究統括：応用生命科学部、大坪研一）が新規採択された（資料 9-35、9-36）。さらに、農林水産省「知」の集積と活用の中核としての「産学官連携協議会」に加盟するとともに、研究開発に取り組む複数の研究開発プラットフォームに加盟しており、組織、分野、地域等の垣根を越えて情報収集、交流を行う中で、社会のニーズを把握するよう努めている（資料 9-37）。

2020 年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、例年開催されていた産官学の催しが開催されなかったため、一例として 2019～2020 年度の取組みを以下に記す。

- 第四銀行、北越銀行（2021 年経営統合）が主催する、あらゆる業種の企業に自社商品、サービス、技術の PR と商談の機会を提供し、新潟県の魅力発信や地方創生につながる情報を提供する「にいがた 食と総合ビジネス商談会（しょく Biz !）」における大学によるミニセミナーに参加、発表し、そこでは本学が関わる地域資源を活用した産官学連携の事例の詳細を紹介した（資料 9-38）。
- 新潟県が新たなコメ産業や新市場創出に向け、産学官連携による技術開発や製品開発を推進するために開催する「米及び加工食品の新市場創出に向けたマッチングフォーラム in にいがた 2019」にて、本学教員が講演並びにシーズプレゼンテーションを行なった（資料 9-39）。

- 全国の産学の機関が有する、農林水産、食品分野などの最新の研究成果を、新事業展開のシーズとして紹介し、研究機関間や研究機関と事業者間の連携を促す場として開催する農林水産省主催の「アグリビジネス創出フェア 2020」に出展した（資料 9-40）。
- 新潟県、高等教育コンソーシアムにいがた他 6 団体主催の「2019 年度新潟産学官連携フォーラム」に参加し、微生物を活用した研究開発の事例紹介を行なった（資料 9-41）。
- にいがた産業創造機構の県内企業の技術開発支援事業である「技術開発 HUB」の一環として、定期相談会、地域別相談会に産官学連携推進センター事務局職員を派遣し、企業の抱える技術開発課題について他機関と合同で相談会を実施した（資料 9-42）。
- 県内酒造会社等との連携による高圧力殺菌技術を用いた発泡性にごり生酒「AWANAMA」を開発し、販売に至った。また地元企業と連携した文理融合教育の一環として実施した課外活動プロジェクトにおいて、本学学生がレトルト食品「トマトスープになっちゃったのっぺ」（のっぺ：新潟の郷土料理の煮物）を考案するとともに販売に至った（資料 9-43）。

＜教育連携推進センター＞

教育連携推進センターは、本学における社会連携教育及び教育機関間での連携教育を統括し、その連携教育活動の推進を支援し、本学の教育の発展と社会への貢献に寄与することを目的としている（資料 3-14、3-15web）。これからの社会が求める人材の育成や大学の知の財産を様々な形で提供しながら、豊かな知的社会の実現に貢献するため、以下のような取組みを行なっている（資料 9-45）。

- 高校生及び高校教員を対象に、学習指導要領の改訂、次世代教育の動向を見据えた探求型の学習にスポットをあてた新規講座として「課題探求型講座」を企画、2020 年 2 月の実施予定であったが、新型コロナウイルス感染症防止対策のため延期した。その後、同企画を新潟県の大学魅力向上支援事業補助金の採択を受けて実施するに至り、高校生 9 名が参加し、対面型の実験、講義並びに本学のリモートディスカッションシステムを活用した議論及び成果発表会のプログラムを実施した。（資料 9-45）。
- 新潟県立教育センターが主催する「先端科学技術活用講座」に協力している。これは、科学技術系に進学する生徒を増加させ次代を担う人材を育成するため、高等学校教員に対して、先端的な科学技術に関する観察、実験を通しての先端技術の理解深化と授業等での活用方法についての協議を、大学、研究所、企業等と連携して実施し、教員の生徒指導力の向上を図ることを目的として開催されている。2020 年度は本学教員が一講座を担当し、コロナ禍の中万全の感染対策を施した上で、対面式で実施した（資料 9-46）。
- 高大連携講座として、小動物や人体模型を使って組織、器官の構造等への理解を深める「体の構造と機能を知ろう」を 2008 年度から開講し、2011～2013 年度は国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）の「サイエンス・パートナーシップ・プロジェクト事業」の補助を受け実施してきた。毎年 70～100 人程度の高校生や高校の理科教員が参加し、高校の授業では実施が難しいラットの解剖を体験させ、組織、器官を観察、考察する本学の定例のイベントとなっている。2019 年度は新型コロナウイルス感染症防止対策のためやむを得ず中止となった（資料 9-47）。
- 出張講義は、学校の要望に応じて多彩な講義や実験を提供している（資料 9-48web、9-49）。一例として、新潟市立万代高校からの要請に基づき同校の「キャリア教育プログラム」に

協力し、各学部から実験講座と講義を提供した（資料 9-50）。

- 本学の知の財産を広く地域社会に還元することを目的として、本学健康推進連携センターと連携し、健康情報の見極め方に関する市民公開講座を新規に企画した。しかし、新型コロナウイルス感染症防止対策のため中止とした（資料 9-51）。
- 中学生、高校生が、本学の 2 学部 3 学科がそれぞれ提供する講義、実験、体験講座等を通じて、大学の研究テーマや研究設備に触れ、実践的に学ぶことのできる「中高大連携講座」3 講座を実施している。「薬学入門講座」は、2008 年度から開講してきた「医療薬学講座」の後継として 2018 年度からリニューアルした講座である。「生命科学講座」は 2013 年度から、「食・環境ビジネス講座」は 2019 年度から開講し、近隣の学校のほか県外からも毎年継続して参加者を得ている（資料 9-52）。2020 年度は新型コロナウイルス感染症防止対策のために全てオンラインで開催した（資料 9-53web）。
- 2020 年度の教員免許状更新講習は、「新型コロナウイルス感染症への対応に関する免許状更新講習の実施における留意事項及び実施方法の特例（文部科学省令和 2 年 3 月 31 日通知）」及び「新型コロナウイルス感染症への対応に関する免許状更新講習の実施方法の特例等の延長及び拡充について（同 4 月 28 日通知）」に則り、特設ホームページで動画を配信し、修了認定試験を自宅受験という講習形態で選択領域 6 講座を実施した。新潟県内でも先例がない中での実施となったが、教員免許状更新講習の目的である「最新の知識技能を身に付ける場」として、過去最高の延べ 301 名の県内教員の受講があった（資料 9-54）。

<高度薬剤師教育研究センター>

本学は、2005 年に全国の大学に先駆けて、高度薬剤師教育研究センターを開設し、このセンターが新潟県及び近隣県で勤務する薬剤師の研究活動拠点となり、出身大学を問わず医療現場における優れた薬剤師として、職能が発揮できるためのサポート拠点として活用してもらえよう取り組んできた（資料 3-8、3-11web）。さらに、2008 年 9 月に大学としては全国 5 番目に公益財団法人薬剤師認定制度認証機構（CPC）の機関認証を受け、薬剤師の生涯研修実施機関として、医療、薬学の発展及び薬剤師の資質、能力の向上に貢献してきた。本学の生涯研修認定制度に基づき、研修認定薬剤師となった修了生は、かかりつけ薬剤師の認定要件を満たす。活動の中心となる基幹講座は「薬剤師生涯教育講座」であり、地域の薬剤師会、病院薬剤師会、関係団体の後援を得て、生涯学習プログラムを年 9 回提供している。また、少人数制の専門テーマ別の「グループ研修」を複数テーマで開催し、薬剤師の多様なニーズに応え、薬剤師としてのモチベーションの向上を図ることにより、地域医療への貢献に努めている（資料 3-10）。さらに、臨床現場を離れていた薬剤師の現場復帰をサポートすることを目的として、「薬剤師復職支援グループ研修」を企画した（資料 9-55）。2020 年度は、少人数で実施可能なグループ研修は、ほぼ計画通り実施できたものの、大規模な講演会となる薬剤師生涯教育講座は新型コロナウイルス感染症への対策が困難なことから全ての講座を開催中止とした。また、復職支援グループ研修についても新型コロナウイルスの影響のためか、申込者が最少催行人数に達しなかったため、開催の見合わせに至った。一方、CPC による外部評価においてアドバイスを受け、薬剤師生涯教育講座を 2018 年度には新潟市の他に、富山市、山形市、酒田市で、2019 年度には山形市及び長野市において各 1 回開催し、薬剤師の生涯学習による社会貢献活動と併せて本学の知名度向上に努めた（資料 9-

56)。さらに、講座開催日と同日に山形市と長野市で「百寿のための健康自立対策」と題し、市民向けの健康をテーマとした公開講座「健康・自立講座」を開催した。これは地域における保健衛生の保持、向上に貢献できる取組みとなった（資料 9-57）。なお、生涯研修認定制度の登録者数（受講者数）が減少傾向にあることから、2019 年度の到達度確認調査を兼ねた薬剤師生涯教育講座受講者アンケートを、受講目的や設定テーマ等について具体的に調査するためのものへと改訂し、継続して受講者のニーズを把握し、プログラムに反映させるよう努めている（資料 9-58）。

【国際交流に関する取組み】

以上の社会連携・社会貢献に関する取組みのほか、本学は、「新潟薬科大学国際化ビジョン」に基づき、国際交流事業の拡大を推進してきた（資料 9-59）。2019 年度に「新潟薬科大学外国人留学生の受入れに関する方針」、「新潟薬科大学教員の海外研修に関する方針」及び「新潟薬科大学における学生の留学等に関する危機管理マニュアル」を策定した（資料 9-60～9-62）。国際交流委員会は、これらの各種方針案の作成のほか、国際交流の活性化に向けた各種方策の検討及び体制の整備に努めている（資料 9-63）。2019 年度の国際交流の具体的な活動としては、マサチューセッツ薬科健康科学大学（大学間協定校）に学生 3 名及び教職員 2 名を派遣した。また、タイのランシット大学（大学間協定校）、韓国の国立忠南大学校（大学間協定校）及びベトナムのホーチミンオープン大学との教職員等の交流のほか、中華人民共和国からの外国人留学生 1 名を 2020 年度入学生として受け入れた（資料 9-64）。さらに、大学院生、研究生を中心とした外国人留学生の受け入れ拡大策の一つとして、本学の英語版ホームページの拡充に努め、国際交流を意図した広報活動を推進したほか、一部新潟県の補助金を得て日本学生支援機構主催の日本留学フェア（タイ、ベトナム、台湾）に参加した（資料 9-65web、9-66）。一方、2019 年度には、研究の国際化を推進するため、オーストリアのウィーン大学及びオーストリア薬剤師会と本学との間で、それぞれ連携協定を締結し、2019 年 10 月に新潟市において国際学術交流会を開催し、今後の着実な連携推進を確認した（資料 9-67）。なお、この連携協定締結を以て、大学間協定校の拡大に向けた所期の目標値であった、アジア、オセアニア、北米、中南米、欧州合計 10 校が達成された（資料 9-68、9-69web）。

このように、現在では海外 7 か国 10 大学と大学間協定を締結し、コロナ禍前は学生海外派遣事業（短期留学プログラム）により数多くの学生を大学間協定校へ派遣した（資料 9-70web）。今後、ウィズコロナ、アフターコロナ時代の国際交流が課題となる。

以上のように、本学の社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献の取組みを実施し、積極的に地域交流及び国際交流に努め、教育研究成果を社会に還元している。

点検・評価項目③ 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学に置く全てのセンター、室、委員会等の活動について、毎年度各組織が自己点検・評価を実施しており、社会連携・社会貢献に関する地域連携推進室、教育連携推進センター、産官学連携推進センター及び高度薬剤師教育研究センターにおいてもそれぞれの活動について点検・評価を行っている（資料 3-21）。加えて 2018 年度に、学長を総括責任者、運営会議を内部質保証の推進に責任を負う組織、大学評価室を自己点検・評価の実施を総括する組織とした自己点検・評価体制を構築し、2019 年度から全学的な自己点検・評価を実施している（資料 2-4、2-6、2-24、2-31）。この点検・評価項目に、社会連携・社会貢献に関する項目を定め、自己点検・評価結果は、本学外部評価委員会による外部評価に付している。大学評価室又は外部評価委員会からの指摘及び提言を受け、運営会議における検討を踏まえ学長が改善方針又は改善計画を策定し、これに基づき関係部署が改善に当たっている（資料 2-9、2-33）。このほか、田上町との連携活動の一つとして催行する連携協議会においては前年度連携事業の報告と事業評価を行っている（資料 9-71）。

2020 年度の外部評価において、社会連携・社会貢献に関する取組みは高い評価を得た。今後もお、点検・評価結果を各種取組みの改善・向上につなげていく（資料 2-31[p. 53]、2-32[p. 10]）。

（2）長所・特色

本学所在地域である新潟市秋葉区及び同区の新津商工会議所並びに隣接する田上町と包括連携協定を結び、授業を通して学生の地域活動への参加を促すほか、地域住民を対象に多様な講座を開催して地域社会の要望に応え、教育研究成果を社会に還元している（資料 9-3web）。特に、本学薬学部の特徴ある教育の一つである双方向型社会連携教育として実施する「健康・自立セミナー」は、地域と大学の緊密な連携の基盤がないことにはなしえない取組みであり、秋葉区と田上町において年間延べ約 80 回程度開催し、延べ約 1,000 名の地域住民が参加している。同セミナーは、学生の疾病に関する学習成果の発表と質疑応答を通して、住民は疾病に関する様々な情報を学び、住民に対する問診形式のアンケート調査を通して学生はコミュニケーションのほか、住民の健康に対する意識、薬剤師をはじめとする医療人に対する思いを学んでおり、地域住民の健康維持と学生の地域に求められる薬剤師としての資質の修得に寄与している（資料 9-27～9-30）。

高度薬剤師教育研究センターは、薬剤師を対象に多様な生涯学習プログラムを開催することで、新潟県及び近隣県における医療、薬学の発展及び薬剤師の資質、能力の向上に貢献している（資料 3-11web）。

教育連携推進センターの中高大連携の取組みは歴史があり、長年にわたり地域及び近隣県の中等教育課程の生徒に対し、学習意欲の向上や将来の進路選択を深く考える場を提供しており、次世代のための課題探求型実験講座等、社会の要請に呼応した新しいプログラムを開発し提供し続けている（資料 3-15web）。

2020 年度には、上記の各センター等の 2019 年度の地域連携・社会貢献の取組みを、地域連携推進室が白書としてまとめ、教職員が本学の地域連携活動への理解を深めるとともに、学外との連携をさらに推進していくため本学ホームページに掲載し、広く社会に向けて発信している（資料 9-3web）。

(3) 問題点

特になし。

(4) 全体のまとめ

本学の理念の下、「健康・自立社会の実現を目指し『ひと』と『地域』に貢献する」をビジョンに掲げ、社会連携・社会貢献に関する方針を定めている。本学は、この社会貢献・地域貢献の取組みを推進するために、地域連携推進室、産官学連携推進センター、教育連携推進センター、高度薬剤師教育研究センター等の組織を複数設置し、自治体や業界団体等の社会の要請に応じた取組みを方針に沿って行っている。新潟市秋葉区、田上町等の自治体や国立大学法人新潟大学等の他大学、新潟県薬剤師会と包括連携協定を結ぶほか、海外 7 か国 10 大学との間で連携協定を締結することで、地域及び国際的な連携を強化している。今後は、各種の取組みを社会に対して発信するとともに、社会におけるニーズを積極的に調査し、新規の連携の在り方を発掘できるよう更なる探求を行っていく。また、事業ごとの成果や効果の検証を含め、自己点検・評価結果をどのように改善に活かすのかについて一層の検討を行い、新たな事業や活動への展開並びに従前の地域連携・社会貢献活動がより効果的にかつ広範に実施できるよう努めていく。

第10章 大学運営・財務

第1節 大学運営

(1) 現状説明

点検・評価項目① 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

評価の視点2：学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針として、2019年度に「新潟薬科大学大学運営に関する方針」を策定し、この方針の下大学運営に当たっている（資料10-1-1）。本方針は、次の5項目で構成されている。

「1. 運営体制」では、「学長は、運営会議の補佐を受けて重要事項等を検討し、教育研究に関する重要事項を審議する教育研究評議会において積極的な運営を行い、あわせて教授会、研究科委員会及び委員会等との緊密な連携を図る」とするほか、質保証のための自己点検・評価の定期的な実施と改善活動、ガバナンスの強化や危機管理のための体制整備を掲げている。「2. 法人内の連携体制・事務組織」では、理事長、法人内の学長、校長及び事務局長による学長・校長会議を通じた連携と法人事務局と大学事務部の連携による運営の円滑化を、「3. 教職協働」では、特に入試、広報、エンrollment・マネジメント（EM）及びインスティテューショナル・リサーチ（IR）における教職協働の推進並びにSDの強化を謳っている。「4. 事業計画・報告」及び「5. 財務」では、学校法人との連携体制の下、事業に関する中期的な計画を定め、その下に単年度の事業計画を策定し、その業務執行状況について監事監査を経て、各年度において事業報告書として取りまとめ公表すること、また、予算の適正かつ効率的な執行を掲げている。この方針の周知については、方針決定後に全教職員にメール配信し、学内で共有するほか、本学ホームページに掲載し、学内外に公表している（資料6-3、2-11web）。また、2021年2月に新たに「新潟薬科大学ガバナンス・コード」を制定し、本学ホームページに掲載し公表している。同ガバナンス・コードは5章で構成され、建学の精神、理念に基づく中期的な計画の策定、法人組織と教学組織の権限と責任の明確化、学長の責務と教授会の役割の明確化、危機管理、法令遵守、情報公開など、本学及び学園におけるガバナンスに関わる基本方針を定めている（資料10-1-2、10-1-3web）。この2つの指針の制定により、教職員のガバナンスへの認識の共有が図られ、大学への帰属意識が高まることで、本学の各種機能が最大化することが期待できる。

点検・評価項目② 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点1：適切な大学運営のための組織の整備

- ・学長の選任方法と権限の明示
- ・役職者の選任方法と権限の明示
- ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
- ・教授会の役割の明確化
- ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
- ・学生、教職員からの意見への対応

評価の視点 2：適切な危機管理対策の実施

本学は、適切な大学運営のため、次のとおり組織体制を整備している。

【学長の選任方法と権限の明示】

学長の選任方法については、2015年の大学ガバナンス改革により、大幅な改正を行っている。それ以前は、本学が定める学長選考規程に則り、大学運営評議会（現 教育研究評議会）が、「学長候補適任者推薦委員会」及び「学長候補選挙管理委員会」を設置し、本学の教員による選挙を実施し、学長候補者1名を理事長に推薦し、理事長が任命していた。2015年に「学校法人新潟科学技術学園新潟薬科大学学長選任規程」及び関連諸規程が制定され、理事会が主体となって選考するよう、選考方法を改めている（資料10-1-4～10-1-8）。理事会は、学長を選任する際には「求めるべき新潟薬科大学学長像」を定め、「学校法人新潟科学技術学園新潟薬科大学学長候補者選考等委員会（以下「学長選考委員会」という。）」を設置し、学長選考委員会が理事及び教職員から推薦された学長候補適任者の中から最終学長候補者を選考する。選考に際しては、学長候補者による所信表明会及び学長選考委員会による面接を実施し、学長選考委員会が必要と判断する場合には教職員による意向投票を実施する。その上で、学長選考委員会は提出書類を含め総合的に勘案し、原則として合議により最終学長候補者を決定し、理事会に報告する。報告を受けた理事会は、速やかに審議し、評議員会の意見を聴いた上で決定し、理事長が任命することとしている。以上の体制及び手続きの規定に則り、2015年、2018年、2020年と3度の学長の選任を実施した（資料10-1-9、10-1-10）。

学長の権限は、学則第12条第2項で「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。」とし、学長が大学の包括的な最終責任者としての職務と権限を有することを明示している（資料1-4[第12条第2項]）。

【役職者の選任方法と権限の明示】

副学長は、「新潟薬科大学副学長に関する規程」に基づき、学長が選任している（資料10-1-11）。その職務は、学則第12条第3項で「副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。」としており、学長はその担当業務を「新潟薬科大学副学長の担当業務に関する要項」により定め、これに基づき、副学長は定められた区分の業務を所掌し、学長を補佐している（資料1-4[第12条第3項]、10-1-12）。

学部長の選任方法については、2013年に規定を改正するまでは、各学部教授会において当該教授会を構成する教授から選挙により決定し、学長に報告していたが、2015年に実施

の学部長の選任からは「新潟薬科大学学部長選考規程」及び「新潟薬科大学学部長選考規程施行細則」に基づいて行われている。学長は、学部長選考を行う教授会に2人以上の候補者の推薦を求め、推薦された当該学部の専任教授から1名を選考の上、意見を付して理事長に提出し、理事長が任命している（資料10-1-13、10-1-14）。学部長の権限については、学則第12条第4項に「学部長は、その学部に関する校務をつかさどる。」と明示し、学部の運営責任者として明確に位置付けている（資料1-4[第12条第4項]）。

【学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備】

学長の意思決定に当たっては、「新潟薬科大学運営会議規則」に基づき、議長である学長、副学長、学部長及び事務部長で構成される「運営会議」が、学長の職務遂行を補佐し、大学運営に関する重要事項についての協議、中期目標・計画及び事業計画の策定、リスク管理及びその対応に関すること等を業務としてきた（資料10-1-15）。しかし、大学運営に関する重要施策の方向付けに極めて重要な役割を果たしている運営会議について、学則及び関係規則上における位置づけが必ずしも明確ではなかったことから、運営会議規則を2021年2月に改正し、運営会議の業務をより現状に則した形で明確化するとともに、学長の意思決定の更なる円滑化に繋げるよう整備した（資料10-1-16）。また、「新潟薬科大学教育研究評議会規則」の規定のとおり、本学の運営に関する学長判断に資するための審議機関として「教育研究評議会」を置いている。議長は学長が務め、学則その他重要な規則の制定及び改廃、大学予算の方針、学部、学科、大学院研究科等の設置及び廃止、重要な施設等の設置及び廃止、大学教育職員人事の基本方針、学生の厚生及びその身分に関する重要事項、その他学長が意見を聴くことが必要と判断する事項について審議している。これら2つの審議機関により、学長の意思決定を支える体制を整備している（資料1-33）。

また、大学の意思決定には原則として学長決裁を必要とするが、「新潟薬科大学学長決裁規程」により、副学長や事務部長が専決できる事項を定め、速やかな職務執行がなされるよう整備している（資料10-1-17）。このほか、「新潟薬科大学文書の名義に関する規程」により、学長が権限者となる重要な文書の種類を明確に定めている（資料10-1-18）。

【教授会等の役割の明確化及び学長による意思決定と教授会等の役割との関係の明確化】

本学各学部におく教授会については学則第14条に、本学大学院各研究科におく研究科委員会については大学院学則第11条に、学校教育法第93条に規定する教授会としておくことを明示しており、法律に基づく審議機関であることを明確にしている（資料1-4[第14条]、1-5[第11条]）。また、「新潟薬科大学教授会通則」第4条第1項においても、学長が決定する事項（学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの）について教授会が審議し、学長に意見を述べる役割を持つことを定めている（資料10-1-19）。同項第3号に規定する学長が教授会の意見を聴くことが必要なものとして定めるものについては、教育課程の編成、入学者選抜、学生の在籍、単位認定、厚生・補導、懲戒、当該学部・研究科の改組に関すること等の15事項を別に定め、学長による意思決定と教授会等の役割との関係を明確にしている（資料10-1-20）。

【教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化】

本学は学校法人新潟科学技術学園の中の一大学として設置されている(10-1-21)。新潟科学技術学園寄附行為(以下「寄附行為」という。)第16条第2項において、「理事会は学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」とし、また同施行細則第1条の2において理事会が決する事項を具体的に規定しており、理事会は学園の経営に対して最終的な責任を負うことを明示している(資料1-1[第16条第2項]、10-1-22[第1条の2]、10-1-23)。また「学校法人新潟科学技術学園業務委任規程」に、理事会が理事長及び学長に委任する業務の種類及び範囲を定めており、教育研究、教員の人事、奨学金、学費等の減免及び寄附金の受入れの各業務を学長に委任することを明示し、理事長及び学長の職務上の権限を明確にしている(資料10-1-24)。

【学生、教職員からの意見への対応】

学生からの意見については、学生からの意見を本学の取組みに反映させるため、「ひとことBOX」を設けている。これに投稿された意見は学生支援総合センターを介して関係部署に伝達され、取組みに活かすとともに、回答をPortal NUPALSの学生掲示板に一定期間掲示している(資料7-111)。また、2019年度に実施した学生生活実態調査において寄せられた学生からの意見については、運営会議で審議し、改善が必要と認められる事項に関しては、担当部署において改善に当たっている(資料7-112)。教職員からの意見については、全教職員を対象に将来計画を中心テーマとした学長による学内説明会や、改組や規則の改正等の重要な決定に関する説明会や意見交換会の場で、教職員から広く意見を聴取している(資料10-1-25、10-1-26)。

【危機管理対策】

本学における危機管理については、学園全体の「危機管理マニュアル」が2006年6月に策定されているが、学内組織の変更や職員の異動などの情報が更新されておらず、適切とは言えない状況にあった(資料10-1-27)。この危機管理マニュアルをベースにしつつ、それぞれの危機に対し、本学独自で個別の対応フローチャートを策定し、教職員の安全確保と教育研究体制の維持に務めてきた(資料10-1-28、10-1-29)。2020年に感染が拡大した新型コロナウイルスへの対応については、運営会議が対策本部として、学生及び教職員の安全確保と教育研究体制の維持に努め役割を果たした(資料2-46)。このような想定外の危機に直面したことを受け、これまで運営会議における協議の下に執られてきた具体的な対応策を踏まえ、事業継続の観点から危機管理体制を強化、明確化すべく、2020年12月に「新潟薬科大学危機管理規則」を制定した(資料10-1-30)。同規則では、学長を危機管理の統括責任者とし、運営会議を平常時における「危機管理委員会」とし、緊急時にはこの危機管理委員会の構成員を基本とする「危機対策本部」を設置することを明示している。同規則の制定を受けて、これまで危機対策本部としての機能を果たしてきた運営会議に代わり、「新型コロナウイルス感染症対策本部」が立ち上がった。また、同規則の下、対象とするリスクの具体的な事項、危機管理組織体制の詳細、対応の基本フローなどを定めた「新潟薬科大学危機管理マニュアル(基本マニュアル)」を2021年2月に策定した(資料10-1-31)。個々の危機発生時の具体的な対応策を定める個別のマニュアルは、関係する部署の協力を得て、随時更新していくこととし、常に各危機への最善の対応がとれる体制が整備されつつある(資料10-

1-32、10-1-33)。

点検・評価項目③ 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点1：予算執行プロセスの明確性及び透明性

- ・内部統制等
- ・予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

本学では、予算編成及び予算執行について、「学校法人新潟科学技術学園経理規程」第26条から39条及び「学校法人新潟科学技術学園予算管理細則」に定め、法令及び寄附行為に則り適切に行っている（資料10-1-34、10-1-35、1-1）。

予算編成に際しては、理事会が決定し発出される「予算の基本方針」を踏まえ、本学の予算責任者である学長が、予算要求書を経理責任者である法人事務局長に提出し、両者の協議を経て、予算原案を理事長に提出する。理事長は、予算原案に基づき予算案を作成し、評議員会に諮問の後、理事会決定を以って予算編成が完了する（資料10-1-36、10-1-37）。

大学における予算要求額決定までの手続きについては、「新潟薬科大学当初予算要求の手続き等に関する要項」に基づき実施している（資料10-1-38）。学長は、法人本部事務局から翌年度当初予算編成に関する指示を受け、運営会議が翌年度の「当初予算要求の方針」の案をとりまとめ、必要に応じ、運営会議の下に設置する「予算ワーキング・グループ」（構成員：副学長1名（座長）、両学部長、両学部の教授各1名、事務部長、関係課長）に原案の検討を委ね、教育研究評議会の審議を経て、翌年度当初予算要求の方針を決定している（資料10-1-39）。同方針に基づき、各予算単位責任者に対し、予算申請書の提出を求め、申請内容を基に配分基準による研究費等を除く全予算単位を対象としたヒアリングを行い、申請額の適切性を判断するための観点を定め、検証している（資料10-1-40、10-1-41）。その後、事務部学事課において予算申請書を集計し、運営会議において、理事会決定された「予算の基本方針」に従い、経常収支の均衡を念頭に置いた要求額の調整を図り、各学部将来計画委員会、教育研究評議会の審議を経て「翌年度予算要求書（案）」を決定している（資料10-1-42）。理事会における予算審議に先立ち、予算要求書（案）を基に、大学事務部（部長及び関係課長）に対し、法人予算ヒアリングが行われ、教育研究活動の実施計画が財政上担保されているか否かの確認を行う。これらの手続きを経た後、寄附行為に基づき、「学校法人新潟科学技術学園翌年度予算書（案）」について、評議員会の意見を聴いた上で、理事会で審議され、翌年度予算が決定となる（資料10-1-38）。

予算執行については、学校法人が定める経理関連諸規程のほか、大学独自のルールとなる「研究関連予算支出確認表」により、研究費の区分ごとに支出できる費目、できない費目を明確に定めている（資料10-1-43）。予算の執行及び管理は、学内LANを利用した学校会計システム「Dr. Budget」により予算執行状況を予算単位責任者と閲覧権限を付与された大学事務部と法人本部事務局財務部経理課の職員がリアルタイムで共有し、モニタリングするとともに、毎月、学長及び事務部長が予算執行状況一覧表を確認することにより、事業計画に遅滞や無駄のないよう定期的な点検を行っている（資料10-1-44、10-1-45）。なお、計画的な予算執行を促すため、大学事務部から予算単位責任者を対象に、第4四半期が経過したタイミング等において、予算の計画執行に関するメール配信を行い、注意喚起を行っている

(資料 10-1-46)。科学研究費補助金やその他公的研究費については、「学校法人新潟科学技術学園科学研究費助成事業経理事務取扱規程」、「学校法人新潟科学技術学園公的研究費経理事務取扱規程」及び関連諸規程を整備し、各年度において内部監査(通常監査、特別監査、リスクアプローチ監査)を実施し、公的研究費の予算執行の適正化に努めている(資料 10-1-47~10-1-49)。さらに、監査法人の公認会計士による監査も年度を通じて計画的に実施するほか、税理士事務所による税務監査も各年度に実施し、予算執行の適正性を確認している(資料 10-1-50)。

予算執行による効果の検証については、予算ワーキング・グループが、予算の執行状況の全体把握や、効果の検証を必要とする事業に絞って行い、研究費配分基準額や薬用植物園の在り方の見直しなど、運営会議に改善提案を行い、翌年度の予算要求に反映させている(資料 10-1-51)。加えて、2021 年度当初予算申請からは、研究費、学生実習費及び大学院経費等の配分基準額に拠らない全ての予算単位について、各予算単位責任者による自己点検を基にした検証を運営会議が実施し、予算執行に伴う効果を検証する仕組みを整備している(資料 10-1-38、資料 10-1-52、10-1-53)。

点検・評価項目④ 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

<p>評価の視点 1 : 大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置</p> <ul style="list-style-type: none">・ 職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況・ 業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備・ 教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係(教職協働)・ 人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

本学の事務組織は、「学校法人新潟科学技術学園事務組織規程」に基づき編成されている。学園には法人事務局に理事長室、監事室及び財務部(企画総務課、経理課)を設置するとともに、大学事務部に IR 事務室、学事課、基盤整備課、教務課、学生支援課、入試課、キャリア支援課、東キャンパス事務室及び図書館事務室を設置し、大学運営及び教育研究支援に必要な事務組織を適切に編成している(資料 10-1-54、10-1-55)。

事務職員の人事に関しては、学園サービス規程及び「学校法人新潟科学技術学園事務職員の人事等に関する基本方針」に基本事項を定めており、採用、昇任、配置等の人事は理事長の人事戦略に基づいて実施されている(資料 6-1[第 5~7 条]、10-1-56)。専任事務職員の採用にあたっては、まず、事務局長(理事)が学長と協議の上、職員数や必要とする人材像を設定する。次に事務局長が議長を務める学園の部長会議における協議を経て、財務部企画総務課において採用試験の方法や実施時期等の詳細な要項案を策定し、理事長が決定している(資料 10-1-57)。また、採用する職員数は原則として退職者の補充分とし、業務量の増加への対応については、業務のアウトソーシング、派遣職員等の採用により対処している。事務職員の昇任は、事務局長及び部長については、理事長が適任者を任命する。課長及び課長補佐については、各年度に定める「課長級職候補者選考要領」及び「課長補佐級職候補者選

考要領」に基づき、候補者を選考の上作成した候補者リストの中から選考し、理事長が任命している。その他の職員の昇任については、「学校法人新潟科学技術学園事務職員の職務別の級並びに昇任の基準」に基づき、事務局長が選考し、理事長が決定している（資料 10-1-58～10-1-60）。また、人事異動に係る基本方針を定め、係長以下は2年から3年を目安に担当部署を異動させ、多様な業務に触れることで能力の開発に努めている（資料 10-1-61）。業務内容の多様化、専門化への対応として、特に必要な部署には専門人材を配置している。キャリア支援室の専任職員3名のうち2名は、キャリアコンサルティング技能士や産業カウンセラーの有資格者である（資料 10-1-62）。カウンセラー配置後の就職率は高い水準を維持し、また卒業時アンケート等における学生の満足度も高い（資料 10-1-63）。また、図書館本館には、司書の資格を有する専任職員2名を配置しており、長年に亘り従事してきたことで、本学の教育研究の専門性への理解を深め、利用者のニーズに答えている。

事務職員の勤務実績、能力等を把握し、事務職員の人材育成、人事管理、給与等に活用することにより、事務職員の資質向上及び業務効率の向上を図ることを目的として、人事評価を実施している。本学事務職員の人事評価は、学園全体の事務組織を対象として制定された「学校法人新潟科学技術学園事務職員人事評価規程」に基づいて実施している（資料 10-1-64）。10月から翌年9月末までの1年間を評価対象期間とし、期首に自らが立てた目標に対する達成度を評価する「業績評価」と、職位ごとに求められる行動基準に照らして評価する「一般評価」の2つの観点で実施している（資料 10-1-65）。直属の上司と、その上席者による2段階で評価がなされ、評価結果は事務局長から理事長に報告され、理事長が最終決定している。1次評価の際には、1次評価者による面談を行っており、対話による業務状況の把握と個々の事務職員の課題についての助言や指導のほか、次期の目標設定について協議し決定している。評価は期末である11月のほか中間の5月にも実施されるが、中間評価は業績評価のみとし、期末には一般評価と業績評価をあわせて総合評価を行っている。目標設定の際には、学園中期計画の本学年次計画に掲げる事項に関わる課題や当該年度の事務組織目標を意識して設定し、個人の目標、計画の達成が組織の目標の達成に寄与する仕組みとしている（資料 10-1-66）。評価結果は、「学校法人新潟科学技術学園事務職員人事評価に係る定期昇給区分及び期末手当支給区分取扱基準」に基づき、中間評価を夏期手当（賞与）の支給額に、期末評価を年末手当（賞与）の支給額と定期昇給区分の決定に反映させており、事務職員の意欲の向上を図っている（資料 10-1-67）。

教学運営その他の大学運営において、教員と事務職員の協働体制を構築している。本学の運営のため、全学横断的な組織として置く各室、センター、委員会並びに各学部、各研究科におく委員会に、事務職員は構成員として参画し、事務局として関連する事務処理に携わるだけでなく、教員との緊密な連携の下に企画立案や施策提案等に能動的に深く関わり、運営基盤の確立や諸活動の充実に当たっている（資料 10-1-68）。

点検・評価項目⑤ 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点1：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

大学運営の高度化への対応のため、大学設置基準の改正により、2017年4月からSDが義務化されたことを受け、事務職員については「新潟薬科大学事務部SD基本方針」を策定し、各年度において実施計画を立てて組織的に取り組んできた（資料10-1-69、資料10-1-70）。また2019年度からは、「新潟薬科大学スタッフ・ディベロップメントに関する規程」を新たに制定し、本学全教職員対象のSDの取組みとして、建学の精神・理念の実現、大学改革、教職員の資質の向上、職務に必要な知識・技能の習得、教職協働、職場環境の整備等の目的に区分するとともに、SD推進における責任体制を明示するなど、本学におけるSDの在り方を明確にした（資料10-1-71）。各年度のSD実施計画については2020年度からは運営会議にて決定している（資料10-1-72）。加えて、学園において「学校法人新潟科学技術学園スタッフ・ディベロップメントに関する規程」を同時期に定め、同規程の下、学園全体としての研修も本学教職員を対象に実施している（資料10-1-73）。

本学におけるSD研修は、主催単位別では下表のように区分できる。また、各年度の開催状況は「新潟薬科大学SD研修一覧（2015-2020年度）」及び「新潟科学技術学園SD研修一覧（2015-2020年度）」のとおりである（資料10-1-74、10-1-75）。

法人本部主催	大学主催 (学内委員会等主催含む)	他機関との共催・合同等	他機関研修会への派遣
(教職員対象) ・財務研修 ・ハラスメント研修 他	(教職員対象) ・学生対応研修 ・内部質保証研修 ・本学ビジョン、方針説明 ・EMIR勉強会、説明会 ・多様な学生の理解研修 他	(教職員対象) ・4大学メディアキャンパス合同研修 他	(教職員対象) ・日本私立大学協会 ・日本私立薬科大学協会 ・大学基準協会 ・私立大学情報教育協会 他
(事務職員対象) ・初任者研修 ・職位別研修 他	(事務職員対象) ・接遇・マナー研修 ・教学マネジメント研修 ・救護の基本研修 他	(事務職員対象) ・高等教育コンソーシアムにいがた連携SD研修会 ・新潟SKYプロジェクトSD合同研修会 ・マサチューセッツ薬科健康科学大学派遣事業 他	(事務職員対象) ・日本能率協会 ・私大職員研修センター ・新潟大学 ・その他個々の業務遂行に必要な研修

2016年度以前は、事務職員については、学園が実施する内部企画による職位別研修や、一般社団法人日本能率協会等の外部機関が実施するプログラムに職員を派遣することを中心としていた。このほか全教職員を対象に、毎年度財務研修を実施していた（資料10-1-76）。2017年度以降は、事務職員の職位別研修や初任者研修及び財務研修は従来どおり学園法人事務局主導で実施しているが、本学が教職員を対象として実施する研修会については、教職協働で対応する内容をテーマとして設定し、学生対応、性差別のないキャンパスづくり、内部質保証等について、外部講師を招聘して勉強会を開催している（資料10-1-77、10-1-78）。このほか、近年では、本学の教育、研究、社会貢献の方向性について、共通理解を深めるようなSD説明会を学長主催により開催している（資料10-1-79）。2018年に本学のビジョン、タグライン、ステートメントを定めたことを受け、それらの浸透を図るべく「ビジョン・タグライン・ステートメントに関するFD・SD研修会」を開催、また、本学の中期目標・計画

に EM, IR の推進を掲げたことから、EMIR の先進的な取り組みを行う他大学の教員、職員の講演会を開催した（資料 10-1-80、10-1-81）。

事務職員については、2019 年度に実施した学生生活実態調査における学生からの指摘を受けて、事務職員の接遇について改善の必要を認め、当該年度内に顧客サービス及び接遇の基本に関する研修を実施した（資料 10-1-82）。また、本学の国際化ビジョンの下、留学生の受入れを推進するため、事務職員の国際感覚の涵養と語学力向上を目指し、国際交流を担当する部署である事務部学事課の職員 1 名を大学間協定校であるマサチューセッツ薬科健康科学大学における短期語学留学に派遣した。帰国後は、近隣国への留学生説明会等に参加し、留学生受入れに効果をあげている（資料 9-59、10-1-83）。本学及び学園主催の SD 研修のほか、本学が連携する「高等教育コンソーシアムにいがた」や「4 大学メディアキャンパス」（長岡造形大学、新潟青陵大学、新潟青陵大学短期大学部、新潟薬科大学）、「新潟 SKY プロジェクト」（新潟国際情報大学、新潟青陵大学、新潟青陵大学短期大学部、新潟薬科大学、新潟工業短期大学）との合同研修会を、連携校間で共通する大学運営等に関するテーマを設定して実施している（資料 10-1-84～10-1-86、10-1-87web、10-1-88web、9-13web）。

なお、2019 年度の冬期に予定されていた外部講師を招聘しての各種 SD 研修は、新型コロナウイルス感染症対策のため、開催を延期し、2020 年度にオンラインで実施した（資料 9-32、7-72）。

点検・評価項目⑥ 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
評価の視点 2：監査プロセスの適切性
評価の視点 3：点検・評価結果に基づく改善・向上

監査は、法令に基づき、監事による監事監査及び監査法人による監査を適切に実施している。監事監査は、寄附行為及び「学校法人新潟科学技術学園監事監査規程」に基づき、学園の業務の状況、財産の状況、理事の業務執行の状況の監査を行っている。あわせて、学園及び本学を含む設置校が行う教育研究に関わる業務の監査も行っている。各年度に監査の基本方針に基づき、監査項目、対象、方法の概要等を明示した監事監査計画を策定し、役員を対象とした面談や監査法人との意見交換等により、実効性の高い監査を目指して監査が実施されている。両監査とも学園のホームページを通じて、監査報告書を公表している（資料 10-1-89～10-1-91、10-1-92web）。毎年 5 月（2020 年度はコロナ禍の影響により 6 月となった）の理事会（決算審議）において、監査報告書に業務監査項目に関する監査概要が付され、法人や学校の運営の改善・向上に向けた指摘が行われ、課題や懸念事項については、翌年度の監査の際に継続して状況を確認している（資料 10-1-93）。これらの監査のほか、各省庁等の定める「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「新潟薬科大学における公的研究費の管理・運営に関する基本方針」及び関連諸規程により、公的機関から補助又は委託を受けている研究費について内部監査を実施し、公的研究費の不正使用の防止、適正な管理、運営に努めている（資料 10-1-94、2-64web、10-1-49）。

2018 年度に、学長を総括責任者、運営会議を内部質保証の推進に責任を負う組織、大学

評価室を自己点検・評価の実施を総括する組織とした自己点検・評価体制を構築し、2019年度から全学的な自己点検・評価を実施している（資料 2-4、2-6、2-24、2-31）。この点検・評価項目に、大学運営の適切性に関する項目を定め、危機管理体制や予算編成のほか、事務組織、SD に等について点検・評価している。自己点検・評価結果は、本学外部評価委員会による外部評価に付している。大学評価室又は外部評価委員会からの指摘及び提言を受け、運営会議における検討を踏まえ学長が改善方針又は改善計画を策定し、これに基づき関係部署が改善に当たっている（資料 2-9、2-33）。改善取組みの一例として、2019年度の自己点検・評価において、大学評価室から大学運営に関する方針の未整備を指摘され、この課題を解決すべく運営会議において協議し、2020年1月の教育研究評議会の議を経て、本学の大学運営に関する方針を定めた（資料 2-24[p. 52]、2-9[10-1-1]、10-1-1）。さらには、2021年2月にガバナンス・コードを制定し、学内外に公表している（資料 2-9[10-1-1]、10-1-2）。また、予算編成のプロセスが明確でないとの大学評価室からの指摘事項に基づき、運営会議において対応を検討し、2021年度予算要求からは明文化されたプロセスの下、さらに透明性を高めた予算編成がなされている（資料 2-31[p. 57]、2-33[10-1-3]、10-1-38）。

また、2017年度の監事監査報告においてリスクマネジメント体制について意見が付されたことを受け、2018年度に荒天時等における学生の通学上の安全確保に関する取決め（不測の事態における登校禁止措置等の判断基準）を策定し、加えて年度内にブラッシュアップを行った（資料 10-1-95、10-1-28）。さらに、2019年度末の新型コロナウイルス感染症の蔓延時における学内閉鎖判断に対しても同様のフローを追加策定したが、依然大学版の危機管理マニュアルは制定されていなかった（資料 10-1-29）。2020年度自己点検・評価においても、リスクマネジメント体制について改善を要する事項と認めており、運営会議において検討し、2020年12月に危機管理規則を、2021年2月には危機管理マニュアルを制定し、リスクマネジメント体制についての継続的な改善・向上に取り組んでいる（資料 2-31[p. 57]、2-33[10-1-2-②]、10-1-30、10-1-31）。

以上のとおり、自己点検・評価、外部評価、監査の結果を、大学運営の改善・向上に向けた取組みに繋げている。

（2）長所・特色

本学は、大学運営に関する方針の制定に加え、2021年2月にはガバナンス・コードを制定した。これまで複数の規程に跨って規定されていたガバナンスの指針を一体にして明示したことで、教職員が本学に責ある者としての帰属意識を高め、本学が示すべき公共性と信頼性を念頭におき、教育研究活動に取り組むことが期待できる（資料 10-1-1、10-1-2）。

2020年度の自己点検・評価において、予算編成は適切に運用されてきたが、予算編成のプロセスが明文化されていなかったことについての大学評価室の指摘に基づき、予算編成のプロセスを明文化し透明性を高めた。加えて、全ての予算単位について、予算単位責任者による申請年度及び前年度の予算執行結果に関する自己点検・評価並びに運営会議によるヒアリングの結果を基に、予算要求の原案を作成する運営会議が各予算単位の申請額の妥当性を検証する仕組みを構築した（資料 2-31[p. 57]、2-33[10-1-3-③]、10-1-39、10-1-54、10-1-55）。このことにより、限られた財源の中でより効果的な事業計画の策定及び予算の執行が期待できる。

本学及び学園のSDに関する規程の下、全教職員を対象に毎年度の学園の財務状況に関する財務研修やハラスメント研修のほか、本学のビジョン、タグライン、ステートメントが制定された際には、それらの浸透を図るためのSD研修会を実施している。また、事務職員を対象として救護、接遇、マナーに関する研修など多様なプログラムを実施している。このように組織的なSD活動を展開することで、教員及び事務職員の大学運営に必要な資質の向上を図っている（資料10-1-71、10-1-73～10-1-75）。

（3）問題点

特になし。

（4）全体のまとめ

本学は、理念・目的の十全の具現化並びに学園及び本学が掲げる中期的な目標・計画等の達成に向けて、大学運営に関する方針及びガバナンス・コードを制定している。この指針の下、学長による意思決定と教授会の役割との関係、大学と法人組織の権限等に関して関係法令に則り学内規程を整備し、学長を中心とするガバナンス体制を構築し、教育、研究、社会貢献の機能の最大化に努めている。

大学事務部に大学運営及び教育研究活動を推進するために必要な課及び室を設置し、法人事務局と連携して業務に当たっている。大学運営にかかる業務の多様化や高度化に対応するため、キャリアカウンセラーや図書館司書の資格を有する専任職員を配置している。事務職員の採用及び昇格は、人事に関する規程や方針を定め適切に運用しており、人事評価結果を処遇に反映させることによって事務職員の意欲の向上に努めている。

本学に設置する全てのセンター、室、委員会等の構成員は、教員と事務職員で組織し、協働して運営基盤の確立や諸活動の充実に当たっている。また、SDに関する本学及び学園の方針を明文化し、全教職員を対象に運営に関すること、学生支援や実務に関することなど多種多様なプログラムを毎年度実施し、組織的なSD活動を展開することで、教員及び職員の大学運営に必要な資質の向上を図っている。今後もさらに充実したSD活動を推進していく。

大学運営の適切性の点検・評価は、学園に監査体制を整備し、関係法令に基づき監事による監査及び監査法人による監査を毎年度適切に実施しており、その結果を学園のホームページで公表している。今後は、内部統制の更なる強化を進めていく。また、本学の自己点検・評価並びに外部有識者による検証及び評価を毎年度実施し、大学運営に関して改善が必要と認められた事項については、学長が示す改善方針に基づき各関係部署が改善に向けて取り組んでおり、予算編成プロセスの明文化や危機管理体制の整備などの結果に結びついている。

以上のことから、本学の大学運営は、大学基準に照らして良好な状態にあり、今後も本学の内部質保証システムを適切に稼働させ、運営体制の維持、向上に取り組んでいく。

第10章 大学運営・財務

第2節 財務

(1) 現状説明

点検・評価項目① 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点1：大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財務計画の策定

評価の視点2：当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

本法人の財務計画については、学園中期計画の重点施策Ⅳとして掲げる財務基盤の強化に向けて、2020年度から2029年度までの10年間の財務計画「学校法人新潟科学技術学園長期財務計画」が2021年1月開催の理事会において決定した。この財務計画の策定方針を、経常収支の均衡、各種財務比率の健全化、無借金経営の継続（大規模改革を要する際は除く）とし、財務関係比率については、人件費比率55%以内、教育研究費比率40%以上を目標値として掲げ、2027年度の経常収支均衡を目途として設定している（資料1-45、10-2-1、10-2-2）。

財務計画のうち本学に関する事項については、大学の持続的な発展を目指し、本学における財務基盤の強化を図るため、収容定員及び教員数の適正化、系列校との連携並びに学部等の新設について、運営会議の下に設置されている大学ビジョン推進室において検討を重ね、取りまとめたものである。学部等の新設については、2020年11月開催の理事会において詳細な調査や準備を進めるとの決定がなされ、同月に本学に新学部設置準備室を設置し、2023年度の開設に向けて準備を進めている（資料5-27、10-2-3、10-2-4、資料3-20web）。

学園における財務関係比率に関しては、財務部経理課において算出し、過去5年分を比較する形で事業報告書にも掲載しており、経営指標の一としている。また、大学における財務関係比率に関しては、毎年度財務状況を説明するSD研修において、大学全体の比率及び学部別の過去5年分の比率を示し、本学の財務面での状況について理解を深めている（資料10-2-5、10-1-76）。

点検・評価項目② 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）

評価の視点2：教育研究活動の遂行と財源確保の両立を図るための仕組み

評価の視点3：外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資金運用等

【財務基盤の確立】

本学における過去5年間の経常収支を見ると、いずれの年度も経常収入が経常支出を上

回っている。また、学園全体の翌年度繰越収支差額は、2019年度決算において1,235百万円の収入超過となっている。

退職給与引当金については、期末要支給額を基にして、私立大学退職金財団に対する掛金の累計額と交付額の累計額との繰入れ調整額を加減した金額の100%を計上し、その全額を特定資産として確保している。また、法人全体の減価償却累計額9,056百万円に対し、10,358百万円超の金融資産を保有しており、事業計画を実行していくため必要とされる財務基盤を確立している。

<事業活動収支計算書関係比率について> (大学基礎データ表10)

学生生徒等納付金比率は、全国平均79.5% (日本私立学校振興・共済事業団分類による薬学他複数学部)の2018年度平均比率を示す。以下同様。)より高い比率となっている。ただし、収入財源は学生生徒等納付金に依存する割合が高いといえるため、今後一層の補助金、受託研究費及び競争的資金の獲得に努め、安定的な収入財源の確保を目指す。

補助金比率は、全国平均9.4%より近年は低い。これは、財務状態が良好な学校法人に対する文部科学省の補助金減額強化方針に伴う私立大学等経常費補助金の減額を主因とするものである。

借入金等利息比率は、0.0%で推移している。外部からの借入を一切行わない、揺るぎない財務運営を堅持している。

人件費比率は、全国平均45.7%より低い比率となっている。しかし、近年では増加傾向にある。

教育研究経費比率は、全国平均37.1%より高い比率である。教育研究条件等の改善・向上については、収支バランスを考慮しながら、必要な予算の確保に努めている。

管理経費比率は、全国平均6.8%と同程度の比率となっている。しかし、本学としては、近年では増加傾向にあるため、管理運営及び事務業務に係る経費の見直しや、予算の効率的な使用に努めることで、経費節減に努めている。

<貸借対照表関係比率について> (大学基礎データ表11)

学校法人会計基準では、貸借対照表を学校法人全体で作成するため、ここでは本学単体ではなく、本法人全体の比率で検証する。

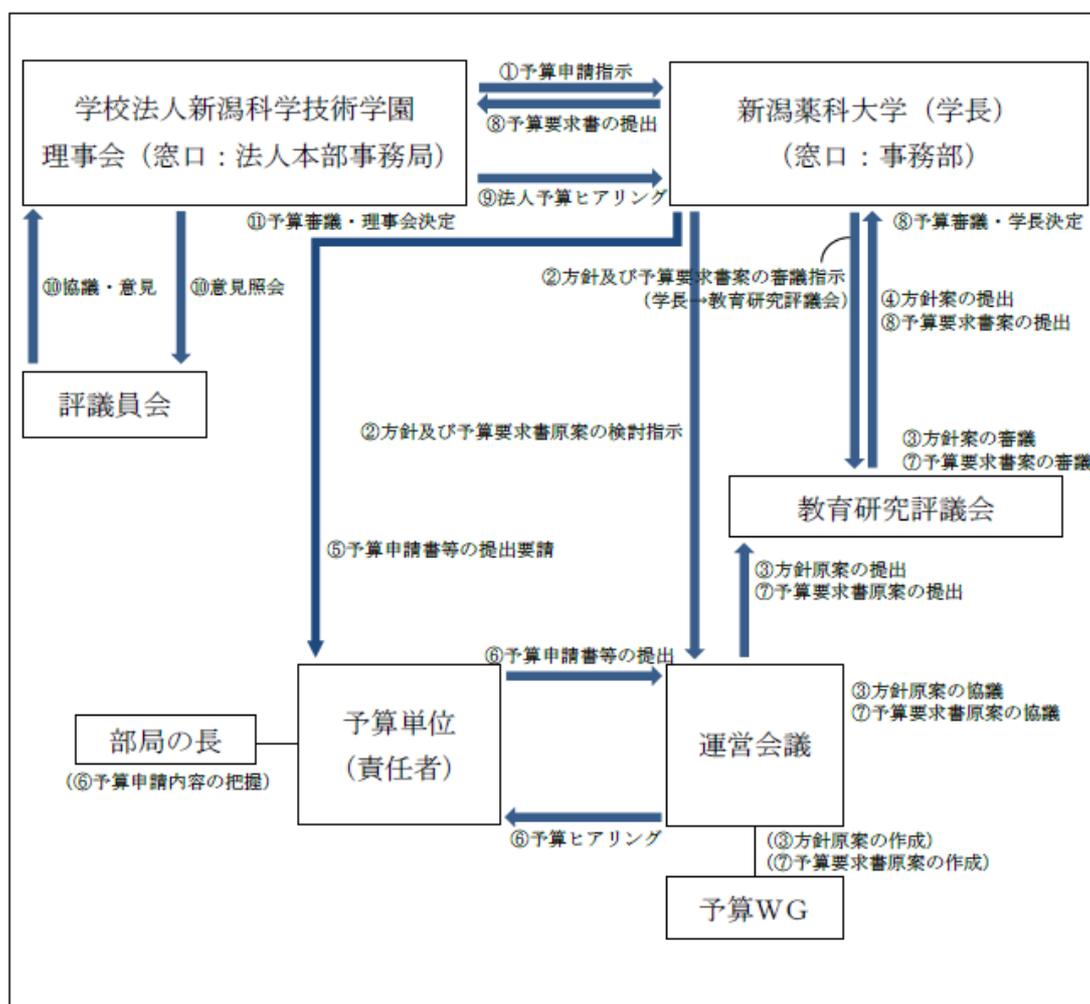
資産構成を見る比率は、固定資産構成比率、流動資産構成比率及び減価償却比率がある。流動資産構成比率は全国平均13.2% (日本私立学校振興・共済事業団分類による大学法人(医師系法人を除く)の2018年度平均比率を示す。以下同様。)を大幅に上回っており、資産の流動性は高いものの、近年資金運用額を増加しており流動資産構成比率は減少傾向となっている。減価償却比率は全国平均51.5%と同程度であり、減価償却資産の更新状況は問題ない。

自己資金の充実度を見る比率では、純資産構成比率、繰越収支差額構成比率及び基本金比率がある。本法人では、いずれの比率においても全国平均(順に87.8%、△14.3%、97.3%)を上回った高い比率であり、自己資金は充実している。

負債に備える資産の蓄積度を見る比率には、流動比率等がある。本法人の同比率は高い値で推移しており、財源は安定している。

【教育研究活動の遂行と財源確保の両立を図るための仕組み】

本学における翌年度当初予算要求の手続きを確立し、教育研究活動の遂行と財源確保の両立に努めている。確立された予算要求のプロセスは、下図「当初予算要求の手続き（プロセス）」のとおりである（資料10-1-38）。



図「当初予算要求の手続き（プロセス）」

このプロセスの中において、運営会議は、各予算単位責任者から翌年度分の予算申請を受けるに当たり、各予算単位責任者に、前年度及び当年度の予算執行結果に関する点検・評価を実施し、その結果を記した「予算執行に関する検証結果報告書」の提出を求めることとしている。あわせて研究費、学生実習費等の配分基準に拠らない全ての予算単位責任者或いは事務担当課長等からのヒアリングを実施し、限られた財源の中で真に不可欠とされる教育研究活動に所要の予算措置をするための総合的な検討を行う。2021年度当初予算要求の際は、この方策を執り、費用対効果の検証のほか、財源確保につなげるために事業（予算申請内容）を取捨選択する上で非常に有効であった。

財源確保について、教育研究活動を安定して遂行するために、学納金収入に依存しない施

策の検討が必要であると認識しているものの、まずは定員未充足状態の改善による学納金の確保と、社会的なニーズの低下や需給バランスが崩れてきている学部、学科の定員を削減し、一方で社会的なニーズが高まっている分野に関する学部（看護学部看護学科、医療技術学部臨床検査学科）の新設により学納金収入に拠る財務基盤を確立することに傾注していくこととしている（資料 3-20web、5-27）。あわせて、外部資金の獲得と不要不急の事業に係る予算申請事項の見送り等によって、引き続き教育研究活動の遂行と財源確保の両立につなげていく。

【外部資金の獲得状況、資金運用の状況】

外部資金の獲得状況及び資金運用の状況については、以下のとおりである。

① 科学研究費補助金

本学における過去5年間の科学研究費補助金の採択件数、交付額は次のとおりである。

年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
件数	31件	31件	24件	19件	22件
金額	52,507千円	43,089千円	27,885千円	20,831千円	29,276千円

② 受託研究費、共同研究費

本学における過去5年間の受託研究費、共同研究費の受入件数、受入額は次のとおりである。

年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
件数	32件	30件	33件	32件	31件
金額	51,406千円	156,692千円	171,392千円	168,091千円	91,961千円

本学では、民間企業や省庁、行政、財団等と年間30件を超える受託研究、共同研究を実施しており、2019年度は約9,200万円を研究費として受入れている。

③ 奨学寄附金、研究助成金

本学における過去5年間の奨学寄附金、研究助成金の受入件数、受入額は次のとおりである。

年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
件数	34件	26件	22件	18件	28件
金額	19,128千円	15,588千円	9,925千円	10,433千円	17,156千円

2019年度には、年間28件の奨学寄附金・研究助成金を受入れている。

④ 資金運用（受取利息、配当金）

本法人における過去5年間の資金運用（受取利息、配当金）の金額は次のとおりである。

年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
金額	13,133千円	12,833千円	13,124千円	20,713千円	38,817千円

資産運用については、学生生徒納付金収入減少や運用金利が低迷する中、財務基盤の安定に寄与するため、2017年度から資金運用計画の範囲内で運用額を増額し、受取利息、配当

金が増加している。

(2) 長所・特色

本学は、借入金に依存せず、自己資金及び補助金等を活用した事業活動を行っている。資金面では、将来の支出に備えて保有資産を確保し、資金運用は収益性及び堅実性に重点を置きながら、健全な財務基盤を堅持している。

保有資産の確保については、退職金支出や施設設備の改修に備えるため特定資産により必要とされる額を確保している。

(3) 問題点

特になし。

(4) 全体のまとめ

本学はこれまで事業活動を借入金に依存することなく自己財源で行い、健全な財務基盤を堅持してきた。しかし、近年の収容定員の未充足に伴う学生生徒納付金の減少により、今後は収支バランスの維持が難しくなっていくと予想される。そこで、このことに対応するため、当初予算要求の手続きに関する要項を制定し、予算申請の段階から各予算単位責任者は、前年度及び当年度の予算執行結果に関する点検・評価を費用対効果の検証を含め実施し、不要不急の事業に係る予算申請を削減する仕組みを構築した。またこのプロセスにおいて、運営会議は全ての各予算単位責任者に対してヒアリングを実施し、限られた財源の中で本学の理念に照らして真に必要とされる教育研究活動に所要の予算措置をするための総合的な判断を行うことが可能となった。

また、本学の持続的な発展を目指し、財務基盤の構造的な強化を図るため2020年度から2029年度までの10年間の財務計画を作成した。この財務計画は、教育研究の質を保ちつつ、既存学部、学科の収容定員及び教員数の適正化並びに学部の新設等が盛り込まれた内容となっている。2023年度の新学部の開設に向けて財務計画の見直しを適宜行いながら、財務基盤の強化に向けた対応を着実に推進していく。

終章

1. 全体の総括

今回の第3期認証評価受審にあたり、大学基準協会が設定する10の「大学基準」、すなわち(1)理念・目的、(2)内部質保証、(3)教育研究組織、(4)教育課程・学習成果、(5)学生の受け入れ、(6)教員・教員組織、(7)学生支援、(8)教育研究等環境、(9)社会連携・社会貢献、(10)大学運営・財務、について、「大学基準」に基づいて定められた「点検・評価項目」に照らして自己点検・評価を行った。その結果、(4)教育課程・学習成果、及び(5)学生の受け入れ、を除く8の基準において、本学は良好な状態であると評価している。したがって、本学は、学長のリーダーシップの下、全学的な教学マネジメント体制を構築し、第3期認証評価において重視される内部質保証システムを概ね有効に機能させていると思料する。しかしながら、基準(4)及び(5)で確認された複数の問題点は、大学としての水準をより向上させるための改善点と認識すべきものである。これらの問題点については、現時点で改善に向けた取り組みが検討、実行されつつあるが、今後優先的に取り組む必要がある。

2. 今後の展望

全学並びに各学部、各研究科の3つの方針が、2021年4月1日に改正される。学長が統括する全学的な教学マネジメント体制のもと、策定指針に基づいて策定された2021年4月1日改正の3つの方針は、一貫性、整合性を高めた、各学部、各研究科の各学位プログラムにおける教育の質保証の起点として適切なものと思料する。基準(4)において、学位授与の方針に掲げた学習成果を評価する指標の設定が遅れていた点に関しても、改正される教育課程編成・実施の方針の下で、学位授与の方針に示す資質・能力への達成度を評価する体制をより着実に整備していく予定である。また、基準(5)における収容定員未充足の問題に対しては、広報活動を強化するとともに、学部新設に併せた既設2学部の定員縮減を伴う発展的改組に向けて準備を進めている。2020年に「新学部設置準備室」を発足させ、2023年の医療系2学部の新設を目指し、議論を重ねている。

本学は、1977年に薬学部のみ単科大学として設立されて以降40年余に亘り、社会に貢献する有為な人材を輩出してきた。実験動物施設や放射線同位元素利用施設などの教育研究施設の整備に加え、「高度薬剤師教育研究推進センター」や「産官学連携推進センター」などの全学的組織を設置し、社会貢献の推進に努めてきた。さらに2020年12月には、薬学部の附属施設として「臨床薬学教育研究センター」を設置し、地域医療への一層の貢献を目指し、臨床薬学分野における先進的かつ積極的な活動を推進している。また2021年4月には、同じく薬学部の中に、特色ある薬学教育の企画、実施及びリメディアル教育をはじめとした学修支援全般を推進する附属施設として、「薬学教育センター」を設置する予定である。これら2つの薬学部附属センターの設置に加え、上記の新学部設置構想の実現を通して、建学の精神に基づく継続的な社会貢献を推進するとともに、今後も内部質保証システムを適切に機能させ、自己点検・評価を踏まえた不断の改善活動を実践していく所存である。